

平成26年3月10日

◎**浜田委員長** それでは、ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10時2分開会)

◎**浜田委員長** 御報告いたします。

土森委員のほうから少しおくれる旨の連絡が入っておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてでございます。

当委員会に付託されました事件は、お手元にお配りをしてございます付託事件一覧表のとおりでございます。

日程につきましては、お手元にお配りをしてある日程案によりたいと思いますが、なお委員長報告の取りまとめについては3月17日の委員会で協議をしていきたいと思っております。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りをしてございます日程案によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 異議なしと認めます。よって、さよう決めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題といたしまして、各部署の説明を受けることといたします。

《危機管理部》

◎**浜田委員長** それではまず初めに、危機管理部についてであります。

最初に、議案について危機管理部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

◎**高松危機管理部長** それでは、今議会に提出いたしております議案について、その概要を説明をさせていただきます。

まず、26年度の当初予算について御説明を申し上げます。

資料といたしましては、お手元の青いインデックスで危機管理部とあります危機管理文化厚生委員会資料、議案説明資料を使って御説明を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは1ページをお開きください。

平成26年度危機管理部当初予算の概要というペーパーになります。

危機管理部の26年度予算の編成におきましては、左のほうに書いてありますとおり、県民の皆様が安全・安心に暮らせる社会を目指して、南海トラフ地震を初めとする風水害な

どの自然災害や火災や新型インフルエンザ、原子力災害などさまざまな危機事象に備えるとともに、発災時の円滑な応急対策や復旧活動に向けて取り組むことを基本方針として編成をいたしました。特に、南海トラフ地震対策につきましては、本年度は第2期の南海トラフ地震行動計画の初年度として、24年度に引き続き避難路、避難場所や津波避難タワーの整備など津波から命を守るための対策に全力を挙げるとともに、助かった命をつなぐための応急対策にも取り組んでまいりました。26年度は、こうした避難施設の概成を目指して取り組みますほか、総合防災拠点の整備や避難所の確保対策など応急期の対策を本格化させてまいります。

そのための予算といたしまして、上の段、右のほうにありますように、26年度の予算額は、人件費を除きまして39億7,200万円余、対前年度比で178%、17億4,300万余の円増加となっております。

それでは、このページの危機管理部のその下のほうの予算体系、1番から3番の柱立てをしております。これに沿って取り組みの主なものを御説明を申し上げます。

まず1番目、総合的な危機管理、防災対策の推進といたしましては、まず黒いぼつで1点目でございますが、応急期の対策として、被災地に近い場所で前方展開型の応急対策活動を実施するためのかなめとなります県内8カ所の総合防災拠点について、災害時にさまざまな機関が活動できるよう、非常用電源設備や通信設備などの整備を進めてまいります。また、これにあわせまして災害対策支部の充実として、発災時にはこれら防災拠点の運営に当たりますとともに、日ごろは市町村や地域の防災機関との連携を図り地域の防災力の向上に取り組むために、県内5つのブロックに17名の専任職員を配置をいたしまして、南海トラフ地震対策推進本部の地域本部を設置することといたしました。

次に、2つ目の黒ぼつで、総合防災訓練につきましては、これまで個々に行ってまいりました県庁での災対本部の立ち上げ訓練や孤立地域からの救助、搬送訓練などを組み合わせまして、より実践的なものとしてまいります。また、本年度から全庁で取り組んでいる南海トラフ地震応急対策活動要領、いわゆる県庁のBCPでございますが、これに基づく各所属ごとの訓練につきましても職員の安否確認など初動対応にとどまらず、次のステップに踏み出す訓練へとより実践的なものとしてまいります。さらに、訓練結果につきましては、活動要領の検証、見直しなどにも反映をさせてまいります。

次に3点目でございますが、災害時の情報共有などを図る情報基盤であります総合防災情報システムについては、新たにインターネットを通じて有線、無線を問わずアクセスできる機能を付加することにより関係機関の連携機能を強化するなど、リニューアルをいたしました。来年度は、このシステムを使用した情報収集、伝達訓練を実施し、災害対応の強化に取り組んでまいります。

次に、課題解決先進枠予算として記載をしておりますが、新たに策定する原子力災害対

策行動計画に基づきまして、健康政策部とも連携して緊急時の放射線量の測定、いわゆるモニタリングや関係機関での情報伝達などの訓練を実施してまいります。

次に、大きい柱の2つ目の、南海トラフ地震対策の着実な実行でございます。

まず1点目、津波からの避難空間の整備につきましては、本年度末で避難路、避難場所は計画総数1,445カ所に対して791カ所、避難タワーは計画総数115カ所に対して45カ所が完成する見込みとなってまいりました。ただ、用地の確保など地元での協議に時間を要したことや入札不調などの原因によりまして、施設整備がおくれているケースも見受けられます。このため、本年度までの事業を対象としていました市町村の実質的な財政負担をゼロにする津波避難対策等加速化臨時交付金制度、これを1年間延長いたしますとともに、南海トラフ地震に関する特別措置法により補助率がかさ上げされました国の補助制度も活用しながら、一日も早い完了を目指して市町村を支援してまいります。

次に、こうした対策により助かった命をつなぐ対策にも本格的に取り組んでまいります。その中では、被災された方々の生活の場となる避難所の確保が重要となってまいります。現状では、最大クラスの地震、津波が発生した場合には、県全体で約12万人分の避難所が不足しており、施設の耐震化や学校における教室利用の検討など、避難所の収容力をふやす市町村の取り組みを支援しているところであります。来年度からは、避難所として活用できる地域が所有する集会所、市町村の所有でなく、地域あるいは集落が所有する集会所などの耐震化を支援する制度を創設いたしましたので、市町村にはこの制度も活用していただきながら避難所の確保に努めていただきたいと思います。

また、3点目の自助、共助に対する啓発といたしましては、第2期の行動計画では平成27年度に県民の皆様の津波からの早期避難の意識率を100%にすることを目標に取り組みを進めておりますが、そのためには県内くまなく積極的に出向き、幅広い年代の皆様に地震や津波に関する知識を深め、実際に揺れを体験していただく機会をふやすことが重要だと考えております。このため、起震車を追加配備し、2台体制とした上で、本年度制作いたしました東日本大震災での津波の状況などを収録したDVDも活用して、県民の皆様に強い揺れから身を守った上で津波から迅速に避難するという意識の啓発を図ってまいります。

次に、3つ目の柱は、消防力、防災力の向上でございます。

まず1点目として、4月から消防防災ヘリは2機体制での運用となってまいります。これらのヘリは県警のヘリとともに地震が発生した場合、地震や津波による被災状況や道路の状況などの情報をいち早く収集することはもとより、迅速な救助活動を行うことが期待されています。このため、最大クラスの津波に対してもヘリの運航が可能となるよう基地の移転用地のかさ上げを進めており、平成27年度の完成を目指しております。

また、地域の防災の中心的役割を担う消防団につきましては、本年度に引き続き救命胴

衣やトランシーバーといった団員の命を守るための装備が早期に充実が図られますよう市町村への支援を継続いたしますとともに、新たに発災時の機動的な活動に資することが期待されます赤色の消防のバイクでございますが、その配備についても支援を行ってまいります。

このほか、ここの3点目といたしまして、木造住宅が密集する地域での地震火災などから住民の命を守るための出火防止対策、延焼防止対策、そして大規模火災からの避難対策などにつきまして、モデル地域における検討を通じて指針を取りまとめ、市町村にお示しすることとしております。

続きまして、補正予算について御説明を申し上げます。

資料No.④議案説明書でございます。

33ページをお開きください。

平成25年度2月補正予算といたしまして、危機管理部からは総額で3億8,800万円余の減額をお願いするものとなっております。これらは主に、委託事業に係ります入札残、それから補助金の確定による減額でございます。

続きまして、35ページをお開きください。

繰越明許費といたしまして、総合防災対策費では、総合防災拠点の非常用電源の設計について調整に日時を要したため、380万円余の繰り越しをお願いをするものでございます。

次に、40ページをお開きください。

まず1つ目に、消防防災ヘリコプター運航管理費でございます。消防庁から年度末に貸与されますヘリコプターの格納庫整備に係る経費でございます。それと、下のほうの地域防災力向上事業費、これはタナスカの石油基地などを対象とした被害想定を行うための事業費でございます。いずれも事業の計画調整に日時を要したため、ヘリコプターにつきましては8,900万円余、それから地域防災力向上事業費につきましては、地質調査等に係ります経費4,500万円余の繰り越しをお願いするものでございます。

このほか、危機管理部からの議案といたしましては、条例議案が3件ございます。

一件は、火災取締法により知事の権限とされています煙火の消費に关します許可権限を、南国市に移譲するための高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案、それから消費税及び地方消費税の引き上げに伴いまして消防関係の手数料を見直すための高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案、そして新たな想定に基づきまして自助、共助、公助のさまざまな備えを着実に進めていくための高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案をそれぞれ、さきの2件につきましては消防政策課、それから最後の1件につきましては南海地震対策課から提出をさせていただきます。

以上で議案の概要の説明を終わります。

なお、それぞれ詳細につきましてはこの後、各課長から説明をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

◎**浜田委員長** はい、ありがとうございました。

それでは、次に所管課の説明を求めるといたします。

〈危機管理・防災課〉

◎**浜田委員長** 初めに、危機管理・防災課の説明を求めます。

◎**橋口副部長兼危機管理・防災課長** 危機管理・防災課でございます。

まず、26年度の予算議案に先立ちまして、来年度の主要な取り組みについて御説明を申し上げます。

議案説明資料の危機管理・防災課、赤いインデックスのところです。その資料をお開きください。危機管理・防災課でございます。2ページあります。

1ページ目ですが、地域防災体制の強化を図りますため、来年度から南海トラフ地震対策推進地域本部を新設することといたしております。これは、南海トラフ地震を初めとします大規模な災害に備えるには、やはり地域ごとでの防災力の向上が必要と判断をいたしました。地域ごと5カ所に合計17名の専任職員を配置しようとしております。設置する場所につきましては、安芸、南国、いの、須崎、それから四万十市、それぞれの県の出先の庁舎になろうかと思っております。それぞれ3名ないし4名の配置となります。その役割についてですが、日ごろは知事を本部長といたします南海トラフ地震対策推進本部の地域本部として、管内の出先機関、消防、自衛隊など関係機関を含めました地域の応急活動体制を構築するのが一番の業務かと思っております。また、現在、整備を進めております総合防災拠点、その整備、それから拠点ごとの行動マニュアル等の作成、それから市町村の防災対策のさまざまな支援といったことも業務の一つでございます。地震が発生いたしました場合には、災害対策支部として管内の情報収集、総合防災拠点の運営、市町村の支援の調整といったことを行うという位置づけにしております。

そのイメージでございますが、右に図がございまして、下のほうをまず見ていただきますと、県の全体的な災害対策本部のもとで総合防災拠点と、それを核として地域の災害対策を所管することになります。それぞれの地域本部のイメージは、その上に戻りますが、上の黄色いような図ですが、そういったイメージになります。地域本部は日ごろからございますが、それと総合防災拠点の運営、そういった検討を進めながら、その地域の県の各出先事務所のそれぞれの役割を統合するような形でいろんな対策を進めてまいります。もちろん、市町村、それから応急救助機関、そうしたところとの日ごろの連絡調整、訓練の実施、そうしたことを行ってまいり、そういうようなイメージでございます。

次の2ページでございます。

その総合防災拠点に絡みまして、整備を順次進めることとしております。発災後にさまざまな拠点となります機能、それを確保いたしますため、本年度から3カ年で8カ所の拠点の整備を行っております。来年度につきましては、非常用電源、屋内運動場を新たに整備中のものと広域公園を除きまして来年度に完了させる予定でございます。

また、通信機器につきましては、種類といたしましては衛星携帯電話、それからインターネット衛星の通信機、パラボラアンテナを備えたようなものですが、それとヘリとの交信を行う無線機、その他無線、各拠点によっては電波がなかなか届きづらいといったところもございますので、いわゆる外づけの外部アンテナを設置いたしまして安定的な通信が確保できるような、そういった整備を順次進めていく予定でございます。

備蓄スペースにつきましては、既存の施設を指定させていただいておりますので、そういったスペースのないところ、あるいは少ないところに関しましては備蓄倉庫を新たに設けるようにしております。

それと、移動手段といたしましては、今のところ考えておりますのが、バイクを各拠点2台ずつのような形で整備を図っていこうと思っております。

それから、一番下でございますが、ヘリの燃料につきましては、これもこれまでも何度か御説明はいたしましたが、やはり応急救助のかなめとなりますヘリにつきましては、やはり高知空港が被災することを考えますと、ヘリ燃料の県内での確保というのが非常に重要になってまいります。ただ一方で、さまざまな法規制とか、それから抱えたはいいものの、ふだんのヘリの燃料の消費をどうやってやっていこうかということも検討する必要がありますので、来年度そうした検討を進めまして、27年度には実際の整備を図れるように取り組んでまいりたいと思います。

主にこの2つの取り組みを通じまして、市町村、地域の防災力の向上に取り組むこととしております。

それでは、議案説明書のほうに基づきまして、来年度の当課の歳入歳出予算について説明をいたします。

②の資料にお戻りいただけますでしょうか。

その72ページをお開きいただけますか。

まず歳入でございます。

7の分担金及び負担金、そのうちの危機管理・防災費負担金1,054万4,000円でございます。これは、防災行政無線のシステムの保守及び修繕に係ります市町村からの負担金をいただいております。34市町村均等割でいただいております。

それから、9、国庫支出金、危機管理・防災費補助金175万円ですが、これは毎年行っております震災対策訓練の経費として、国の防災・安全社会資本整備交付金を受け入れるものでございます。

それから、ページが変わりまして73ページ。

12番の繰入金のうちの地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入でございます。これは、国の経済対策で追加されます公共投資の地方負担が大規模であるということで、地方の資金調達に配慮して交付されるもので、来年度は職員待機宿舍の整備事業などで活用することとしております。

それから次に、歳出でございます。

74ページになります。

全体的で危機管理費10億80万4,000円、前年度より6億7,000万余増となって、大幅な増加となっております。

順次、右の説明欄の項目で説明をいたします。

そのページの一番最下段、人件費は、部長、副部長を含みました18名の人件費に当たるものでございます。

次の75ページ。

3の危機管理・防災推進費でございます。これは、危機管理部共通の事務経費のほか、法定の防災会議や風水害国民保護事案、新型インフルエンザなどさまざまな危機事象に対応するための経費となっております。この中には、24時間即応体制を図るための経費でありますとか原子力災害対策経費、それから米軍飛行訓練を観測するための経費、そういったものが含まれております。

中ほどの改修工事監理委託料488万円とその下の改修工事請負費でございますが、この2つにつきましては、本年度に設計を行いました高知市旭にございます職員の待機宿舍、それを改修することとしておりますので、その改修工事のための費用でございます。

事務費3,000万円弱でございますが、それは来年度、新たに計画しております原子力災害を想定した緊急時の訓練に要する経費、あるいは米軍機の低空飛行訓練の騒音を測定するための騒音観測装置、そうした経費でございます。

次、4の防災情報・通信システム管理運営費でございます。これにつきましては、市町村や防災関係機関との通信基盤のうち最も重要になります防災行政無線システムや災害時の被害情報などのデータを共有いたします総合防災情報システムを確実に稼働させるために必要な保守管理等に必要な予算となります。

まず、防災行政無線施設保守業務等委託料でございますが、これは施設全体の維持管理に当たります。無線局全局、無線局は衛星局が1カ所、地上局は99カ所ございますが、その保守点検に要する費用と、県内に16カ所、山中に中継所がございますが、その非常用発電機の法定点検の委託料、そうしたものでございます。

それから、総合防災情報システム保守管理等委託料4,400万円余りでございますが、これは本年度に更新整備をいたしました総合防災情報システムのデータ管理やヘルプサポー

トを含みます障害対応、そうした一連の費用でございます。

それから、76ページ災害対策支部情報収集訓練委託料でございますが、これは地震が発生した場合に設置いたします先ほどの5つの災害対策支部、そこでの情報収集を行う訓練に要する経費となっております。

その下、実施設計等委託料350万円弱でございます。それと、改修等工事請負費2,400万円余りでございますが、それは県の本庁2階にあります第2応接室、そこで災害対策本部と会議等を行う際に必要となります映像設備、そうしたものを設置するため、あるいはそれに付随いたしまして部屋の改装工事を行いますので、そうした経費になります。

それから、自治体衛星通信機構負担金1,800万円余りでございますが、これは衛星系の防災行政無線を利用している国、都道府県がそれぞれ応分の負担を行うものの経費でございます。

防災行政無線等電波利用負担金は、総務省に支払う法定の負担金でございます。無線局の種別、局数によって定められております。

事務費につきましては、今申し上げたような総合防災無線の修繕費、通信費、あるいは発電機の燃料費、備品購入費等々でございます。

それから、5、総合防災対策費でございます。これは、6月に毎年実施しております県の総合防災訓練、来年度は南国市の物部川の右岸で予定をしておりますが、そうしたものの経費、それから先ほど申し上げた総合防災拠点、県内8カ所のさまざまな整備経費、それから地域ごとの防災体制を確立するための整備に要する経費、それから浦戸湾周辺の津波火災などの被害を検討するための経費でございます。

具体的には、災害対策本部等震災対策訓練委託料950万円弱でございます。これは、昨年6月に策定いたしました南海トラフ地震応急対策活動要領、県のBCPに基づきまして県庁の震災対策訓練を実施するためのシナリオの作成や訓練運営補助を委託するものでございます。先ほども説明いたしました地域本部とも連携して、地域ごとの運営訓練もあわせて行うこととしております。そうした本部、支部の訓練をあわせて行いますことで、活動要領の検証と職員の災害対応能力の向上を図ってまいります。

次の総合防災拠点設備設計等委託料でございます。また、その3つ下の総合防災拠点設備整備等工事請負費でございます。これは、先ほど冒頭にも申し上げた非常用電源と備蓄倉庫の設計、建築施工管理を委託するものでございます。また、設計が終了した場合には、その箇所につきましては実際の工事を行う経費でございます。

それから、次の石油基地等被害想定調査等委託料1,800万円弱でございますが、浦戸湾内のタナスカ地区、中の島地区の石油基地等の地震、津波対策の必要性を検討するために、護岸や石油基地の被害想定のための耐震照査の検討を行う費用でございます。本年度の補正で進めておりますL1クラスの地震と津波の対策の検討の継続と、これに引き続き

ましてL2クラスの地震、津波に対する対策の検討を行ってまいります。

次の応急対策活動燃料確保事業負担金1,800万円余りでございます。これは、高知市消防局が春野にございます南部分署に設置する燃料タンクにつきまして、県といたしましても応急救助機関などが使用する燃料を確保する目的で、建設費や燃料代につきまして応分の額2分の1を負担して災害時の燃料を確保するものでございます。12月議会におきまして認めていただきました債務負担の現年化分になります。

事務費につきましては、それぞれ地域本部で必要となります公用車や防災総合無線通信機器などの備品購入費を計上しております。

歳出は以上でございます。

続きまして、平成25年度の補正予算につきまして説明をいたします。

議案説明書の④をお願いいたします。

34ページになります。

歳出のところにあります、増額いたします429万6,000円でございます。これは、香美市からの交流職員の人件費の相当額を負担するものでございます。

それから、35ページ。

繰越明許費の明細書でございます。

これは、総合防災対策費、本年度に実施しております総合防災拠点の非常用電源設備でございますが、春野と野市と宿毛の3カ所につきまして設計をすることとしておりましたが、その設置場所やこういった出力規模にするのか等々につきまして調整に日数を要しましたことから、来年度当初に発注を行うことといたしまして、全額を明許繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

危機管理・防災課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎**浜田委員長** はい、ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

◎**上田委員** 地域本部の件ですが、大体、御説明でイメージというか理解一定できますけど、もう4月から始まるということで、もう具体的な分はできていると思えますが、例えばこの5つのブロック、いの町でしたら中央西土木事務所へその機関を置くという説明ですが、その5ブロックの4月からの人員体制とか運営ですかねえ、そのあたりをちょっと具体的に。

◎**橋口副部長兼危機管理・防災課長** 今のところ総務部のほうと話しておりますのは、それぞれ3名ないし4名と申し上げましたが、やはりさまざまな課題がちょっと大きい一番東部の安芸地域と、それから一番西部の幡多地域には4名、その他の拠点には3名ずつという形となります。それから、職員の種類といいますかランクとしましては、今のところ課長級の職員が1名、地域防災企画監という職名になろうかと思えますが、それを置きま

して、その下にチーフと担当、幡多と安芸につきましては担当2名といった形になります。来年度それできりあえずスタートをさせていただきますして状況を見て、順次充実をさせていきたいというのが私どもの考えでございます。

◎上田委員 本当にその地域防災力の強化ということで前面に出て、より市町村、地域とやっいていこうということですが、例えば中央西土木事務所でしたら所長がおいでで、一つの事務所として確立してますよねえ。そこへ新たに南海地震の分が入っていくということで、福祉保健所もありますが、事務所そのものと今度、体制整えて、そのあたりの連携はどんなことを考えておられるのか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 土木事務所の中に入るわけではございませんので、組織としては独立といいますか、本庁の危機管理・防災課に所属する職員が土木事務所なり、あるいは福祉事務所の管理する庁舎の一角をお借りします。ふだんは、その我々の専任職員が核となりまして南海トラフ地震推進地域本部ということで、本部の本部員は土木事務所も福祉保健所も県税事務所も含めた各出先の所長がメンバーになりますので、その会議を運営することでふだんの連携を図っていくと。これまでは年に1回ほど、何というか、顔合わせをするようなことでしたが、それをもうちょっと深めていくといったイメージでございます。

◎上田委員 例えばこれ見てましたら、幡多とか須崎、安芸、南国へ置くのは割と津波対策、海岸の分がありますが、例えばいのなんかへ置く場合は山津波もございますよねえ。結構このイメージ見てたら幅広い分ですので、例えば3人体制でカバーし切れるのとかいう、そういうちょっと不安もございますが、そのあたりまた地元の市町村と連携とって当然やられると思いますけど、そのあたり、連携を深くとるようなことでやっていただきたい、これ要望ということでお願いをいたします。

◎黒岩委員 この総合防災拠点の整備計画の説明ございました。それで、27年度までに完結をする計画ですけれども、この非常電源設備、通信機器、備蓄倉庫等々の御説明があったわけですが、この拠点のその規模的な問題、それは大体どんなイメージがあるんですか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 拠点の規模は、当初、計画する際に応急救助機関がどれだけ来るか、それからヘリを使うのであればどれぐらいのスペースが要るかということで、既存の施設の中からそれぞれ大体普通の拠点ですと3ヘクタールとか、それから最も核となります春野、県中央部につきましては7ヘクタール、そうした規模が確保できる既存の施設を選定させていただいております。それだけで足りるのかというような議論もございますが、やはりそこだけで全てを賄うわけではございません。一定そこが拠点にはなりますが、そこからさらに各市町村のほうでそれぞれの活動拠点といったものを国も位置づけをしてしておりますが、それも今後、順次見直しをされるんですけども、そういうそれ

ぞれの現場に近いほうとの拠点と連携を図ってまいりますので、とりあえずはそれで足りるのかなど。ただ、いろんなことを今後詰めていく中で、拠点の数そのものも広さにつきましても順次見直しをする必要は出てくるのかなどは思っております。

◎黒岩委員 それで、それぞれの拠点をそういう形で運営していく人です、人数的なものとかはどんな感じなんですか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 それもこれからの検討ばかりで申しわけないですけども、イメージとしましては今後配置します専任職員がキーになります。その専任職員が事務局的な形で各地域におります土木事務所、保健所、県税事務所、その他の県の職員を動員するような形になると思います。当たり前ですが、土木事務所にはそれぞれの役割はありますし、保健所も役割あります。そことうまく調整をする形で、どうしても必要な防災拠点にまず配置する職員を事前にピックアップするような計画を今後それぞれ拠点ごとにつくっていくことになろうかと思えます。

◎黒岩委員 そこで一番問題になってくると思われるのは、その防災拠点に行けるかどうかということです。そのあたりが非常に難しい視点だと思うんですけども、そのあたりも含めてどのように設定していくのか非常に難しいと思うんですが、今の時点ではどうですか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 確かにおっしゃるとおりで、拠点に限らず司令部になります土木事務所のある庁舎に向かうことも非常に難しい場面も想像されます。そこらにつきましては今後、できる限り近くに住まうような方向で検討することもありますし、それからアイデアといいますか、ほかの県でもやられておりますが、例えば所属に限らず、例えば土佐清水にお住まいの防災にかかわってない職員でも、いざとなれば動けないわけですので、そういった職員を総合防災拠点とかにまずは張りつけをするルールをつくってみるとか、いろんなことをやっていかないとなかなか難しいという認識がございます。いろいろ考えてまいります。

◎浜田委員長 関連ですけれども、移動手段で何か車両の購入なんかも多分入ってると思うんですけども、まさか軽四を公用車で購入して、それで活動するというわけじゃないでしょうね。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 今のところ軽かどうかはちょっとあれですけど、少なくとも四輪駆動タイプの悪路に行けるようなものを想定しております。

◎浜田委員長 やっぱり市町村も、それから消防団なんか、消防署もやる気を見てますので、やっぱりそれぐらいのSUVとかオフロードタイプの四輪駆動車にパトロール機能のスピーカーも設置する、あるいは上へ回転灯も設置する、それから救急キットは必ず後ろへ整備すると、そのぐらいの形でばんと、この横へもこう高知県危機管理部地域何とか、こういうのやって県民にやるぞという意識を見せるという意味では非常に宣伝効果もある

と思いますので、ぜひそこら辺も気をつけていただきたいと思います。

◎金子委員 2点、関連しますけれども、地域防災力向上ということで5カ所、県内に支部ということで、非常にこれ住民にとっても心強いと思うんですけども、この職員の宿舎とか常駐、いわゆるその事務所の中に居住するということがないと、去年も説明させていただきましたように、緊急時に招集体制がとれないという心配があると思うんですが、それぞれの事務所に居住地を構えて、そこで張りつけるぐらいな姿勢で示していただきたいということと、それからこれ直接関係ないんですけど、人命にかかわることですので、助かった命をつなぐということに26年、集中的にいろんな対策とられておるわけですけども、助かるまでの命をどう確保するかと、これは個人の問題になると思います。

土木部に関しますけれど、横断的なつながりありますんで要望しておきますけれども、私も土佐清水市から室戸市まで海岸、特に津波の心配のある市町村ずうっと歩いてみたわけですけども、耐震化、70%とてもいけてないですよ。50%いっていただいたらいいほうだと思う。自分の目で、素人でずうっと見るわけですけども、本当に70%で、32年度までに95%の目標で補助が90万円ですか、それで本当にいけるのかどうか、各市町村からももう一回集計し直して、助かった命をつなげるまでの段階のあり方をどうするかという、これをぜひ進めていただきたいと思います。例えば、耐震化なんかも去年、今年度の予算で部屋のシェルターのような簡潔な方法を他の事例を参考にしながら検討してみるということでしたが、愛媛県なんかはもう既にすごいシェルターつくってるわけで、70万円。絶対大丈夫という、2階が崩れても落ちないという。そういうふうなこう全面体制じゃなくて個別の部屋の補助で、そういうものも積極的に活用するような市町村との協議をぜひ進めてもらいたいと思います。

その2点をお願いします。

◎西内（隆）副委員長 76ページの訓練委託料についてなんですけど、シナリオ云々っていう話があったと思うんですけども、こういうものの委託先というのは、まあ言うたらそういう専門の業者っていうのがあるんですか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 それを専らやっておりますコンサルタントっていうのはおられます、はい。

◎西内（隆）副委員長 そしたら、行政的課題なんかにも一応中のことにも明るくてやられてるといことだと思えますけども、それともう一つちょっと細かい、工作物等工事請負費っていうのがそれで出てますわねえ。

だから、シナリオも上がってない段階でこの工作物等っていうのが上がってくるというのは、大体その近いような例から大まかに出してるということですか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 これにつきましては、総合防災訓練、毎年やっております。以前は例えば風水害を念頭に置いてました。今でもそれは一部あるんですけど

も、例えば土のう積みでありますとかそういったものは地域の消防団が出てくる、それからこの工作物に関しましては倒壊家屋とか火災とかそういったメニューがございまして、それは消防団とか消防署、あるいは救出する場合がありますと自主防の方々が救出に当たるみたいなそういうメニューがずっとございますので、そのメニューは我々の要求仕様としてこれは入れてくださいということで毎年やっておりますので、まずは工事請負費につきましては予算費目上、独立しますのでこういう形で出させておいていただいて、その上でコンサルタントのほうにはこのメニューも組み入れてシナリオをつくってくださいというお願いをしておるものでございます。

◎塚地委員 先ほどの防災拠点の関係で、総合対策本部なんだけど、高知市との関係はどんな形になっていきゆうんですか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 高知市につきましては、市町村が1市でありますことと本庁、県に近いといったことがございますので、これまでも災害対策支部というものが置かれておりませんでした。その延長といたしますか、そういったこともありますので、災害支部を別途置くよりは、これまでどおり本庁と物理的にも近い、意思疎通もそこそこできておるといふこともありますので、直営という形で高知市についてはカバーしていきたいと思っております。

◎塚地委員 直営っていうのは、本課という意味ですね。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 本課、はい。

◎塚地委員 はい、わかりました。

それで、各ところに3名から4名っていうところなんですけど、この間もずっと防災会議への女性の参加とかいうことも含めて、やっぱり女性の視点で全体、女性や高齢者っていう生活者の視点でそこをどう構築していくかっていうのも大きな視点の一つになるかと思うんですけど、そういう点で例えば17名の中で女性を置くっていうのはなかなか専門的に難しいかもしれないんですけども、そういう議論そのものがあつたのかどうなのか、その時点でどういう考え方かっていうあたりはいかがですか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 正直申し上げて、その17名に女性がいるかどうかは私どもまだわかりませんし、専任職に女性をとるという議論は正直しておりません。ただ、おっしゃったような女性視点での特に避難所生活、それからその手前のいろんな応急対策にそういった視点が重要というのはもう重々わかっておりますので、直接その職員に女性がいないにかかわらず、市町村なり、あるいは応急救助機関と協議する際には当たり前のこととしてそういった意識を持った職員、そういった研修なんかもしていきたいと思っております。

◎塚地委員 ぜひそういう、特に避難所の運営問題は大きいとも思いますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

市町村との関係なんですけれども、確かに今、市町村は本当に業務がすごく大変で、市町村職員すごく忙しくて、自主防災組織の活動の助成とかいうこともなかなか動きにくい状況もあると。このようなことでいうと、この県の防災総合拠点に行かれる方々は、結構、市町村のところに実体的に深く入っていくってような仕事もなさるってことですか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 市町村の仕事を直接代がわりすることはできないだろうと思います。ただ、それぞれ地域に配置しますので、市町村の防災上の課題がどこにあって、どういったところが困っておるか、そういったことをしっかり把握をした上で県の本庁、あるいはほかの機関とのつながりをしっかりしていく。それから、一部、津波避難計画などの点検といった大きな課題もございますので、そうした個々の分野においては、直接その職員が市町村と二人三脚というか、本当に一緒になって入っていく部分もあろうかと思います。

◎塚地委員 わかりました。ぜひ本当にこう具体的に進めていくってところで力を出していただけたらなあというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、別のことで、課題解決先進枠であった原子力災害訓練は、具体的にどのようなことを検討されているんですかね。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 これにつきましては、健康政策部と共同といいますか、歩調を合わせた形になります。県の原子力災害対策計画に基づいて緊急時、何かあったときにはモニタリングをするということになっております。その詳細計画につきましては、来年度の前半に健康政策部がさまざまな細かいことを決めてまいりますので、それができた後に、年度の恐らく後半になろうかと思いますが、その時点でその計画を、健康政策部の計画を見ながら具体的に考えます。ただ、もうちょっとわかりにくいと思いますが、今のところ考えておりますのは、やはりどこの場所でモニタリング、機械を持ってって測定するのか、その際の初動の動きを確認いたしますとか、それからデータがはかられた場合にどういう形で情報を伝達して共有するのか、そういった2つの柱になるんじゃないかと今のところ考えています。

◎塚地委員 その被害想定みたいなものは、どういうこう基準のものになるんでしょう。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 具体的なその被害想定は、これからそれこそシナリオをつくる必要もございますが、やはり実際的には伊方原発で何か起こった際に、果たして県境付近、あるいはどういった地域でどのぐらい影響があるのかないのか、例えば放射線量がどのぐらいになるという前提を置いてるわけではないです。伊方原発で何か起これば高知県にどういった影響があるのかを機械を持ってってはおはろうということですので、詳細な訓練上の設定につきましては今後、検討をいたしてまいります。

◎塚地委員 先日、自衛隊の広報を見ておりますと、ちょっと持ってきたらよかったんで

すけれども、南海トラフ地震が起こった際に浜岡原発と伊方原発、被害が起こるという想定がこう訓練の中身に書かれてあるんですね。その中身がどんなものなのかっていうことは私も今後、調査をしてみたいと思いますけれども、やっぱり苛酷事故を基本的には想定するということの最大値でやっぱり訓練も行う必要がありますし、計画も立てる必要があると思うので、これからその中身が具体化されていくということですので、ぜひそのところは想定外が想定外にならないというところでそういう訓練の考え方も持っていただきたいと思っていますが、そこはいかがですか。

◎橋口副部長兼危機管理・防災課長 おっしゃるとおりです。ただ、南海トラフ地震で伊方発電所がどうにかなるといふ想定には今のところなっておりません。ただ、何が起こるか分からない、発電所の直下で起こる場合もあり得りますし、想定外にならないような最大被害を想定したということは必要だろうと思いますが、一方で例えば本当に県民を避難させるとか、そういうことが必要であるか、そうしたことについては今後の健康政策部とのやりとりの中でどういったシナリオにしていくか、そこは詰めていきたいと思っています。

◎西内（隆）副委員長 このさっきのを含めて訓練の類いですけれども、南海地震のほうやなしに、特別委員会のほうやったかどうかわかりませんが、ブラインド訓練の話も出ちよったと思うんですよ。短期じゃなくて、中長期的にある程度、可能な段階でブラインド訓練もぜひ視野に入れてやっていただくと、これは要望でございます。

◎明神委員 せんだって宮城県議会の皆さんと意見交換したときに、この発災直後にその地域の皆さんが誰がどこに避難したやら一切把握されてないと、把握しようもないと。けがした隣の人が自衛隊のヘリによって、また防災ヘリによって運んでいかれたといっても、その方がどこの病院に運ばれたとか、一切それがわからずに大変困ったという話聞きました。やはり地域地域にこういう本部を設けるわけですから、その方とその本部と市町村と、それから自主防災組織の中の細かくその班なら班を決めておいて、その方ができる範囲で確認するというような体制をとっておけばいいんじゃないのかと思います。この人が本当に無事かどうか、どこにおるんか、どこの病院に行ったのか全然わからずに、誰に聞いても全くわからんということで大変困ったということですので、それを一つの参考にして、こういう地域本部がせつかくできるわけですから、市町村と、また自主防災の組織の皆さんとそういうときにどのようなマニュアルつくっておけば把握ができるかということも話し合っていたきたいということを要請しておきます。

◎浜田委員長 AW139の機体はもう入ったんですか。

◎高松危機管理部長 中旬過ぎにこちらのほうに参る予定であります。

◎浜田委員長 私はインターネットで見て、赤の機体しか見たことないんですが、一応白で来る予定ですか。

◎高松危機管理部長 赤だと聞いております。

◎浜田委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。

(な し)

◎浜田委員長 なければ、以上で危機管理・防災課を終わります。

〈南海地震対策課〉

◎浜田委員長 続いて、南海地震対策課の説明を求めます。

◎堀田南海地震対策課長 南海地震対策課の堀田でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、本議会に提案をしてございます予算議案と、条例の改正議案について御説明をさせていただきます。

まず、26年度当初予算でございますけども、議案書の説明に先立ちまして、平成26年度の南海地震対策課の主要な事業等について御説明をいたします。

青のインデックス、危機管理部資料の赤のインデックス、南海地震対策課の1ページをお開きください。

地震、津波等の災害に備えるために市町村が行います防災対策を支援する制度の拡充についてでございます。

右上の地域防災対策総合補助金は、地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指し、市町村等が行います事業に要する経費の2分の1を補助するものでございます。左にございますみんなで備える総合防災補助金を今年度に見直したものでございます。補助の対象となります事業の内容は、防災学習会の開催や高齢者世帯等の室内の安全対策など自助の取り組みを進めるもの、防災資機材の整備や防災訓練の実施など自主防災が行います共助の取り組みを進めるもの、津波からの避難場所の環境整備や市町村BCPなど防災計画の策定など公助として取り組むものでございます。平成26年度からの拡充内容としましては、避難所の環境整備や地域が行います自主防災組織の設立のための学習会の開催に要する経費なども補助の対象としたいと考えてございます。

次に、その下の緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金は、中山間地域の孤立対策として市町村が行います離着陸場の整備に要する経費の一部を補助するもので、補助率は3分の2、補助の限度額は1カ所当たり1,000万円でございます。平成26年度は、仁淀川町や黒潮町など10市町村において14カ所の整備を行います。

次に、下段の2つの制度は、津波からの避難対策を早急に実施するため期限を区切って設けているもので、左側の津波避難対策総合推進事業費補助金は、津波を正しく知り襲来を確実に伝える対策について、平成26年度まで市町村を支援していくこととしてございます。平成27年度以降につきましては、本来の制度でございます先ほど申しました地域防災対策総合補助金によることも含めて検討することとしてございます。

右側の津波避難対策等加速化臨時交付金につきましては、次のページで御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

この交付金は、津波からの避難空間の整備を加速化するため、整備に必要な市町村の負担を実質的にゼロにするとともに、地域の実情を踏まえたきめ細かな防災対策を推進するために市町村に交付するものでございます。交付対象につきましては、当初は平成25年度予算による事業までとしてございましたが、下段の棒グラフでお示しをしておりますとおり、避難路、避難場所や避難タワーの整備のピークが平成26年度となりましたため、期間を1年間延長し、平成26年度予算による事業まで交付対象とすることといたしました。

次のページをお願いいたします。

地域集会所耐震化促進事業費補助金でございます。この補助金の目的は、被災したとき、できれば居住地の近くで避難生活を送っていただくことが望ましいため、自治会等の地域が所有します集会所等を避難所として活用するため、地域が行います耐震改修を支援する制度を創設するものでございます。事業の仕組みとしましては、国の住宅・建築物安全ストック形成事業などを活用し、県と市町村が継ぎ足し補助を行うことにより地域の負担をなくするものでございます。ただ、補助額には1平方メートル当たり4万7,300円という限度額がございますので、所有者の負担が発生する場合もございます。来年度は予算額1,861万1,000円によりまして、香南市、北川村など4市町村で耐震改修を行います。

それでは、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書②の78ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけども、12款繰入金の2目こうちふるさと寄附金基金繰入は、自主防災組織の活動を支援するためにリーダー向けの研修や実践的な訓練研修に充当するものでございます。

3目地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入は、県民の皆様の安全・安心を確保するための緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に充当するものでございます。

次の14款諸収入の6目危機管理部収入は、臨時職員の雇用保険の本人負担分でございます。

その下、15款県債の2目危機管理債は、津波避難シェルターの整備に充当するものでございます。

続きまして、79ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

南海地震対策課の総予算額は22億1,956万1,000円で、前年度に比べまして6億6,479万円の増額、対前年度比143%となっております。増額的主要理由は、市町村が行います津波からの避難路、避難場所の整備において市町村の負担を実質的にゼロにするために、

平成25年度に設けました津波避難対策等加速化臨時交付金の増や津波避難シェルターの整備の費用を計上したことによるものでございます。

それでは、右端の説明欄に記載しております細目事業に沿って、その主なものを説明させていただきます。

まず、2、地震対策企画調整費は、南海地震対策を総合的に推進するための経費でございます。

2項目めでございます震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会運営委託料は、南海地震に関する県民向けの普及啓発のための講演会の事前準備、当日の運営などを委託するものでございます。

その次の番組制作放送等委託料は、県民の皆様には南海トラフ地震を正しく恐れ、備えていただくために、テレビ、ラジオ等で啓発活動を行うものでございます。

事務費は、臨時職員の賃金や国等への政策提言のための旅費などでございます。

次の3、地震対策推進事業費は、防災に関する人材の育成や事業者の防災力の向上のための支援、また長期浸水対策や津波避難シェルターの整備を行うための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

1項目めの南海トラフ地震対策優良取組事業所認定事業委託料ですが、この事業は県内事業者のBCPの策定率が約20%にとどまる中で、事業者の皆様には南海地震対策への取り組みを始めていただくきっかけとしていただくよう優良な取り組みを行っている事業者を認定するもので、本年度に創設したものでございます。第1回の認定のための審査会は先月開催し、16の事業者を認定をいたしました。来年度は上半期、下半期の2回、認定を行う予定で、本業務はその審査会へ事業者向けの説明会の開催準備等を行うものでございます。

次の防災士養成研修実施委託料は、地域での防災活動の担い手となります防災士を養成するための研修会の運営を委託するものでございます。防災士の養成には今年度から取り組み、119名の方が県の研修を受けて、その後、試験に合格し、防災士になりましたが、来年度は200名の養成を目標に取り組んでまいります。

次の南海トラフ地震宿毛市長期浸水対策事業委託料は、昨年5月に公表しました被害想定において、中心市街地のほぼ全域が長期に浸水する高知市に次ぎます厳しい状況が想定をされました宿毛市において、止水、排水、救助、救出の対策を検討するために委託するものでございます。

次の津波避難シェルター整備工事請負費は、室戸市佐喜浜町津野地区において収容人員71名のシェルターを整備するための工事請負費でございます。シェルターの施行においては、構造や現地条件等から大きな機械が使用できないため、期間が約20カ月かかると見込

んでおり、平成26年度、27年度の2カ年での施行となります。このため、後ほど御説明をいたしますが、26年度当初予算にあわせて債務負担行為も提案させていただいてごさいます。シェルターの整備費は、総額約3億2,300万円で、そのうち平成26年度は1億1,141万6,000円でごさいます。

事務費は、職員研修等の旅費や各種会議等のための会場借り上げ費などでごさいます。

次の4、総合防災対策費の1項目め、震度情報ネットワークシステム保守管理委託料は、高知県内に55カ所設置してごさいます震度計の情報ネットワークシステムの保守点検業務を委託するものでごさいます。来年度は通常の保守点検に加えまして、3年に1度行いますバッテリーの交換も行うこととしてごさいます。

事務費は、震度情報ネットワークシステムの修繕費や通信回線の使用料などでごさいます。

次の5、地域防災対策事業費は、自助、共助を基軸としました取り組みを一層進め、震災に強い人及び地域づくりを支援するとともに、市町村が実施する津波対策や地域住民の安全・安心の確保のための緊急用ヘリコプター離着陸場の整備などについて支援を行う経費でごさいます。

1項目めの起震車運転業務等委託料は、起震車の運行と起震装置の操作を委託するものでごさいます。起震車は今年度、2台目の製作を行っており、新年度から2台体制での運行となります。起震車運転業務の委託は、運用の効率化を図るために今年度から行っており、来年度については1台目は南海地震対策課のこの予算で、また2台目につきましては商工労働部の緊急雇用創出臨時特例基金を活用して行うこととしてごさいます。

なお、特例基金につきましては予算成立後に配当がえを受けることとしてごさいます。

次の自主防災組織リーダー研修実施委託料は、自主防災組織の活性化を図るためリーダーとして活動している方々を対象とした研修と、市町村職員や自主防災組織の方々を対象とした災害図上訓練や避難所運営訓練といった実践的な防災訓練の実施の企画運営を委託するものでごさいます。

最下段の地域防災フェスティバル開催委託料は、県民の皆様の地震防災対策の意識の啓発のため、先ほど危機管理・防災課が御説明をいたしました県の総合防災訓練と同時に開催しますフェスティバルの運営委託料でごさいます。

次のページをお願いをいたします。

地域防災対策総合補助金は、先ほど危機管理部の資料により御説明しましたように、災害に強い人づくり、地域づくりのために市町村等が行う事業に補助するもので、本年度はこの補助金を活用して32の市町村が事業を実施いたします。

次の緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおりでごさいます。

その次の津波避難対策推進事業費補助金につきましては、津波啓発パンフレットの作成や防災行政無線の戸別受信機の設置などを11の市町村で実施することとしてございます。

その下の地域集会所耐震化促進事業費補助金につきましても、先ほど御説明したとおりでございます。

次の津波避難対策等加速化臨時交付金につきましては、平成25年度に緊急防災・減災事業債を使いまして津波避難空間の整備を行った18の市町村に対して交付するものでございます。

事務費は、起震車の車両や装置の点検費、また地域での防災学習に高知防災備えちよき隊を派遣する費用等でございます。

次のページをお願いいたします。

津波避難シェルターの整備に関し、債務負担行為をお願いするものでございます。期間は平成27年度まで、限度額は総事業費 3 億 2,390 万 3,000 円から平成26年度予算 1 億 1,141 万 6,000 円を差し引きました 2 億 1,148 万 7,000 円でございます。

平成26年度当初予算についての説明は以上のとおりでございます。

続きまして、平成25年度一般会計補正予算について御説明をいたします。

資料の④補正予算説明書の37ページをお願いいたします。

南海地震対策課の補正額は、総額で 3 億 5,016 万 5,000 円の減額となっております。

右端の説明欄に記載しております細目事業に沿って、その主なものを説明させていただきます。

1、人件費は、市町村からの派遣職員 3 名の給与を負担するものでございます。

次の地震対策企画調整費の南海地震啓発パンフレット作成等委託料は、「南海トラフ地震に備えちよき」を改訂したのですが、入札残による減額補正でございます。

次の地震防災対策事業費の地域防災対策総合補助金と緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金は、市町村が行います事業の執行に関する地元調整に時間を要したことによる整備計画の変更などによる減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

津波避難対策推進事業費補助金は、防災無線の戸別受信機の設置希望者が想定より少なかったことなどによる減額補正でございます。

最後の津波避難対策等加速化臨時交付金につきましては、当初は算定の対象を平成24年度予算による事業で、平成24年度内に完成した事業と平成25年度に繰り越しをして12月までに完成した事業としてございました。しかしながら、地権者との交渉や地元調整に時間を要したこと、また工事資材の入手に時間を要したことにより12月までに完成した事業が減りましたため、それに伴い交付金を減額補正するものでございます。

なお、12月までに完成しなかった事業につきましては来年度の交付金の対象としてござ

います。

以上で平成25年度一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

なお、先ほど危機管理・防災課のところで部分耐震について、今年度、補正をとってやるようにしたらどうですかという質問がございました。

今年度は、他県での支援制度や安全性評価基準の整理、分析、またメーカー等が開発した工法の安全性評価基準の整理、分析、これらについて本県において採用可能な技術基準の取りまとめを行うこととしてございます。

他県の事例調査の結果でございますけど、まず1部屋の補強につきましては8県が補助制度をつくり、実施をしてございました。ただ、どの県におきましても補助実績が伸びてないという現状がございました。その理由としましては、全体改修と自己負担額が大きく変わらないとか、耐震補強の必要性を感じていないなどというものでございました。また、耐震シェルター、ベッドにつきましては、13の府県で補助を実施してございました。これも余り補助が伸びてなくて、理由としましては、全体の耐震化ができない場合の措置であり積極的にPRをしてないですとか、費用がかかる一方で建物全体の耐震性が向上しないなどということが上げられてございました。

現在、こういう調査結果に基づきまして、県の事業として取り組む際の技術的な基準なんかについて取りまとめを行っておるところでございます。これを来年度、専門家の方々にお聞きしてそれでよろしいということになれば、それをもとに補助制度なんかも考えていくこととしてございます。

続きまして、第44号議案高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案について御説明をいたします。

青のインデックス、危機管理部資料の中の赤のインデックス、南海地震対策課の4ページをお開きください。

資料により概要を説明いたします。

この条例につきましては、昨年の9月議会におきまして本委員会の皆様に改正の素案を御説明をした後、県民の皆様にパブリックコメントを行い、改正案としてまとめたものでございます。

まず、条例の概要でございますが、この条例は平成20年4月1日に施行したもので、自助、共助、公助が連携して取り組むことを理念とし、それぞれが果たす役割と責務を明確にしたものでございます。

今回の改正の理由でございますが、本県ではこれまでおおむね100年から150年周期で発生してきた南海地震に対して備えを進めてきましたが、東日本大震災の教訓に基づき、今後は最大クラスの地震、津波からもとうとい命を守り、助かった命をつなぐための対策については発生頻度の高い地震や津波を視野に入れ対策に幅を持たせることで、あらゆる地

震や津波に対応できるように取り組んでまいります。このため、条例につきましても対策の対象とする地震、津波の規模が変わったことを受けて見直すものでございます。

主な改正点でございますけども、1つ目、対象とする地震が変わったことにより、まず条例の名称中、「南海地震」を「南海トラフ地震」に変更いたします。

その下、前文におきましても想定する地震、津波を最大クラスのものに修正するとともに、発生頻度の高い地震や津波を視野に入れ、対策に幅を持たせることを記載いたします。

次に、この条例におけます用語の意義を定めた第2条では、対象とする地震を「南海地震」から「南海トラフ地震」に、また災害対策基本法の改正に伴いまして、災害が発生したときに特別な援護を必要とします方を「災害時要援護者」から「要配慮者」という呼び方に、また津波からの避難場所の名称をわかりやすくするために、「緊急避難場所」から「津波避難場所」に変更いたします。

その下、第18条の津波避難場所及び避難路の確保等では、津波避難シェルターや津波救命艇などの既存の方法以外の避難方法の検討に取り組むことを追加してございます。

また、要配慮者施設や公共施設などの安全な場所への移転の推進といった津波の危険を事前に回避する対策の推進を第18条の2として新たに設けてございます。

第20条の火災の発生及び延焼の防止等では、県や市町村が行います火災の延焼対策の推進や避難場所の確保を追加してございます。

次の応急活動の実施では、避難所におけます女性等への配慮や広域避難の体制づくりについて追加してございます。

第33条の県民の備えと34条の事業者の備えでは、津波による浸水や道路寸断等の長期間による孤立など、地域で想定される状況に応じた備えについて追記してございます。

第37条の要配慮者への啓発及び支援では、要配慮者の安全を守り、被災後の生活支援を行う支援者の取り組みが円滑に行われるように県が支援することなどを追加してございます。

それでは、資料⑥条例その他の説明書の64ページをお願いいたします。

主な改正箇所について御説明をいたします。

左側が新しいほうでございます。

まず、1行目、条例の名称中の「南海地震」を「南海トラフ地震」に変更いたします。また、条例の各条文中においても「南海地震」を「南海トラフ地震」に変更いたします。

その下のほうから始まります前文では、64ページの下から3行目から65ページの1段落にかけまして、東日本大震災の教訓に基づく最大クラスの地震、津波の状況や東海から九州に至る広い範囲が同時に甚大な被害を受け、早期の支援が期待できないおそれがあることを記載してございます。

続きまして、66ページをお願いをいたします。

1段落には、県や市町村等は最大クラスの地震や津波からとうとい命を守る対策に取り組むとともに、発生頻度の高い地震や津波も視野に入れ、幅を持たせた対策に取り組むことを記載してございます。

73ページをお願いをいたします。

一番下の18条の2の津波の危険を事前に回避する対策の推進を新たに設けました。

第1項は、要配慮者が利用します施設の安全な場所への移転対策の推進を、次のページの第2項は、公共施設や住居の計画的な移転対策の推進を定めてございます。

続きまして、76ページをお願いをいたします。

第25条は、応急活動の実施等について定めたもので、次のページの中ほど、第5項に避難所におけます女性等への配慮の必要性について、第6項に広域避難の体制の確立について定めてございます。

以上で条例案の説明を終わります。

なお、前回、条例をつくります際には12名の委員によります高知県南海地震条例づくり検討会を設置し、検討をいただくとともに、ワークショップなどの開催により県民の皆様から御意見をいただきましたが、今回の改正では条例の理念や県民の皆様や県の責務などの主要な項目は改正をいたしませんので、改正の素案に対してのパブリックコメントの実施や前回検討会の主な委員の皆様にご意見を伺ってこの改正案を作成してございます。

以上で南海地震対策課の説明を終わります。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**佐竹委員** 防災対策訓練を物部川の右岸で来年度はやると説明があつて、それはいいわけなんですけれども、その日章の工業団地よ。

予算委員会のとき関連で危機管理部長に確認だけしようと思ひよつたけれども、この11ヘクタールで、しかも1メートルの盛り土高で造成がされると、二十数億円かかるけど。これはあれかねえ、盛り土高は東部自動車道の高さと均衡する意味で盛り土高の造成かもわからんが、あそこの物部川は直轄管理河川よねえ。だから、その面の液状化の問題と、それから左側は、西側は王子川が流れちゅうよねえ、県管理の。これの上流部になるんで、じゃからこれは遡上波で問題がないのか、浸水をするこの南海地震とのかかわりで。あの空港の周辺はかなり浸水する浸水域になっちゅうきねえ。それについて、中央東土木事務所長も元河川課長じゃから問題はないんだろうと思ひながら、まあよしとしたわけじゃけど、その辺は所管課長から見て液状化の問題も国交省四国整備局の河川部のほうに協議があつてじゃねえ、お話をされちゅうのか。それで、よしという回答を南国市と県がしちゅうのか、その辺確認しておきたいんですけど。

◎**堀田南海地震対策課長** 一昨年12月の10日に出了ました県の津波浸水予測ですけど

も、最悪の場合を想定してございますんで、まず堤防については土でできた堤防、これは液状化等によって揺れた瞬間に75%下がるという想定にしています。非常に厳しい想定をやっておるってことが1点。もう一つ、津波の河川なんかの遡上計算も十分にやってございます。それも入れてございます。そういう条件でやっても、今言われた地区っていうのは国道55号より北側の地区であったと思いますんで一部浸水がありましたけども、1メートルなりの盛り土をすれば十分つからない高さになるという判断をしてございます。高さは、基本的には国道55号の高さをベースに決めるものになると思います、はい。

◎佐竹委員 ほしたら、今の答弁で、国道55号を基準にしてやっちゅうから、1メートルの盛り土じゃったら浸水はせんと、浸水域にはならないということ。

◎堀田南海地震対策課長 はい。一部、55号を越えて北側にも浸水する地域がございまして、そういう地域であれば、詳細なメモを持ってないんですけども、当然つからない高さに盛り土をするものと思ってございます。

◎佐竹委員 広大な地域じゃから、50センチから60センチくらいの浸水はする地域が含まれちゅうというふうに僕は理解しちゅうけれども、1メートルの盛り土高でやっていけば問題はないと、そういうことですね。

二十数億円の投資をしてもね。

◎堀田南海地震対策課長 はい、問題ないと思います。

◎金子委員 2点お願いします。

まず、25年度の繰越事業の説明の中で、地域防災対策総合補助金の繰り越してのが非常に多いわけですが、これは予定した市町村の事業が用地等、地元調整がなかなかつかなかったということですが、その用地に関する問題、いろんな問題があると思いますが、県が市町村の要望を通じて要求、計画している避難場所、タワー、それについて例えば26年度、27年度までに計画どおり、用地の問題で完成のめどがつかうかどうか。

◎堀田南海地震対策課長 まず、この地域防災対策総合補助金ではタワー等はつくってございませんで、基本的には自助、公助、共助の取り組みを進めるものでございます。この主な減額の理由は、一番は例えば戸別受信機なんかを設置するところがちょっとどうしても詳細に調査をしてみると受信状況が不安定であったりとか、ある意味ちょっともう少し事前に詳細な調査をしておればこういうことにならなかったかもしれんですが、そういうものですか、有利な国の補助事業なんかを導入した市町村があったことなどによって、この地域防災総合補助金については基本的に減額となったものでございます。

2点目のそのタワーとかの整備でございまして、市町村によっては、用地の確保に苦勞をしておるといところも実際ございます。ただ、一定もう津波避難計画を地域と話し合っつくってきまして、おおむねもう地域と了解をした場所につくることになっ

てございます。ということもあって、県としては基本的に26年度中にあらかた終わらしてほしいという思いもあって、例えば加速化交付金とかについても、今の定義では26年度の事業までの対象ですよということでやってございます。同じような理由で減額することがないように、来年度は当初から市町村のほうと十分な協議をしていきたいと思えます。

◎金子委員 もう一点、部分耐震いいますかね、今、説明を受けたわけですがけれども、私どもがずうっと県民、住民の方から聞く範囲ではよねえ、一回耐震工事やると、全てやったら400万円、500万円、300万円かかるということで手がつけられないという方が大部分なんです。先ほど先進の事例で進まない理由も説明されたわけですが、私ほうんと進むと思うんです。例えば、補助をどうするか、90万円の中にそれを踏まえるか、いろんなやり方によっては随分進むと思えますし、新しい基準をつくる場合にね、愛媛県の今治市ですか、この前テレビでやっておったんですけども、地元の建設、建築業者が設計して全て愛媛県産の材料、木材を使うということで、2階が落ちたら大体3トンぐらいらしいですけれども、5トンぐらいの耐荷試験にも合格して、それでもう広めていこうということで、既に大分広まっちゃるようです。

時期を見て調査に行こうと思ってますけれども、全て外部にこう委託を投げかけるがやなくて、県内にも優秀な建設、建築会社もおりますので、そこなんかへでも投げかけて、みずから開発してくださいと、いわゆる防災グッズのようなもんだと思えますよ。それで、安価で絶対は別として、安全ですというものを広めていったら、かなり耐震化は進むと思えますし、それから今の津波等による死亡者なんかもどういう前提であれだけの人数を出しておるのか。耐震化が70%進んだ中でそうなのか、40%、50%ではどうなのかということで、根拠が非常にわからないわけですよ。というのはもう助かった命、どういうふうに助かるというやつはもうこれ個人の問題ですけれども、自主防災会なんか通じて、そういうことをどんどん啓発していかんやあいかんと思えます。ですから、部分耐震のやつなんか県内企業に働きかけて、開発してみんかいというぐらいの姿勢でやったほうがいいと思えますけど、その辺どうですか。

◎堀田南海地震対策課長 今回の調査の中で言いました1部屋耐震ともう一つはシェルターまたはベッドという格好で2つの調査はしてます。シェルターとかベッドについてどういう荷重に耐えたらええか、今、委員、3トンと言われました。そこもできれば決めたいと思ってます。何トンの荷重に耐えられるシェルターであれば安全ですよと、我々補助しますという基準が示せますんで、その基準が示せたら、一定そのメーカーのほうでもそれに耐え得る構造なんかを検討していけるのかなという思ってます。そこを年度内には県庁内でそれを固め、できれば来年度、専門家の方々にもお聞きしてですよええ、この荷重でいいですかというふうなことを決めていきますんで、そこが決まれば今言われたようなこともですよええ、取り組んでいきたいと思えます。

◎金子委員 来年というのは26年度。

◎堀田南海地震対策課長 26年度です、4月以降で、はい。

◎上田委員 2点お願いします。

1点は、中山間地域で孤立対策で緊急用ヘリコプターの離着陸で、25年度は2,000万円、地元が調整ということで減額になってます。そんなことあわせて、今、26年度が14カ所ということですが、県内でそういった必要箇所は把握はしてます、全体で何カ所希望があるという。

◎堀田南海地震対策課長 26年度予算の予算をつくっていくにあわせて、市町村にお聞きをしてございます。これまでの状況を申しますと、平成24年度までに56カ所整備ができておいて、25年度が10カ所のところが6カ所になってございます。ほんで、26年度14カ所、27年度以降で66カ所やりたいというお話を聞いています。ただ、これで全部が把握できるかどうかちょっとわかりませんので、新年度もう一回調査をするようにしておるんですけども、基本的には66カ所、27年度以降もやる予定がでございます。

◎上田委員 それで、中山間地域の中でも意外と平地につくる分とか、それこそ急傾のところへ山切って、実際つくってます。やっぱり工事の安全性ですかね。地元の市町村は要望の中で岩盤というかそういう、地質の大丈夫のところを要望してるとは思いますが、その後のフォロー的なものですよ、工事をした後の。そういう技術的に大丈夫とか、そんなのは何か、そこまではやってないですかねえ。何か気になることがあったんで。

◎堀田南海地震対策課長 一応、決めるに当たっては、それこそうちのヘリのほうの担当に言っていただいて、ここなら確実におりれるという確認をした上で位置は決めてます。それに基づいて市町村は設計をしたり施行したりするんですけども、今言われました完了後の確認については、今のところちょっとできてないのが現状でございます。

◎上田委員 そのあたりもまた課の中で話し合っていたきたいと思います。

もう一点、新規事業で地域の集会所の耐震化ということで、資料を見たら500カ所の整備ということで、結構これ市町村にとっては、活用があるんじゃないかという気がしてます。地域の経済の活性化対策でも結構いいんじゃないかと思うんですが、資料では500カ所を改修した場合、県負担が3億3,000万円ということが示されていますが、県においては何年でカバーしていくのか、そういった整備計画も必要やと思いますが、そのあたりはどんなお考えですか。

◎堀田南海地震対策課長 その500カ所については、我々が想定したら大体どれぐらいの箇所数があるだろうということで、粗にはじいたら500カ所ぐらいあるんじゃないかというものでございます。基本的にはこれから3年ぐらいでこの事業をやっていきたいと思いますんで、そのあたりを、来年度、詳細に市町村と話をしながら詰めていくことになろうと思います。今の時点では、大体14市町村ぐらいからやりたいという要望が出てございま

す。

◎上田委員 私も地元で自主防災の会へよく出てます。今、金子委員から個々の耐震化、お家のお話もありまして、それもちろん一番大事な部分ですが、地域のこの防災会の方はこういう、1週間ぐらい避難生活という臨時的な、そういうのであったらいいなあというようなお話も地元で出てましてねえ、ちょうどこれ、マッチした制度かなあと思うて、そんな思いで聞きましたので、またそういったことも含めてよろしく願いいたします。

◎黒岩委員 1点だけ確認したいんですが、津波避難ビル、これ一定もうほぼ指定するべきところは指定して、大体終わったという感じですか。

◎堀田南海地震対策課長 まだまだでございます。高知市も想定の200カ所は指定をしたんですけども、ただばらつきがあったり、避難する人数とビルの位置を考えたら、到底足りてございませんので、これからも指定を続けていく必要があります。

◎黒岩委員 そういろいろな地理的条件等々の課題があるということですが、そういう面の対策はどのような形で市町村と協議してるんですか。

◎堀田南海地震対策課長 来年度、地域の避難計画の確認っていうのを基本的に県下全部でやります。今考えておる津波避難計画で皆さんが逃げれますかっていう計画を全部チェックをします。その際に、当然、高知市もやりますんで、そのこの地区で避難ビルが足りておるかどうかなんかは確認をしていきます。避難ビルにするに当たって何か支援できるものが必要であれば、その支援もあわせて考えていきたいと思っております。

◎黒岩委員 ちなみに、その200カ所のうち、今どれぐらいできとんですか、指定が。

◎堀田南海地震対策課長 県下で全体508カ所、避難計画をつくるんですけども、今年度中にその508カ所の計画は全部つくりまます。本当にそれで全部皆さんが逃げることができるようになっておるかというチェックを来年度いっぱいやりようと思っております。そういう状況です。

◎西内（隆）副委員長 大まかな話になりますけども、補助金、交付金の導入、後押しもあって、バイクでありますとか無線通信機、避難タワー、避難路、それから防災備蓄の食料でありますとかいろいろ順次導入が進んでおるわけですけれども、県民の方も安全・安心が高まって結構な話ですけど、こういうものの機能を維持していくということに際して、発生する負担について何らかの配慮、あるいは計画が、今後、当然必要になってくるのかなという気もするんですけども、そのあたりについて何か考えありますか。

◎堀田南海地震対策課長 まず、大きくは今、自助、共助、公助を支える分、地域防災対策総合補助金っていう、あの事業が基本的には我々のメインのツールになります。その中では特に今、力入れておる共助の部分で自主防をつくってくださいということで、そのつくるための資機材の整備なんかに補助を出して、つくることに一生懸命取り組んできました。去年の4月段階では83%ぐらい自主防ができてますけども、それで今、若干変わって

おるのが、自主防を活性化するということと維持していくためのところへ支援を移しているということがメインになります。で、自主防の資機材につきましても継続して活動をしてきておれば、3年ぐらいたったときに更新が必要であれば、その更新についても費用を今出しています。もう一つは、活性化していくという意味で事例集ですとか、いろいろなものを出していくと。つくるよりも活性化のほうへ基本的にはメインを移しておるのかなという状況でございます。

◎西内（隆）副委員長 避難タワーなんか、市町村で建ったやつは市町村とか、あるいはその関係のほうでの維持管理とかいうことになると思うんですけども、例えば県のほうで入れた県の施設のハード面とか、そういうものが、もちろん更新いったら大分先の話になりますけれども、発生するであろう費用なんかについて、一定考え方をしておく必要があるんじゃないかと、そのあたりはどうですか。

◎堀田南海地震対策課長 40年、50年先のことになるんで、今、明確に申すことはできませんけども、そのとき大量にまた更新が必要になってくるわけですから、やっぱり一定、県のほうも、支援を考える必要があるんじゃないかと。もう非常に先のことでありますので難しいんですけども、そういうふうに思っています。

◎明神委員 室戸の避難シェルターですか、この3億2,200万円の中には避難した上の避難生活ができる建物や備蓄庫なんかは入ってないんでしょう。

◎堀田南海地震対策課長 入ってないです、それは、はい。

◎明神委員 それは今後やるんですか。

◎堀田南海地震対策課長 基本的には、それは地域で構えてもらうことになります。備蓄倉庫でしたらうちの補助金を使っていたらできますんで、地域なりに考えていただいて構えてもらうということになります。

◎浜田委員長 関連ですけども、あのシェルターは高知県の一つのモデルケースになるものですが、水平部分は、入り口は二重防水扉等ございます。ただ、万一それを閉め忘れたという場合は、この垂直部分で、中、らせん階段だと思んですが、中心部分に手巻きのウインチとか手動エレベーターなんかは考えられなかったですか。

◎堀田南海地震対策課長 人が上がるほどのスペースはないんですが、荷物を上げるぐらいのスペースはとれそうなので、そこも今、最終的に詰めるところですけども、荷物を上げるように何かウインチが構えれんかどうか、滑車が構えれんかどうかなんかは今、検討しゅうところでございます。

◎浜田委員長 もし足をけがされた方で階段を上がるのが不便とか、あるいは防水扉があき放しになってる、ばあっと水が押し寄せてきたときには、やっぱり真ん中に小さいスペースでも、かごでもこう乗せてやったら、そのかごを上へ引き上げたら人を助け出せるというような工夫がぜひ必要だと思いますが、また検討をお願いします。

◎堀田南海地震対策課長 補足です。基本的には、閉め忘れても津波の圧力でドアは閉まります。そこでロックをしなくても、津波の圧力だけでシェルターの中には水は入ってこないという構造を考えてます。

◎土森委員 堀田課長は本当に随分勉強せられて、どこに行っても講師として講演ができるぐらいになってまして、そういうことからちょっと聞きたいんですが、実はけさ、岡村先生がラジオで言ってまして、被災地でも徹底的に行動計画を知り、それから日常受ける訓練、それから防災教育、それをやった地域の人たちは被害ゼロなんです。そういうところがあります。ですから、いかにこの防災教育、訓練が必要かっていうことをよく我々も被災地に入って見てきましたが、そうなるべくと例えば学校では防災教育をしっかりとやるということです。大事なことは事業所での防災教育、これをやる。例えば、当時、被災地で宅急便の会社が一台も被害を受けてないということがわかりました。それは会社で徹底的に防災教育やったそうですよ。それが、あの車、津波が来るということで、海側に逃げたというがですから。山向いて逃げると当然停滞をするし車が走れんということで、まず海側に逃げて、高いところへ逃げれる道を探して皆助かってるわけです。ですから、事業所での防災教育って非常に重要になってこようと思います。

それと、地域防災教育等々で随分訓練もやってまして、それも人材の育成等々もやっていますが、その辺も総合的にまとめて、きめ細かい防災教育っていうのをしっかりとやるということが、加藤議員も予算委員会で言っていましたが、例えばまだ生まれてない子供も何十年後には大人になる。我々もう亡くなってこの世におらんかもわかりませんが、そういうその風化をしない体制、全ての面ですね、それを徹底的に今やる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

◎堀田南海地震対策課長 おっしゃるとおりでございます。その風化をさせないという意味でやっぱり一番大事なのはそういう防災教育ということで、教育委員会のほうでは年代ごと、学年ごとのカリキュラムをつくってそれを実施していこうということで、非常に取り組んでくれています。そういう意味でそういう方々が大人になれば、今以上に安全になるんでしょうけども、じゃあ今おる方々をどうやって守るかということで、今そういう皆さんの全体を対象とした啓発活動は我々が取り組んでいます。「備えちよき」も全家庭に配布をさせていただきました。

もう一つ、今言われた事業所の分です。事業所の分がBCPの策定率が例えば20%であるとか非常に低いです。ということがあって、冒頭申しましたが、その優良取り組み事業所の認定をことしから始めました。その要素がBCPをつくっておること、2つ目が社員教育をきちんとやっておること、3つ目が地域と連携した取り組みをすることという要素で認定をしていきます。これを活用しながらやっていこうと思っています。その際にその事業所のほうが、わからんとかいうことであれば、防災士会から行く費用についても我々の

ほうで来年度は50回ぐらい予算を組んでますんで、訓練であれ学習会であれ必要であればそういうところに派遣をして、この認定と学習会の開催という格好で事業者なんかについては教育をしていきたいと思います。

もう一つ大事なのが、地域の方々に対してどういう認識を持ってもらうかということで、ちょっと説明はしませんでしたけども、来年は備えちよき隊に大体100回ぐらい沿岸の地域に入らせていただこうと思ってます。基本は、来年、再来年ぐらいに2年間ぐらいで沿岸の自主防ですとか、地域に入って確実にそういう防災学習をやるという取り組みをやりたいと思ってます。

そんな格好で地域、事業所、学校の学習を当面進めていきたいと思ってます。

◎土森委員 それ徹底してやってくださいね。

それと、高知県は観光の県ですよ。407万人という数字が出ました。そうすると、観光客の皆さんがおいでたときに、じゃあどういう体制をとっておくのかと。これも必要です。高知県へ行くと、もしそういう災害が起きてもしっかりした避難指導してくれると、そういうこともやっておく必要があると思いますが、それぞれ観光施設があつて、そこには職員が張りついているところもありますんで、そういうことも含めながら対応をしていく、これは大切なことですよ。県外の人が高知来て被災して亡くなると、こんなことになると大変ですから、そうならんようにぜひ取り組んでほしい。要望しときます。

◎塚地委員 起震車の先ほどの運転業務の委託のお話なんですけど、防災教育の上でも自主防災組織の活動活性化の上でも起震車の活躍というのは大変期待されているので、先ほどちょっとおっしゃった2台目の運行については商工労働部予算ですよっておっしゃったんですけど、それ具体的にどういうことですか。

◎堀田南海地震対策課長 商工労働部の企業支援型地域雇用創造事業というのがございました。来年度の分についても既に応募の締め切りをしておるんですけども、そこに起震車の運転業務をことし受託してます高知県トラック協会が応募をして採用されてございます。その応募の内容というのが、要は起震車起震体験とあわせて防災グッズの販売もしたいというものでございます。この事業っていうのが新規事業に対して人を雇う費用を委託費として委託しようっていうことなんで、その防災関連商品を売るための職員を雇う費用の委託を受けましてトラック協会がやると。あわせて、2台目の起震車の運行についてもこの事業でできないかという提案をしましたら採択になりましたんで、それを使って2台目の運行と防災関連グッズの販売を行うというものでございます。

◎塚地委員 要するに、今、委託をトラック協会がされて、人がやっぱり問題なんですよ、運転して連れて行って操作も説明もしてくださってっていう。その人自身がやっぱり防災グッズに詳しいのいいかもしれないんですけど、そこはそういうふうに計画されているんですか。

◎堀田南海地震対策課長　ことしからトラック協会に委託をしましたんで、もう1年間やってくれまして相当皆さんなれてますんで、運転と起震車の装置の操作の部分については一定なれてきてると思います。今回提案しました事業っていうのは、それ以外に、あわせて防災グッズを売ることが我々も効果が高いと思ってます。防災グッズを売る部分について人を新規に雇うということでございます。起震車の運転をする部分は今までと同じでございまして、新規に雇うわけではないんですけども、ことしなれた方が運転をしてくれるということになります。

◎塚地委員　運転して行って操作して、それで一定、住民組織の方々ともかかわっているお話しになるじゃないですか。そういうことの研修みたいなことはどんなになってます。

◎堀田南海地震対策課長　まだ具体的に研修まではやってないんですけども、トラック協会のほうから、もっとそういう研修もしてくれってことであれば、ちょっと考えていきたいと思っておりますけども、今のところは、そこまでの要望は来てないです、はい。

◎塚地委員　わかりました。安全な運行と効果的な活用っていうことになりますんで、ぜひそこらあたりは県の側もきちんと言うべきことも言っていただいでしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎浜田委員長　土森委員の高知県は観光県だというこの関連ですが、逆に、我々もしょっちゅう出張で東京へ行きます。首都圏直下地震が起きた場合、高知県民がたくさん向こうへ出張に行ってますけど、こうした高知県民に対してもしそういうことが起きた場合、例えば新橋の東京事務所へどうしても何かあったら受け入れるぜよとか、そういうようなマニュアルっていうのも必要じゃないかと思うんですが、そういうのは部内で検討したことはありますか。

◎高松危機管理部長　余り検討したのではないと思うんですけども、実際に県のほうは県のBCPである応急対策の活動要領、これは各所属ごとにつくってます。出先機関もつくってます。当然、県内だけではなくて、本当に大阪事務所、東京事務所、これもつくっておかなければなりません。実際につくってなくてもというか、今の委員長のお話の点についてはその中に盛り込んでないとしても、これまでのいろんな事件なり事故なりいうものが起きたときっていうのは県としてできるだけ、県の職員ももちろんですし、県民の方々がそういったところに行っておるっていったときにはいろんな対応を随時とってきているというのが事実であります。ただ、本当に首都圏の直下型のほうも大事ですし、やはり実際に南海トラフが起きたときでも、こちらのほうの県民が向こうへ観光客として行ってて情報を知りたいというようなこと、いろんなことが考えられますんで、そこは抜かりのないようにそういったものを決めていきたいと思っております。災害がいろんな形でありますんで、そこはやっぱり危機管理のほうが主導をしてそういった点も中で決めましょうという

ような、そういった指示をそれぞれの機関に対してしていきたいなと思います。

◎**浜田委員長** 野々村副部長、何か補足はありますか。

◎**野々村危機管理部副部長** 東京事務所のBCPを見ておりますが、そこまでのことは書いておりません。ただ、上京中の職員の件も、帰高についてその対応を検討するというようなことは書いてございますが、今、委員長が言われたようなところまではさわっておりません。

◎**浜田委員長** ホテルへ滞在中に起きた場合はホテルでまあ何とか過ごせるんでしょうけれども、一旦チェックアウトをした後で、さあ、ホテルへも帰れないし、どこをどうしようかなあと、近くのビルへ身を寄せるか、どっか高知県で身を寄せるところが決まっちゃったらそこへ行きたいなあとか、新橋の東京事務所かと、あるいは親戚のうちとかいうのも全くない人もおりますき、そんなところもことし考えていただいたらと思っています。よろしく頼みます。

ほかにございませんか。

(な し)

◎**浜田委員長** なければ、以上で南海地震対策課を終わります。

ここで、食事のため午後1時まで休憩といたします。

(昼食のため休憩 12時0分～13時1分)

◎**浜田委員長** それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

午前中からの危機管理部の議案審査を続行いたします。

〈消防政策課〉

◎**浜田委員長** 次に、消防政策課を行います。

◎**市川消防政策課長** 消防政策課です。よろしくお願いいたします。

消防政策課の平成26年度当初予算案につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、来年度の当課の重点事業の御説明をさせていただきます。

議案説明資料、消防政策課と赤いインデックスのついた1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、地震火災対策検討事業です。

木造住宅密集地域では、地震発生時には同時多発的な火災の発生や消火栓の断水などによりまず消火活動障害、さらに風の影響などにより大規模火災となる可能性があり、多くの被災者が出るおそれがございます。このため、津波浸水予測区域外におけます木造住宅密集市街地を対象としまして、有識者や国の研究機関の方などに検討をいただき、出火防止や延焼防止、そして安全な避難のための課題の整理と対策について検討を行い、地震対

策の指針の策定を目指してまいります。

スケジュールとしましては、まず4月中旬に検討する項目や検討の方向性について御議論をいただくこととしております。

火災からの安全な避難につきましては、まず県内の地震火災発生危険性の高い地区を抽出しまして、その中からモデル地区の選定を行い、火災延焼の危険度の評価や避難路、避難場所などの安全などを検証した上で避難計画の策定を行います。これを出火対策や延焼防止対策とあわせて地震火災対策の指針として取りまとめ、各市町村での地震火災対策の推進につなげてまいりたいと考えております。

次のページをお願いします。

消防防災対策総合補助事業でございます。

来年度、現在の救命胴衣とトランシーバーに対する補助と女性防火クラブへの補助を統合し、また新たな補助メニューを加えまして、消防防災対策総合補助金としてリニューアルするものでございます。

右の欄をごらんください。

消防団安全装備品の整備では、バイクの機動性を生かした消防団活動の強化を図るために、新たに消防活動用バイク、いわゆる赤バイを補助の対象といたしました。

また、4つ目の新規事業のこども防災活動支援は、子供たちに消防団員を身近に感じてもらうことで将来、多くの子供たちに消防団員になってもらうことを目的としまして、消防団が中心となり、子供たちが消防車に乗ったり放水や簡易担架による救助などを体験する取り組みに対し補助をするものでございます。

続きまして、平成26年度当初予算案につきまして、右上②と書いた当初予算の議案説明書で御説明をさせていただきます。

83ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

中ほど、危機管理手数料は、火薬類や高圧ガス施設の設置、変更許可、電気工事士、消防設備士などの免状の交付、電気工事業の登録などに係ります手数料収入でございます。

繰入金は、消防学校の消防ポンプ自動車の購入経費に充てるため、地域経済活性化・雇用創出臨時基金から繰り入れを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

危機管理部収入は、消防防災ヘリが他県で発生した山林火災などに応援出動した場合に全国市町村振興協会から交付されます燃料などの経費、また証明手数料などがございます。

その下の県債の危機管理債は、航空隊基地の格納庫の整備費用に充てるため、起債を充当するものでございます。

85ページをお願いします。

歳出につきまして、主な項目につきまして、右端の説明欄に記載しております細目事業に沿って御説明をさせていただきます。

まず、2、消防指導費の消防指導事務委託料は、消防年報や消防庁の調査などの事務を高知県消防協会に委託して行うものでございます。

次のページをお願いします。

予防指導費は、消防設備士や危険物取扱者に対します法定講習の実施や免状の交付などを高知県危険物安全協会などに委託して行うものです。

次の救急救命推進事業費は、県民の皆さんを対象とした消防署が行います応急手当て講習への支援や救急救命フェアの開催を高知県消防協会に委託して実施するほか、救急救命士の養成などを行っております財団法人救急振興財団への都道府県負担金でございます。

次の消防防災ヘリコプター運航管理費ですが、87ページをお願いいたします。

資格取得研修委託料は、操縦士と整備士のヘリコプターの資格取得のための教育、訓練等に係る経費でございます。

次の建築等工事監理委託料と施設整備工事請負費は、航空隊基地のかさ上げ造成工事や格納庫の新築、ヘリ燃料の地下タンクの設置に係るもので、工事請負費では、かさ上げ造成工事が6,525万4,000円、格納庫の新築工事が3億4,698万1,000円、地下タンク設置工事が4,981万5,000円となっております。

上から6つ目、ヘリコプター運航連絡協議会交付金は、航空隊に消防職員を派遣していただいております8つの消防本部に対する交付金を協議会を通じて交付するものでございます。

次の運航費の主なものは、耐空検査を含みます修繕料が6,700万円余り、燃料費が4,100万円余り、2機目のヘリに係ります部品工具が4,200万円余り、同じく専用工具が2,700万円余り、航空保険料が2,700万円余りとなっております。

次の地域防災力向上事業費ですが、まず消防団員定数確保対策事業委託料は、消防協会に委託して行っているもので、毎年3つの地区を選定し、行政や消防機関のほか、JAや商工会、建設関係の団体の方などにも加わっていただいて協議会を設置し、連携して入団促進の取り組みを進めるものでございます。

次の災害対応型給油所整備促進事業費補助金は、東日本大震災の教訓を踏まえ、給油所、いわゆるガソリンスタンドが停電した場合でもガソリン等を継続して供給できるよう、自家発電設備等の整備に対し補助をするもので、国の補助制度に追加して支援を行うものでございます。

次の消防防災対策総合補助金は、先ほど重点事業で御説明しましたとおりでございます。

また、次の事務費の中には、同じく先ほど重点事業で説明をさせていただきました地震火災対策検討事業の委員の報酬や旅費などを計上させていただいております。

7、消防学校運営費の清掃等委託料は、寮や管理棟、体育館の清掃業務のほか、浄化槽や貯水槽、空調設備の保守点検などを委託するものでございます。

88ページをお願いいたします。

2つ目の専任教官派遣職員費負担金と、市町村職員等講師派遣負担金は、消防本部から派遣をいただいております専任教官の人件費と臨時に派遣を受けます消防職員などの人件費相当額を負担するものでございます。また、来年度からは現在の3名の専任教官のほかに訓練内容に精通しました指導的立場の教官をもう一名配置をし、教育、訓練の充実を図ってまいります。

次の運営費は、老朽化に伴います消防ポンプ自動車の購入費2,900万円のほか、教育、訓練に必要な備品、消耗品費等でございます。

次の8、産業保安指導費は、高圧ガス保安法、火薬類取締法、電気工事事業法に基づきます許認可や免状の交付、立入検査などを行うものでございます。

下から3つ目でございますリーフレット作成委託料は、東日本大震災で発生した火災の出火原因として多かったものが電気ストーブや観賞魚用ヒーターなどの電気関係の出火でございました。こうした出火を防ぐために効果的なものとしまして、地震の強い揺れを感知し、自動的にブレーカーを落とす感震ブレーカー等の普及を促進するためにリーフレットやポスターを作成するものでございます。

90ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、来年度発注いたします航空隊基地の格納庫の完成が平成27年度となりますことから、27年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、補正予算について御説明をさせていただきます。

右上に④と書いた議案説明書、補正予算の説明書の39ページをお願いいたします。

説明欄のほうをお願いいたします。

まず、資格取得研修委託料については、減額補正でございますけれども、操縦士の資格取得機種をシコルスキーから今度来るヘリのアグスタのほうに変更したことによる執行額の減と整備士の資格試験を受けなかったことによる減でございます。

次に、下3つの補助金につきましては、いずれも実績が見込みを下回ったものでございまして、下から2つ目、消防団安全装備品整備促進事業費補助金につきましては、入札の減と予定しておりましたトランシーバー等の整備が来年度以降に変更した市町があったことによるものでございます。

一番下の災害対応型給油所整備促進事業費補助金につきましては、想定していました13カ所を超えまして15カ所からの申請がございましたけれども、幾つかある補助対象施設

のうち自家発電機のみを整備のところが多かったことによりまして、この金額の減額をお願いするものでございます。

40ページをお願いいたします。

繰越明許費です。

まず、消防防災ヘリコプター運航管理費、これ内訳として2つございまして、一つは現在建築中の格納庫の新築工事請負費8,720万4,000円とその施工監理費242万6,000円となっております。この工事につきましては、主体工事、機械設備工事、電気工事と分けて発注しておりますけれども、工期途中で機械設備工事の請負業者のほうから経営上の理由で履行不能届が出されましたことから、再度、入札を行いました。このため工期の延長が必要となったものでございます。

下の地域防災力向上事業費につきましては、これも2つございまして、一つが災害対応型給油所整備促進事業費補助金と石油基地等被害想定調査委託料でございます。

災害対応型給油所整備促進事業費補助金につきましては626万7,000円の繰り越しをお願いするものでございまして、これはガソリンスタンドで自家発電機などを整備するものでございますけれども、東日本大震災以降、品薄の状態というのが年末から年始にかけて続いており、調達の不足が生じるということで上げさせていただいております。この繰り越しは1月の状態で計上させていただいておりますけれども、直近でお聞きしておる情報では3月中に調達できるのではないかというようなことで、実際に繰り越しに係るのは少ないのではないかというふうに思っております。

もう一つ、石油基地等被害想定調査等委託料は、地質調査業務について石油事業者等との調整に不測の日数を要したものでございます。

続きまして、条例議案について御説明をさせていただきます。

先ほどの議案説明資料の消防政策課のインデックスの3ページをお願いいたします。

これは、条例改正議案、第43号議案に係ります高知県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に係るものでございます。

なお、新旧対照表のほうは右上⑥とあります条例その他の議案説明書の49ページ以下にございます。

今回の改正では、火薬類取締法に定めております知事権限のうち、煙火、いわゆる花火大会などで使用されます花火のことでございますけれども、この煙火の消費許可を南国市に移譲するというものでございまして、現在の安芸市、芸西村に続いての3カ所目となります。

移譲事務の内容は、ここのアからコにあります許可や取り消し、立入検査など10項目となっております。

施行日につきましては、南国市のほうから市の職員が国の火薬類取締法の研修会を受講

し、また県の指導、検査方法、こういったものを勉強した後でとの御希望がございましたので、26年9月1日としております。

次のページをお願いいたします。

次は、条例改正議案、第45号議案にかかわりますもので、高知県消防法関係手数料徴収条例の一部改正でございます。

なお、新旧対照表は右上⑥とあります条例その他の議案説明書の114ページ以下にございます。

今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い行われました国の手数料の標準政令の改正と同様の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容は一覧表にあるとおりでございます。左端が現在の条例の金額、右端が改定後の金額となっております。手数料は、人件費と物件費等で構成、積み上げられておりました。消費税の影響が出ますのは物件費等でございます。その物件費につきまして3%の消費税を考慮した結果、現在の手数料金額が上がったものについて今回改定をすることになっております。その結果、消費税率の影響を受けまして単価が上がったものが中の金額になっております。この金額に対してさらに消費税の反映以外に人件費と物件費等の現在の必要時間数ですとか単価、こういったものを反映した結果、最終的に幾らになるかということで決定されたのが右端の改定後の金額ということになっております。現在、この条例の中では105の手数料の項目がございますが、ただいま御説明しましたように消費税の影響を受けて、なおかつ物件費、人件費の見直しを行った結果、金額が改定されるものはここにございます25となっております。

なお、知事がこれらの設置許可等を行いますのは消防本部または消防署がない市町村に施設を設置する場合と、それから複数の市町村にまたがりまして移送取扱所、いわゆるパイプラインの設置を行う場合のみでございます。現在、これに該当する施設はございません。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎**浜田委員長** はい、ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

◎**黒岩委員** 新規事業の地震火災対策検討事業ですが、ここにもありますけれども、大規模火災によって最大1万2,000棟の焼失、それから1,100人の死者が発生すると、最悪でこういう想定をされてるわけです。この1年間かけてさまざま検討をしていくということになってるんですけども、県として、大規模火災の地域の箇所数として現在掌握はされてますかね。

◎**市川消防政策課長** 正確には現在、把握はしておりません。ただ高知市の場合、旭とか、ああいったところが密集地の指定を受けておりますけれども、県内それ以外にもやは

り危険性の高いところはあるかと思っておりますので、それはまた拾い上げをしまして整理をしていきたいと考えております。

◎野々村危機管理部副部長 現在、木造住宅地域の重点的に改修すべき箇所、重点木密って言われますが、これが高知市に旭が残っております。ただこれはあくまでも市町村が重点的に解消したいということで手を挙げた箇所でございますが、旭と同等のような危険な箇所を、例えば木密の条件でいいますとヘクター80棟以上、木造住宅があるようなところですかいろいろな条件がございますが、来年度、そういう危険性の高い地域を洗い出しまして、その中からモデル的に検討させていただきたいと思っております。

◎黒岩委員 それで、ここにある危険度の高い地域を抽出するという事なんですが、この地域という概念で、これ例えば高知市内やったら町内会とかこういう考え方なんですか。

◎野々村危機管理部副部長 まず、基本的に既存の資料で調査していきますので、それはどうしても町丁目といいますか、丁、町内会単位とか字単位とか、そういうような形になっていこうと思っております。

◎黒岩委員 その上でモデル地域を指定するという事ですが、そのモデル地域は大体どのぐらいの箇所数を考えてるのですか。

◎市川消防政策課長 何か所もってことはなかなか大変でございますので、どっか1カ所を相談させていただきまして、そこで進めていきたいというふうに考えております。

◎黒岩委員 そうなると、その指定された地域の住民の皆さん方に対するいろんな説明会なり、そんな形でのそういうことも当然行われていくということになるわけですか。

◎市川消防政策課長 今、そういうことまでは決まっておられませんけれども、やはりまず客観的な建物情報でありますとか水利の情報、街路の情報、こういったものから検討はしていきたいと思っております。ただ、ここに書いておりますように、有識者の先生方の御意見もございますので、場合によってはアンケート調査のようなものも入るかもしれませんが、そういったことも含めまして先生方の御意見をお聞きしながら進めていきたいというふうに考えております。

◎黒岩委員 ちなみに、今までの中で、全国の各県の中でこういうことが先行的に行われて、要はモデルになるようなところはどこかあるところがあるんですか。

◎市川消防政策課長 やはり東京消防庁なんかではこういったことをやられておりますけれども、ただ向こうのほうは余りこうすぐく町自体がとても大規模な状態でございますので、高知につきましてもそういったことも参考にしながらは進めていきたいと思っておりますけれども、余り見てる範囲の中で多くはまだやられている状態ではないのかなというふうに思っております。

◎黒岩委員 特に、一番この地震対策でこういう密集地に住まわれてる地域を見ますと、

やっぱり高齢者の方の単身で生活されてる方も結構いらっしゃるし、建物もなかなか老朽化してるという地域もあります。そういうことで、非常に対応力が現実問題としてどうなのかという、そういう懸念もしてるんですけど、具体的にこれこう1年間協議していくことによっていろんな課題が出てきたときにですね、個々のやっぱりこういう問題が最後ネックになってくると思うんですけど、そういう部分での対策、対応というのはどんなふう考えてるんでしょうかね、今。

◎野々村危機管理部副部長 当然、先ほど課長のほうからもございました、都道府県レベルでやってるのはほとんどない。ただ、本来、地震火災っていうのは大体市町村レベルでまちづくりの中で取り組んでおられます。今回、県として地震、揺れ対策、津波対策っていうのをやってきたんですけども、この地震火災っていうのがなかなか高知県の場合、進んでないよねと。唯一、旭でハード整備的なことはやっておりますが、ソフト部分のこういう避難対策っていう部分についてはまだほとんどやられてないのが現状でございます。そういう意味もございまして、本来、市町村に先行してやっていただいたらいいんですけども、県としてやっぱり指針を示して、マニュアルを検討する。これは当然、このモデルになる市町村とは一緒になって検討させていただきますし、そうなるのと逆に言うと、先ほど黒岩委員に言われましたこの具体的なことも織り込みながらやっていく必要が出てくると思っております。

◎上田委員 黒岩委員の関連です。1週間ぐらい前に地元の自主防災会議がありまして、ちょうどその役員の方の一人が、阪神大震災、ちょうど神戸におられるときに直接被害に遭われた方で、その方がここの現状へ書いてますとおり、地震発生が冬の未明に起こったときが一番危ないと。その上でいの町のことで申しわけないがですが、いの町は23ぐらい製紙工場がございまして、住宅と混在した地域が多うございますので、その方が大変心配やと。火災対策が1週間ぐらい前にちょうど協議した議題になりまして、きょう新規事業で、副部長が市町村の分野っていう話もございますけど、この1年間かけてつくっていくという中で、要望ですが、いの町の仁淀消防本部とかのメンバーに、相手がございますので、そういった意見聞くだけでも、なお検討していただけないかなということで、コメントがあったら。

◎市川消防政策課長 ここに書いております市町村消防本部というのはこれだけではないと私どもも考えておりますので、そういった分につきましてはこちらのほうから、この検討会の中にぜひ入っていただくように声かけをさせていただきたいと思っております。

◎上田委員 ありがとうございます。沿岸19市町村は、結構、意識的に危機感持たれてると思います。ただ、津波が心配のない地域はその自主防災も結構頑張ってますが、次どんな訓練したらええろうとか、いろいろ心配がありますので、こういう事業やっていただきますと、その地域の危機感も高まってくると思いますので、ぜひよろしくお願いをいた

します。

◎金子委員 2点お願いします。

このまず26年度当初の地域防災力向上の事業費の中で消防団員定数確保、これは毎年なかなかいろいろ県下の人も少ない、高齢化という課題抱えておると思いますけれども、この委託料の中で成果は上がっているんですかというのが1点と、それから補正予算の中で資格取得研修委託料が2,000万円ちょっと不用額になっておりますけれども、その中で整備士の資格試験を受験しないという項目があったわけですが、それとあわせて26年度の当初予算では資格取得委託料が5,700万円ぐらい計上されております。26年度で必要な資格者ができるのかどうかということと、25年度に受験しなかった方は26年度の受験者に含まれちゃうかどうかですね、その辺をちょっとお伺いしたいです。

◎市川消防政策課長 まず、試験に係る減額につきまして、御説明させていただきます。

現在、整備士が3名おります。3名いる中で、1人が専門学校を出て今、4年目でございます。通常の場合は、民間の経験があった後に県の採用試験で合格をするわけでございますけれども、そうした場合は、民間の場合はヘリが大変多く検査にしましても受け入れて、その上で技術を習得していくという経過がございますが、私どものほうは「りょうま」1機しかございませんので、ヘリをつつく機会というのは100時間点検ですとか200時間点検、そういったときに部品の分解をして実際に整備の技術を覚えていくという事情がございます。そうしたことで今年度、その職員について資格取得ということで計画的な訓練もしながらやってきておりましたけれども、これ結構大きな金額でございますので、もう一年ぐらい技術、それから知識習得に時間をかけて、資格試験を受験させたいということで、今年度は減額をさせていただくようにしたところでございます。

それから、来年度は、現在、操縦士につきまして1人、採用をすることとしております。それから、整備士につきましては、今年度、採用試験を行いましたけれども、合格者が出ませんでしたので、来年度の連休前後に再度、整備士の採用試験を行うこととしております。来年度はヘリのほうも2機体制になりますので、そういったことも踏まえましてそれぞれ1人ずつ試験を受けさせることを計画しておりまして、整備士につきましては今の整備士にするのか新たに採用になった整備士にするのかは、採用の結果や資格の取得状況を見まして決定をしていきたいというふうに考えております。

◎金子委員 消防団の確保については。

◎市川消防政策課長 平成19年からやってきておりまして、手元にある数字でございますけれども、団員確保の取り組みをやった翌年度の人数の増を見ましたところ、122名の増となっております。

◎塚地委員 87ページのこの地域防災力の向上の災害対応型給油所の整備事業のことなんですけど、これは対象箇所っていうのはどういうところになるのか。

◎市川消防政策課長 L1の津波が想定されてる地域以外のところを対象としております。

◎塚地委員 具体的には、ガソリンスタンドみたいなところになるのかということなんですけど。

◎市川消防政策課長 対象はガソリンスタンドでございまして、発電施設ですとかLED、それから衛星電話などの通信機器、それから給水施設、こういったものを対象としております。メインはやはり停電の際にも給油ができるということで、発電機を必須対象とした事業でございまして。

◎塚地委員 山間地というか中山間地で今、ガソリンスタンドが経営ができなくなっていく状況が広がってるんで、その対応っていうようなことで、直接この事業とは関係ないかもしれないんですけど、そのあたりは県のほうの防災対策として何か検討していることがあるかっていうのはどうですか。

◎市川消防政策課長 私どものほうとしても給油所のそういった対策という範疇でしかちょっとやってございませぬので、中山間対策という意味合いではこの事業はちょっとよう進めてないところでございまして。

◎塚地委員 このいざというときにやっぱり山間地の給油体制っていうのが一定消防署、消防、救急車なりの運行も含めてちょっと重要になってくるんで、これからもガソリンスタンドが大豊町でもほとんどなくなるかもしれないっていうような話も出てきていて、それへの対応っていうのは抜本的な強化が何か必要なんじゃないかなと思うんですけど、そういう議論が全体の中で、ガソリンスタンドの今後の設置状況の変動を展望した対応みたいなことは何か議論になってないんですか。

◎高松危機管理部長 今、課長からも申し上げたことに関連はしますけども、やはりガソリンスタンドを山間部にきっちりと用意をしていただくというか営業していただければ、それはもう災害のときにも十分使えるということで、有効であることには変わりはありません。ただ、当面、急いでやろうとしておりますのは、やはりそういった災害対応をする上で電力といいますか電源がないがために、せつかくタンクの中にいっぱい抱えておっても給油できない、これが東日本大震災のときに多くの事例としてありました。当面は、経済産業省の補助事業も使いながら、そういった部分を避けようということで取り組んできています。

こういった事業をつくるときに我々も少し頭の中にもありましたのは、長期的に考えたときにガソリンスタンドというのは経営がなかなか行き届かない、山間部では需要が減ってるんでどうしても畳まざるを得ない、そのネックになっているのは何かっていうと、やはり法定の耐用年数が過ぎたタンクそのものを入れかえる、その経費がなかなか出ないようなところがあると承知しています。我々この事業を練る中では、まずは今回のようなも

のをやって、その先にやはりそういった大きな意味での県内のガソリンスタンドをどう守っていかってというのが必要ではないかという議論はしましたけども、そこまで今回のこういった南海地震対策としての対応をとるところまでは至ってないということでございますので、今後の検討に委ねていくことになると思います。

◎塚地委員 やっぱり経営が大変なので、それをどう維持するかってというのは行政課題として難しいかもしれないんですけど、そこの燃料基地みたいなものが地域からなくなるってことになるんで、それ自体は県の防災的な観点でどう維持できるかっていうようなことも、先ほど今後の課題っていうお話はありましたが、ぜひそういう方向も危機管理部の目線としても見ていただいたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎上田委員 もう一点。冒頭に部長の総括説明でもありましたが、赤バイ隊への支援ということで、今、県内ではそういった活動状況とかはどんな感じなんですか。

◎市川消防政策課長 県内では高知市、須崎、仁淀のほうでバイクがございまして。それと、団員のバイク、オフロードバイクを活用して芸西村、それから安芸市のほうで活動をしている状況でございまして。今回この予算化をするに当たりましては、県内で約10台ぐらい、7カ所で要望をいただいております。今回、予算としましては10台程度を予算化しておりますので、市町村の消防のほうにはお願ひをしておるところでございまして。

◎上田委員 この消防団の安全装備で拡充ということで、こういう制度の中で補助事業を拡充して、10台7カ所というのは市町村が消防団に新たに配置するということですか。

◎市川消防政策課長 新たに配置するところと既に芸西なんかは個人のものを使っておりますので、そちらは公用での対応をしたいということでの要望をいただいております。

◎上田委員 ありがとうございます。

特に山間部で結構狭小な部分がありますので、ぜひこういった事業で進めていただきたいと、そういう思いで聞きました、はい。

◎浜田委員長 関連ですけど、この赤バイはこれ、圧縮空気であればジェットシューターですか、これは装備をしてない。トランシーバーとか救命胴衣とか回転灯とかサイレンとかそれだけであって、消火をするシューターは装備をしてない。

◎市川消防政策課長 インパルスというやつだと思うんですけども。

◎浜田委員長 インパルスっていうやつですか。

◎市川消防政策課長 はい。回転灯とか後ろのボックス以外にもですね、圧縮した空気と水で初期消火するという、そういった消火器とか初期消火用の機具というのは対象に考えておりますので、今後そういった方向で要綱の制定をしていきたいと思っております。

◎浜田委員長 じゃあ要望があつたら装備をできる可能性があるってということですねえ。

◎市川消防政策課長 はい。

◎浜田委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにございますか。

◎塚地委員 先ほどの消防法関係手数料徴収条例のことで伺うちょきたいのは、この手数料、該当施設がないってことで入金されることはないのかもしれないんですけど、この手数料が入ったとして、消費税の課税義務はあるかもしれないんですけど、納税義務は県のほうにはないですよええ。

◎市川消防政策課長 地方公共団体ですのでございません。

◎塚地委員 ないですよええ。

それで、課税義務はあっても納税義務がないというたてりです。一つは考えると、なぜ取る必要があるのかなっていう、引き上げる必要があるのかなっていうことが1つと、それと直近の人件費等っていう、これは国のほうに聞かんといかんがかもしれないんですけど、人件費が引き上がったっていう判断ですよええ、金額が違っている部分があるんで。その直近の人件費等がどういうふうに変動したかっていう資料、それは後で構いませんので、参考資料として、何を査定してこういう金額にしたのかってというのがちょっとわかんないので、それを提出してください。

◎市川消防政策課長 前段の分でございますけれども、県のほうは消費税は当然納めないんですが、いろんな消耗品であったり、それから交通費であったり、それは県が消費税を納めることになりますので、そういった部分が物件費のほうで反映して計算されたということになります。

それと、説明が不十分で申しわけなかったんですけども、単価的な部分につきましては、お構いなければ改めて資料の中で御説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、人件費につきましては、主任技師、それから技師、補助技師、3つの項目で単価を積み上げております。現在の手数料の標準単価は、主任技師が4,895円、技師が3,961円、補助技師が2,925円。これを見直しましたときに主任技師が4,644円、技師が3,860円、補助技師が2,884円というふうに入件費の単価が見直されております。ただこれは単価でございますので、例えば人件費が乗ってきます現地調査の時間、それから審査に要する時間、こういったものが見直しをされましてトータルで出されました人件費、それから先ほどお話ししました物件費のほうは、あと備品費ですとか旅費、こういったものを今の状況というものを反映させたもので見直しをしまして、その合計額をもちましてこの4ページのほうに書いております改定後の金額というふうに入算定をしております。

◎浜田委員長 はい、ほかにございませんか。

(な し)

◎浜田委員長 なければ、以上で消防政策課を終わります。

以上をもちまして、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎**浜田委員長** それでは次に、健康政策部について行いたいと思います。

まず初めに、議案について健康政策部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承を願います。

◎**山本健康政策部長** それでは、健康政策部、説明させていただきます。よろしくお願いたします。

健康政策部の議案は、一般会計の当初予算及び補正予算と条例その他議案6件となっております。

お手元のA4横の資料、平成26年度健康政策部当初予算案のポイントをごらんください。

まず、26年度の予算編成に当たりましては、資料右上、基本的な考え方にありますように、生涯を通じた県民の健康づくりを推進するとともに、県民が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組むことで健やかで心豊かに暮らせる日本一の健康長寿県を目指すこととして、重点的に取り組む事業の選択と集中に努め、取り組みのステップアップを図ったところです。

一般会計の予算総額ですが、人件費を除き約294億円となっております。昨年度当初比で約56億円、率にしまして16%と大幅な減ということになっております。その主な要因ですけれども、3点ございます。まず1点目ですけれども、地域医療再生基金を活用した事業で県立安芸総合病院への施設整備などが完了したことに伴う補助金の減やがん診療医療機関設備整備事業費補助金の減などによりまして、合計で約23億6,000万円、2点目が医療施設耐震化臨時特例基金を活用した医療施設の耐震化事業期間の終了による補助金の減として約16億2,000万円、そして3点目が後期高齢者医療保険料の増加抑制のための後期高齢者医療財政安定化基金の事業費交付金と積立金の減が約13億2,000万円です。この3つの基金事業関係分で約53億円の減となっております。これに庁舎の整備費などを除きますと、来年度当初予算は今年度とほぼ同規模の予算となっております。

それでは、予算の体系について御説明します。

予算の体系は、日本一の健康長寿県構想に即した県民みずからが病気を予防し、生涯健やかに暮らせる県づくりと県民とともに医療環境を守り育てる体制づくり、そして南海トラフ地震等災害対策や健康危機管理対策などの予算で構成します県民の安全と安心の確保のための体制づくりの3つの柱立てとしてしています。

それでは、2ページをお開きください。

この3つの柱ごとに26年度に取り組みます主な事業を記載をしています。このうち黒い星印のついた主要事業について説明をさせていただきます。

まず、1つ目の柱となります県民みずからが病気を予防し、生涯健やかに暮らせる県づ

くりです。

左上の母子保健医療対策の推進として、（１）母体管理の徹底では、妊婦健康診査に追加して行っています超音波検査による子宮頸管長の測定と細菌検査を引き続き実施し、早産の兆候を早期に発見する取り組みを行うとともに、この早産防止対策の取り組みの評価を行っていきます。

次に、（３）健やかな子供の成長、発達への支援では、乳幼児健診の受診率の向上を図るため、今年度、各市町村で乳幼児健診受診状況実態調査を行い、健診の課題や改善点などを把握しました。この調査結果を踏まえ、来年度は市町村がより有意義な健診に向けて実施する取り組みについても補助の対象として追加するなど、受診促進のための取り組み強化を図ります。

次に、その下のがん対策の推進として、（１）がん予防及び早期発見の推進の①がん検診受診促進事業費では、複数のがん検診を同時に実施するセット検診日の増加を促進するため、市町村で検診を実施する際に必要となる人員への支援をより充実させます。さらに、住所地以外の市町村でも受診できる広域でのセット検診を本年度の２倍の４４回にふやし、受診者の利便性を高め、さらなる受診率向上を目指します。

次に、②肝炎対策事業費では、これまで肝がん予防として肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療のため、２３年度から今年度まで医療機関での無料検査を実施してきました。今後は、陽性者を確実に治療へつなげることに重点を置き、精密検査費用等を助成することとしています。

次に、右側の県民の健康づくりの推進として、（１）生活習慣病予防対策の推進の①働き盛りの健康づくり総合啓発事業です。これまで広報啓発事業は特定健診、高血圧、たばこ対策など対象事業ごとに周知を図ってきましたが、来年度は働き盛りの健康づくりにおいてポイントとなる高血圧やたばこなどの項目を組み合わせることで啓発を行い、相乗効果を発揮したいと考えています。

次に、③子供の健康的な生活習慣支援事業では、教育委員会と連携して今年度は小学校低学年と高校生を対象とした生活習慣や健康に関する副読本を作成しましたが、来年度は残る小学校の中高学年と中学生を対象にした副読本を作成し、小学校から高校生まで全ての学年に応じた健康教育を実施します。また、教員や保護者、生徒等を対象に出前講座を実施し、子供のころからの健康的な生活習慣を身につけるための対策を一層進めていきたいと考えています。

次に、（２）薬局や薬剤師を核とした健康づくりの推進では、高知県薬剤師会の御協力をいただき、地域の薬局を健康づくりや在宅医療についての相談支援を気軽に受けられる健康情報拠点として高知家健康づくり支援薬局に認定し、高血圧対策やたばこ対策、がん検診や特定健診の受診勧奨などを行い、県民の健康づくりを推進していきます。また、薬

物療法を進める上で課題となっています飲み忘れなどによる残薬の解消に向け実態調査を行い、薬剤師が在宅患者などの状況に応じた服薬支援などを行う飲み残しゼロ作戦を展開します。

次に、その下、疾病対策の推進として、（１）感染症対策の推進の①風疹抗体検査促進事業費では、先天性風疹症候群の予防のため、妊娠を希望する女性とそのパートナーを対象に予防接種の必要性や正しい知識を普及するとともに、風疹に対する免疫を持たない人を効率的に抽出するための抗体検査を行うものです。

続きまして、３ページをお願いします。

２つ目の柱、県民とともに医療環境を守り育てる体制づくりです。

左上の地域医療体制の確保として、（１）救急医療体制の整備の①救急医療対策費では、迅速かつ適切な搬送先の選定や救急医療機関へのタイムリーな患者情報の提供を行うため、県内全ての救急車にタブレット端末を配置し、デジタルペン技術の活用や天井カメラ等の動画により救急車の搬送実績情報や救急車内の傷病者情報を医療機関と救急隊でリアルタイムに共有できる仕組みを導入するためのシステム改修を行います。

次に、（３）在宅医療の推進の③訪問看護体制整備支援事業費では、訪問看護サービスの提供が不足する中山間地域などを対象に、訪問看護ステーション連絡協議会が自宅や施設などへの訪問看護師の派遣調整を行う体制を整備する事業に補助するほか、遠隔地へ訪問看護師を派遣した訪問看護ステーションに対し不採算となる経費の一部を補助します。また、訪問看護ステーションによる対応が困難な安芸圏域の中芸、芸東地域においては、安芸郡医師会が医療機関から訪問看護師を派遣調整する事業に補助し、在宅療養を選択できる環境を整備していきます。

次に、右上の医師等医療従事者の確保としまして、（１）医師の育成支援、人材確保の推進の①医師確保対策事業費です。医師の確保に向けては、これまでの量的な医師確保対策に加えて、若手医師のキャリア形成支援の視点を重視した対策を進めていきます。具体的には、医師養成奨学貸付金の貸与を引き続き行うとともに、今後増加が見込まれる奨学金を受給した若手医師の方々や医学生のアットアップ体制の充実を図り、若手医師の育成を進めます。また、高知医療再生機構においては、引き続き若手医師や中堅医師の資格取得や留学などのキャリア形成に関する助成事業を実施するとともに、県外からの即戦力となる医師の招聘や県内での就業あっせんなどを進めます。

次に、４ページをお願いいたします。

３つ目の柱となります県民の安全と安心の確保のための体制づくりです。

ページ左上の南海トラフ地震等災害対策の推進では、（１）災害医療救護体制の整備の①南海地震関連災害医療対策費として、有識者による災害時における医療救護体制等の応急期対策の検討や災害時医療救護計画の見直しを行うことにしています。また、より被災

地の負傷者に近い前方展開型の医療救護活動を実現するため、市町村が設置する病院以外の医療救護所に必要な医療機器や簡易ベッドなどの設備整備等の助成に加え、災害時に必要な輸血用血液が供給できるよう災害拠点病院などに血液保冷庫を設置し、ヘリコプターなどを利用して直接、血液を搬送、保管できる体制の整備を行います。

次に、（２）医療施設耐震化等の促進の①医療施設耐震化促進事業費では、既存の補助制度による耐震化支援に加え、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正を受けた新たな補助制度により、防災拠点となる病院等の耐震化のさらなる促進を図ります。

次に、平成25年度一般会計補正予算について御説明をいたします。

お手元の資料の④とあります議案説明書、補正予算の41ページをお願いいたします。

健康政策部補正予算総括表ですが、今回の補正では国の経済対策補正予算を活用したスプリンクラー等整備事業費補助金を創設しますほか、医療施設近代化施設整備費補助金や後期高齢者医療給付費負担金が当初の事業見込みを大幅に下回ったことなどによりまして、全体で約13億9,500万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、条例その他議案でございます。

お手元の資料の⑤議案の条例その他の表紙をめくっていただきまして、目録を見ていただきたいと思っております。

また、後で個別には説明しますが、条例が6本ありますので、まず、その目録の一番上、第38号ですが、高知県調理師法関係手数料徴収条例議案、それからちょっと飛びますが、第43号の高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案、45号の高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案、この43号と45号についてはうちの所管部分だけということになります。それから、第46号の高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案、第47号の高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案、第48号の高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案の6件となっております。

続きまして、健康政策部で所管します審議会等の開催状況について御説明をさせていただきます。

お手元、A4横の平成25年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。

開催状況の一覧表でございます。

この一覧表のうち、平成25年12月定例会開催以降、3月9日までに開催された審議会は、右端の欄に平成26年3月と書いて下線を引いています高知県医療審議会など5つ、最初のページに2つ、次のページに3つあろうかと思っております。お手元の一覧表に各審議会の主な審議項目、決定事項などを記載していますので、御確認をしていただければと思います。また、各審議会の委員名簿を資料の後ろにつけています。

最後に、報告事項です。

2つございますが、まず第2期の日本一の健康長寿県構想バージョン3についてです。

日本一の健康長寿県構想は、保健・医療・福祉の分野でそれぞれの目指す姿を実現するための取り組みを進めていますが、その実効性を高めるため、毎年PDCAサイクルによる検証、見直しを行っているところです。先月、その検証結果をもとに構想の改定を行い、バージョン3として取りまとめました。

また2つ目として、第2次高知県動物愛護管理推進計画についてです。

平成25年9月に動物の愛護及び管理に関する法律の改正法が施行され、基本指針も改定されたことから、今回、基本指針の変更内容と計画の達成状況を踏まえ、全計画を改正しようとするものです。

それぞれ詳細については担当課長から御説明しますが、日本一の健康長寿県構想については26年度当初予算と関連しますことから、健康長寿政策課の議案説明の際に予算議案の説明に先立ち改定の御報告をさせていただき、また各課長からの予算説明に当たりまして適宜この構想を使って説明をさせていただきたいと思っております。

以上で総括の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎**浜田委員長** はい、ありがとうございます。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈健康長寿政策課〉

◎**浜田委員長** 初めに、健康長寿政策課の説明を求めますが、なお健康長寿政策課からは第2期日本一の健康長寿県構想バージョン3についての報告を行いたい旨の申し出がございまして、平成26年度の予算とも関連することから、予算説明にあわせて報告を受けることといたします。

また、関係各課の予算議案の説明の中であわせて報告を受けることとしたいと思っておりますので、御了承を願います。

◎**植田健康長寿政策課長** 健康長寿政策課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提出議案につきまして御説明をさせていただきます。

当課からは、平成26年度一般会計当初予算と平成25年度一般会計補正予算の2つの予算議案と第38号議案調理師法関係手数料徴収条例議案及び第46号議案衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案の2つの条例議案を提出させていただいております。

なお、今ほど委員長から御承認をいただきましたので、報告事項の第2期日本一の健康長寿県構想バージョン3につきましては予算議案の説明の中であわせて報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは、まず予算の説明に先立ちまして、この第2期構想のバージョン3の改定の経緯とバージョンアップのポイントを簡単に説明させていただきます。

お手元には白黒の印刷の第2期日本一の健康長寿県構想バージョン3の本編と改定のポ

イントを取りまとめましたカラー印刷のバージョン3のポイントの2種類をお配りさせていただいております。ここではこのカラー印刷のバージョン3のポイントを使って説明させていただき、白黒印刷の構想の本編につきましては議案説明の中で御説明をさせていただきます。

それでは、カラー印刷のバージョン3のポイントの表紙をごらんください。

この第2期の日本一の健康長寿県構想では、中央部の白い枠囲みの中のとおり、目指す姿の明確化や県民との成功イメージの共有を初め6つの視点で取り組みを進めておりまして、今回の改定に当たりまして目指す姿に向けた到達度合いを意識しながらそれぞれの取り組みを検証し、新たに見えてきた課題に対応していくためのバージョンアップを図ることとし、先ほど部長からも御説明しましたとおり、先月、構想推進会議の場で決定をしたところでございます。

次に、1ページと2ページをお開きください。

ここには、保健・医療・福祉の各分野のバージョンアップのポイントをまとめて記載しております。1ページの左側が保健分野でございまして、高知家健康づくり支援薬局を認定し、官民協働の健康づくりを支援することなど3つを、右側が医療分野で、救急医療の連携体制の強化など4つを、また2ページが福祉分野でございまして、高齢者などを支える地域福祉の仕組みづくりの推進など5つをバージョンアップのポイントとして掲げております。

また、3ページから10ページまでが各分野の目指す姿と見えてきた成果、さらには今後の取り組みの概要につきまして見開きで掲載をしております。

次に、11ページから15ページにかけましては、それぞれのページの上の表題にありますとおり、表紙でお示ししました6つの視点に基づき地域で活躍する人材の育成・確保への取り組み、ともに支え合う中山間対策の強化に向けた取り組み、13、14ページには、南海トラフ地震対策の加速化と強化への取り組み、15ページには、各福祉保健所におけるチャレンジプランへの取り組みについて掲載をしております。

今後は、これらの内容につきましてPR用パンフレットを作成しまして市町村や保健・医療・福祉等の関係団体の皆様に配布するとともに、県民の皆様にも広く周知を図りながら官民協働で構想の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

以上が今回の構想の改定の経緯とバージョンアップのポイントでございます。

次に、当課の平成26年度の当初予算について御説明をいたします。

お手元の資料の右肩に②と書かれました平成26年2月議案説明書（当初予算）の92ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、一番上の7款分担金及び負担金につきましては、県からJICAに派遣してございました医師1名など職員派遣が本年度をもって終了することに伴い

まして、派遣先に負担をしていただいた人件費がなくなることによって、25年度と比べて減額となっております。

次の8款使用料及び手数料のうち、2項手数料の3目健康福祉手数料につきましては、後ほど調理師法関係手数料徴収条例議案で詳細を御説明いたしますが、これまで県で直接実施しておりました調理師試験を26年度から国が指定する試験機関へ委任することに伴い、受験者が試験に要する手数料を試験機関に直接振り込むようになるため、これに相当する分などが減額となっております。

次に、このページから次のページにかけて掲載をしております9款国庫支出負担金は、健康づくり推進事業に要する厚生労働省からの補助金や保健衛生総合庁舎の耐震化工事の実施設計に要する国土交通省からの交付金、さらには環境放射能の水準調査を実施するための原子力規制委員会からの委託金などがございます。

93ページが一番下の12款繰入金の5目県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入と、次の94ページが一番下の15款県債につきましては、安芸総合庁舎の本体工事が25年度末に完了する見込みとなったことなどによりまして減額となっております。

なお、94ページの中段でございます14款諸収入、8項雑入の7目健康政策部収入には151万7,000円を計上しておりますが、本年度、11月の決算特別委員会におきまして、雑入に係る一般財源についてはこれまで予算時には財政課で一括計上し、決算時には各課で計上してきたようだが、それでは乖離が生じるため、今後は予算時から各課で計上するようという御指摘がございましたので、当課におきましても一般財源となります幡多総合庁舎の公衆電話設置に伴って、NTT西日本から委託されております料金回収のための手数料2,000円をこの151万7,000円の中に含めて計上し、是正を図っておるところでございます。

以上が平成26年度の歳入予算でございます、前年度より約3億3,000万円減の5億2,400万円余となっております。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

95ページをごらんください。

まず、4款健康福祉費の1項1目健康長寿政策費でございますが、このページの最下段から次の96ページにかけての人件費では、部長、副部長、当課の職員、そして福祉保健所と衛生研究所の職員、計245名分を計上しております。

次に、96ページの右端の説明欄の上から2つ目にあります2、健康長寿政策費には、保健・医療に関する統計情報を管理し、広く提供するデータベースシステムの運用委託料や部内全体の病休、産休等の休業職員の代替臨時職員を雇用するための経費、日本一の健康長寿県構想の印刷経費などの事務費を計上しております。

次の3、保健福祉総務費は、各福祉保健所の運営事務費や清掃などの庁舎管理のための

経費でございます。

また、この保健福祉総務費のうち、上から4つ目の設計委託料は、中央西福祉保健所の老朽化が著しい空調設備の改修に要するもので、その下の耐震改修等工事監理委託料は、25年度に実施設計を終え、26年度から着手します幡多総合庁舎の耐震改修工事の施工監理を委託するもの、その下の耐震改修等工事請負費は、この幡多総合庁舎の耐震改修工事と中央西福祉保健所の空調設備改修工事に要する経費をあわせたものとなっております。

なお、幡多総合庁舎の耐震改修工事につきましては、現在入居しております各事務所はそのまま残って執務室を使用する状態で工事を行っていくことにしております、通常の工事よりもかなり多目の工期、約400日程度を要し、年度をまたがることを見込んでおります。

101ページをお開き願いたいのですが、施工監理委託料を含めました総工事費、約5億8,400万円のうち、26年度の執行見込み額、約2億3,400万円との差3億5,021万2,000円を27年度の執行見込み額としてここに債務負担行為としてあわせてお願いをしております。

97ページにお戻りください。

97ページの上から2行目の4、安芸総合庁舎整備事業費は、歳入のところで新庁舎本体の工事が25年度末に完了する見込みとなったと御説明をさせていただきましたが、26年度は県東部の災害時の拠点となりますこの新庁舎の北側に2階建ての自走式駐車場や外構工事等をさらに整備するために必要な工事費を計上させていただいております。

次の5、地域保健推進事業費は、県や市町村の保健師を育成していくための研修会の開催等に要する経費を計上しておりますが、25年度に厚生労働省が地域における保健師の保健活動に関する指針を策定したことなどを踏まえまして、来年度は平成23年3月に作成しました高知県保健師人材育成ガイドラインを改定したいと考えております。

続きまして、2項健康費、1目保健衛生費の健康づくり推進事業費と、98ページから99ページにかけましての歯科保健事業費でございますが、これらにつきましては日本一の健康長寿県構想の中の主要な取り組みと密接に関連をいたしますので、別冊の白黒で印刷をしております日本一の健康長寿県構想の本編を用いて御説明をさせていただきます。

お手数ですが、白黒の日本一の健康長寿県構想の第2期バージョン3をお開きいただきたいと思います。

この冊子の26ページをお願いいたします。

ここには平成25年度から新たに取り組んでおります高血圧対策について掲載をしております。

左上の現状の欄には、壮年期の男性の死因の第1位は生活習慣病であり、そのリスク要

因の大きな一つが高血圧であって、また男性の脳卒中発症者の7割が血圧が高い状態の方であったことを示しております。そのすぐ右には、県民の血圧測定に関する本年度の県民世論調査の結果を載しておりますが、高血圧の治療中であるにもかかわらず家庭血圧を測定していないまたは血圧値を医師に伝えていない方が2割もいることがわかりました。

こうしたことを踏まえまして、左下の今後の取り組みの欄のとおりでございますが、家庭血圧の測定頻度を上げることや血圧の測定値を医師に伝える人がふえるようになるよう新たに目標値を設定いたしまして、取り組みを強化してまいります。

また、その右の平成26年度の取り組みの欄をごらんください。

この欄の下から三、四行目でございますように、働き盛りをターゲットといたしまして、マスメディア等を活用しながら高血圧やたばこ対策、特定健診の受診勧奨など関連性の強いものにつきまして相乗効果を出せるよう一体的な啓発活動を行いますとともに、一番下に㊦とありますが、構想のバージョンアップのポイントの一つにも掲げておりました高知家健康づくり支援薬局とも連携を図り、家庭血圧をはかることの重要性や血圧が高い方への病院での受診勧奨などについて、直接的な呼びかけなども充実してまいりたいと考えております。

次に、34ページをお開きください。

昨年3月に第3期のよさこい健康プラン21を策定しまして、その中でも子供のころからの健康的な生活習慣の定着につきましては、先ほど御説明しました高血圧対策などの働き盛りの死亡率の改善と並んで重点取り組みに位置づけているところでございます。25年度からは、子供のころからの健康的な生活習慣を身につけてもらえるよう、教育委員会と連携しまして小学校の低学年や高校生を対象とした副読本等を作成し、学校の授業の中などでこれらの教材を用いながら健康教育を行うとともに、小学校の低学年では家庭でも保護者と一緒になって取り組んでいただいております。

そして、右下の平成26年度の取り組みの欄に㊦とありますとおり、来年度は小学校から高校生までの全学年でそれぞれの発達段階に合わせた副読本等を作成し、引き続き教育委員会と連携を図り、全ての学年で健康教育を進めてまいりたいと考えております。

次に、35ページをごらんください。

たばこ対策の推進では、右上の課題の欄にありますとおり、たばこをやめたい人がやめられるために禁煙治療につなぐ仕組みや受動喫煙による健康への影響などを周知し、認識を高め、その防止対策の機運を高めていくこと、教育現場においてそれぞれの学年に応じた喫煙防止教育を実施していくことが必要であると考えております。

そこで、平成26年度の取り組みとしましては、右下の欄の中の一番上に㊦とありますように、医科、歯科の医療機関や健診機関等と連携いたしまして、啓発用チラシなどを活用しながら禁煙治療につながる指導や相談活動を強化してまいりますし、高血圧対策と同様

にマスメディア等を使った啓発や高知家健康づくり支援薬局と連携した取り組みも進めてまいります。

次に、37ページをお開きください。

歯科保健対策の推進では、下段の今後の取り組みと26年度の取り組みにございますとおり、フッ素応用などによる子供のころからの虫歯予防対策、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などにも深くかかわる歯周病の予防対策、通院ができない高齢者などのための在宅歯科診療の体制づくりといった3つを柱に取り組みを進めております。

右下の欄の平成26年度の取り組みをごらんください。

まず、一番上の㊦とある子供の健口応援推進事業では、これまで取り組んできましたフッ素応用による虫歯予防対策に加えまして、顎の発育や食事のあり方なども加えて子供のころからの口腔の健康づくりを総合的に推進していきたいと考えております。また、歯周病予防対策や在宅歯科診療の体制づくりにも引き続き取り組んでまいります。来年度からは新たに災害時の歯科保健対策にも取り組んでまいります。具体的には、歯科医師や歯科衛生士、歯科技工士、大学等の関係者にも加わっていただき協議の場を設けますとともに、東日本大震災等での対応状況も学びながら、災害時における歯科保健対策の体制づくりにつつまして検討を開始したいと考えております。

次にお手元の資料の右肩に㊧と書かれた議案説明書（当初予算）にお戻りください。

議案説明書、当初予算の99ページをお願いいたします。

右側の説明欄の一番下に記載しております4、衛生研究所運営費は、衛生研究所における検査や研究に要する経費と保健衛生総合庁舎の維持管理に要する経費などとなっております。

100ページをお開きください。

右側の説明欄の上から2つ目、設計委託料5,140万円余でございますが、これは保健衛生総合庁舎の建てかえに係る実施設計に係る委託料でございます。保健衛生総合庁舎の建てかえに関しましては後ほど平成25年度の補正予算で御説明しますが、現在、基本設計を行っているところでございまして、基本設計ができ次第、これに基づき実施設計の委託を行いたいと考えております。

以上が当課の平成26年度予算でございまして、安芸総合庁舎の本館工事が本年度末で終了する見込みであることなどから、総額は前年度より3億5,100万円余の減となり、25億7,999万4,000円を計上しております。

続きまして、平成25年度の補正予算について説明をさせていただきます。

お手元の資料のうち、右肩に㊨と書かれました議案説明書（補正予算）の42ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、この後、御説明します歳出予算の減額等に伴うもので

ございまして、9款国庫支出金の減額などとなっております。

続きまして、43ページをごらんください。

歳出予算につきまして、右端の説明欄に従って説明をさせていただきます。

まず、一番上の1、健康長寿政策費300万円の減額は、各福祉保健所で雇用しております非常勤職員の報酬単価が当初の見込みを下回ったために減額するものでございます。

次の1、歯科保健事業費1,400万円余の減額は、在宅歯科診療を行う歯科医院がポータブルレントゲンなどの機器を整備する場合に支援します在宅歯科診療設備整備事業費補助金につきまして、当初、10件程度の歯科医院からの要望が出ておりましたが、まだ在宅歯科を実施する準備ができておらず、1年見送りたいとの申し出が多くございまして当初の見込みを下回ったため、減額をお願いするものでございます。

次の厚生統計費は、3年に1回行う国民生活基礎調査の大規模調査の実施に当たりまして、実際に調査していただく統計調査員への報酬等の経費につきまして、高知市内の調査分は国が直接高知市に委託することとなり、その分の経費が不用になり、減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費について説明させていただきますので、44ページをお開きください。

まず、上の安芸総合庁舎整備事業費につきましては、先ほど当初予算の説明でも新庁舎の本体工事は本年度内に完成する見込みと御説明したばかりですが、工期を3月25日としております上、大規模工事の中でぎりぎりの工程の中で進めている状況も踏まえまして、万が一を考えまして繰り越しの手続きをお願いするものでございます。

なお、この繰越明許費の中には9月の補正予算で御承認をいただきました新庁舎南側の駐車場整備等に要する経費も含まれておりますが、駐車場の舗装部分につきましては本年度内に受注していただく施工業者の確保が困難な状況が続いておりまして、少なくともこの舗装工事部分につきましては未契約で繰り越しをさせていただくことになりそうでございますので、御了承を願います。

次に、衛生研究所運営費でございますが、これは保健衛生総合庁舎の建てかえに向けまして、昨年10月24日に大建設計と西尾設計のJVと基本設計の委託契約を締結しまして、本年度末までに基本設計を仕上げる方向で鋭意作業を行ってまいりましたが、現在の敷地内で衛生研究所がここにとどまったままの建てかえの上、当該敷地が都市計画法上、第1種中高層住居専用地域になっており、建築基準法に基づく日影規制などの要件もクリアしながらいかに機能性の高い建物にしていくか、配置等の検討にかなりの時間を要しておりまして、本年度内の完了は困難な状況であるため、別途発注しております地質調査の委託料も含めまして繰り越しの手続きをお願いするものでございます。

以上が平成25年度の補正予算についての御説明でございます。

続きまして、第38号議案高知県調理師法関係手数料徴収条例議案について御説明をいたします。

お手元の資料のうち、右肩に⑤と書かれました議案（条例その他）の1ページをお開きください。

この条例議案は、現在、調理師法に基づきまして県が実施しております調理師試験につきまして、行政書士試験や宅地建物取引主任者資格試験などと同様の形で、平成26年度から第4条の規定のとおり国が指定します試験機関に委任をし、試験に係る手数料を受験者が指定機関に直接納付するようにするため、新たに条例を整備しようとするものでございます。また、このことによりまして当初予算の歳入で御説明しましたとおり、県の手数料としての歳入は減額となっておりますのでございます。

なお、こうした条例の整備に合わせまして、ここの第2条及び第5条に規定しておりますように、現在、高知県手数料徴収条例の第12条に規定しております免許の交付や書きかえなどに係る手数料の徴収に関する規定をこの条例のほうに移しまして、明記をしたいと考えております。

お手元に配付しております青色の健康政策部というインデックスのついた表紙に委員会資料（議案参考資料）とあります資料の赤色の健康長寿政策課のインデックスがついたページをごらんください。

この赤色のインデックス、健康長寿政策課がついたところでございますが、調理師試験はこの数年では毎年300人程度の受験者がおりますが、当課では現在、左の列に掲載しておりますように、3月からの試験日程等の公報に始まり、4月以降に受験案内の配布、願書受け付け、試験の実施、8月の合格発表まで一連の業務を行っております。一方、平成20年には、調理師法に基づき厚生労働大臣が試験事務を委任できる試験機関を指定しております。他県では既に東京都や青森県、茨城県など7都県がここに委任をしております。26年度からも幾つかの県が委任を始めるというふうに聞いております。この指定機関に試験事務を委任しますと、県には試験日程などを県公報に載せることや試験実施の周知のための広報、合格発表の掲示が残るほかは、右の欄のとおり指定機関に担っていただくこととなります。また、この一覧のとおり、試験日がこれまでよりも1カ月半ほど後になるといった変更はございますが、試験や免許に関する手数料は消費税法における非課税扱いでもあり、試験手数料等の引き上げはありませんし、受験者にとって大きく負担が生じる変更はないものと考えております。しかしながら、今回の試験事務の委任に伴いまして、受験願書の提出先や提出方法、試験の実施日などが変わりますので、受験される方々にとりまして混乱が生じることのないよう、4月からはポスターやチラシを配布しますとともに、テレビ、ラジオ、さんSUN高知など県の持つさまざまな広報媒体を活用しながら変更点を広報し、さらには調理師養成施設や調理師関係団体にも協力をいただきながら

周知を図っていきたいと考えております。

最後に、⑤と書かれました議案（条例その他）にお戻りいただき、その28ページをお願いいたします。

この第46号議案衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案は、消費税法の一部改正を考慮し、全庁的に税抜きの価格を条例で明記する方式、つまり外税方式に変え、今後の消費税の税率変更に伴って円滑に対応していくようにするものでございまして、手数料の額の変更が生じるものではございません。

以上で健康長寿政策課の議案説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎**浜田委員長** はい、御苦労さまでございました。

それでは、質疑を行います。

◎**上田委員** 部長から冒頭で予算のこのポイントで幾つかありましたが、この長寿県構想が4年目に入ってますけれども、子供さんの成長、発達の方で乳幼児健診、資料を見ますと23年度が1歳6カ月で85%、3歳児で80%ということで全国より10ポイントぐらい低いわけですが、24年度の速報値は頑張られてそれぞれ上がってますが、これを受けて、26年度も書いてますけど、もう4年経過する中で、市町村というか福祉保健所の管轄区域で去年も出先機関の調査の中で結構その受診率にばらつきがあったと思いますが、具体的にこれから全国平均に近づくとか上げていくための取り組みも必要と思うんですが、そのあたりどんなんですかね。

◎**山本健康政策部長** 具体的には健康対策課のほうのときにまた御説明させていただきますけども。

ただ、各市町村とはデータもお渡しし、それから実態調査もしましたんで、受けられた方が例えばお父さんと一緒に遊べたとか、子供さんのそういういろんな情報交換とか交流ができてよかったとか、待ち時間が長くてちょっと閉口したとか、いろんなそういう実際の調査に基づく結果をお渡しをしてますんで、そういうことも含めて、何とか全国平均に持っていきたいということで取り組みをしておりますんで、また詳しくは健康対策課のほうで。

◎**金子委員** 特定健診ですけども、ずっといろいろデータ見よりましたらなかなか受診率が高くないところもあって、ずっと自分なりに調べたらメタボリックシンドロームですか、例えば男性の場合に、腹囲、腹回りが85センチとか、腹囲割る身長が0.5以上か、私のこの痩せも全部予備群になるわけですよ。ほんで、厚労省で定めた数字じゃと思いますけれども、その辺もこの日本一の健康長寿県構想の取り組みの中でねえ、私らも予備群じゃいうてもいかなですよ、こんな痩せた体重は。そういうふうな基準の見直し、実際受けていただきたい生活習慣病の予防、3大疾患に進まんとかいう、そういうふうな基準というものはつくりよんですか、県独自で。国が定めた言うたけど、どういう根拠で定めち

ゆうかもわからんですけれども、高齢とともに腹が出てくるわけですよ。そんなこともあるので、皆さんにもなかなか浸透しにくい部分があると思うんですよ。その辺ちょっとお考えを聞かして。

◎山本健康長寿政策課企画監 特定健診の基準値につきまして、腹囲につきましては特にいろいろな意見が出ているところでございます。高知県は死亡の現状等から見まして、メタボリックシンドロームというよりも高血圧、それからたばこによる影響が大きいことから、そちらの取り組みを重視していきたいということで、よさこい健康プラン21のほうにも重点取り組みとしているので、国が一応、特定健診で示している基準も尊重しながら、高知県の現状に合わせたこの取り組みを推進していくよう進めております。

◎金子委員 それと一つは、医療保険者いますか、事業者のほうは義務づけられておると。ほんで、受診する側は任意ですよという、そういう制度の中で、どういうふうに浸透させていくかという課題があるんじゃないかと思うんですけど、どんなふうに考えられているのか。

◎山本健康長寿政策課企画監 特定健診に関しましては保険者が健診を進めていくということで、事業者におきましてはそれぞれの事業の責任主体のほうで健診を進めていっております。働いてる方につきましては受診率は一定よろしいんですけども、働いてる被用者保険のほうでは被扶養者、特に高知では小さい企業が関係しております協会けんぽの被扶養者の受診率が低いということで、そちらへの働きかけ、それから保険者としましては市町村国保の受診率が低いということで、そちらへの働きかけ等を市町村とともに協力して進めていっている状況でございます。

◎黒岩委員 1点だけ。教育委員会と連携をした健康教育研修会の実施ですが、今回、副読本を作成するというところで拡充対策になっておるんですけども、どういう視点の総括の上で副読本を新たにつくろうと考えたのか、そのあたりの背景をちょっと。

◎山本健康長寿政策課企画監 よさこい健康プランをつくっていく中で指標を見ましたところ、高知県は特に働き盛りの男性の死亡が多いであるとか、また生活習慣におきましても余り改善が図られていない項目が多いということで、大人の生活習慣がかなり課題になっておりました。そのことは、大人の生活習慣が悪いということは子供の生活習慣に影響してまいります。で、よさこい健康プランをつくる委員会のほうにおきましても、やはり子供のときから健康的な生活習慣を定着させていくことが将来的に生活習慣病の予防につながると、子供の取り組みを重点をしていってほしい等との御意見もいただきまして、子供の教育につきましては教育委員会と連携して、特に健康教育、生活習慣にかかわる健康教育を重点的に取り組んでいきたいということで、今回、最初は小学校低学年、高校生用の副読本をつくりましたけれども、現在、小学校の中学年、高学年、そして中学生用の教材をつくっております。来年、できるだけ早く、5月ぐらいからそれを使った全学年での

健康教育を推進していきたいというふうに考えております。

◎黒岩委員 学校でそういう意識づけを小さいときからしっかりさせていくことは非常に素晴らしいと思います。一方は、やはり家庭です。家庭をどうしていったらいいかということが非常に課題になってくると思うんです。その家庭に対して具体的にどういう対策を打っていくか、今まで打ってきてると思うんですが、その課題の上でさらにどういう手を打たれようとしてるのか、どんなふうな考え方ですか。

◎山本健康長寿政策課企画監 学校に上がった段階でもやはり生活習慣の乱れというのはございます。就学前の子供さんたちの生活習慣を考えましたときに、市町村での教育、保健師による乳幼児健診等の機会を捉えた教育が大変重要になってくるかと思っておりますので、市町村の保健師であるとか保育所の保母を対象にした研修会を強化していくことも一つやっておりますし、講師派遣の事業を新たに行いました。で、学校とか等からの要望があった場合ですけれども、県の職員等が講師になって出向いてまいりますけれども、その打ち合わせの段階で、例えば小学校でしたら福祉保健所、そして市町村の保健師も入って学校現場、そして地域の課題を共有していく、そしてそういった内容を盛り込んだ教育を子供たちだけじゃなくってPTAを対象にした出前講座というのでも要望が上がっておりますので、そういう場を利用しまして現状を親御さんたちにも知っていただく、そして学校と地域が課題を共有することで連携した取り組みをふやしていくといった取り組みを、これから強化していきたいと考えております。

◎黒岩委員 高知の場合は非常に共働きも多いし、片親の家庭も多い中で、いい食生活ができていのかどうかというのは非常に難しい面があるかと思うんです。最近、やっぱりどうしても小さいときから太ってる子が多くなってる傾向もあります。例えば、食生活の問題やろうと思うんですが、そういう高知県独自のやっぱ課題というものがある面、見えてくる面もあるかと思っておりますので、学校と家庭の両方にうまく目を光らしていただいて、小さいときからしっかり総合的な対策をしていただくようお願いをしたいと思っております。

◎土森委員 今の関連で。これも非常に重要なことで、最近、子供たちの糖尿病や高血圧がふえたりしてまして、将来非常に心配なのでこういう政策を出してきてやるというのは非常にいいことだと思いますが、ただ我々みたいな年寄りになると、大家族の子供は生活習慣は全部身につけてるわけです。今はもう家族形成がないもので、そういうところに大きな原因があるかと思うんです。そうなってくると、例えばPTAの皆さんにしっかり教育をしていく、そういうことも言われました。学校でもそういう教育をしてる。これPTA、参観日でも余り出てきませんよ。PTAの会にしても、ほとんど役員さんですわ。ですから、徹底的にこれよねえ、教育ということで保護者にしていくという、非常に能力が必要かと思うんです、やり方が必要。その辺をどう考えてますか。

◎山本健康長寿政策課企画監 まず、PTAっていうのは大事な場だと思っておりますので、今現在、PTAの役員会が各地で開かれております。そちらのほうに出向いていきまして、この高知県の現状であるとか現在の取り組みにつきまして説明をさせていただいております。それぞれのところでそういう学びをしたいというような要望があれば応えていきたいということで、まず取り組みを知っていただくことを現在やっております。

先ほど委員がおっしゃいましたように、そういった会に出てくる親っていうのは生活がしっかりしていて、出てこない家庭に問題があるっていうのは私どもも本当に十分感じております。そういう部分では、乳幼児健診とかでたくさんの親御さんが出てくる場などを活用して、保健指導の内容も高めていくことも重要だというふうに思いますので、いろんな機会でこういった課題を共通認識して取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

◎土森委員 ぜひやってほしいんですが、僕は朝、散歩をしますんで、コンビニで小学生が必ず二、三人お弁当買っているのを見かけます。給食あるでしょう。朝御飯ですわ。そういう家庭が物すごく多いと思うんです。だから、朝食抜きという子供も中にはおります。そういうところを徹底してやっていかんと、要するに保護者教育ですわ。その辺、力を入れてやられるということで、どこまで成果があるか期待をしておりますんで、成果上げてください。

◎金子委員 先ほど幡多庁舎の耐震工事ですねえ、400日という非常に長い工期で工事されると。そういったときに、執務をしながら工事ということでしょうけれども、それに対する事務の支障とかね、外来者の利便さ、あの狭い空間で3事務所が入る。そういう普通やったらもうどこかへ借り上げるなり、2階、3階へ調整して1階から進めるとかいうことですけど、これはどういうメリットがあるんですか。

◎植田健康長寿政策課長 まず、整備の考え方でございますけれど、南海地震対策ということで早急に取り組まないといけない。その際に、執務室、どっか外をとということも一つの選択肢ではございましたけれど、なかなかあれだけの規模で出ていけるところがないという実態でございました。そういう中で、早期に耐震化を図る必要があるということで、執務室に残りながら工事をするという方針をまず1つ出しました。

それから、工事の方法につきましては、両方を1期、2期というような形でブース分けをしまして、庁舎の職員には大変しんどい思いはさせますけれど、移りながら工事をしていくことで対応ができるということが今、実績の中でやれるということになっております。

それから、外来の方につきましても当然、御迷惑をおかけしますが、そこは少なくとも外来用の駐車場は近くに確保もしながら、それから入ってきていただいたときも大変御不便はおかけしますが、そこは例えば工事も、相談なんかに福祉保健所だと来られる方

がいらっしゃる、あるいは税務なんかの相談も来られる。そういったときも、騒音が出るような工事は来客が多くないような時間帯を設定して、それでなおかつ近所にも住宅もございまして、その辺にも配慮しながらの工事をやっていくことで、今ちょっと建築課とも、実施設計の業者とも話をしながら進めておるようなところでございます。

◎金子委員 それと、繰越事業で保健衛生費の3,500万円、全額繰り越しということで、先ほどの説明では不測の日時を要するというので、都市計画法の問題、日影、建築基準の問題等あったわけですが、これも設計条件で最初からわかちゅう部分ですよ。普通の不測いうたら想定できんことができて、これは現実的に全額繰り越しというわけですが、その辺を部長、次年度以降の事業についてね、どうするのかということをご検討してもらいたい。先ほどの説明では、あれは不測にならないですよ、やはりああいう条件。法律でわかったことですから、そのときにもわかちゅうことですよ。そのさび分けを、きちっと、なぜ繰り越しをしなければならないかということをご検討いただきたいと思います、これはもう要望でございます。

以上です。

◎塚地委員 今回の関連が1つ、あそこの地域は埋文の調査も入ってますか。

◎植田健康長寿政策課長 はい。

先ほど金子委員からの御指摘もございました。建築基準法に基づいてさまざまな規制がございました。それから、あそこは津波も30センチほど来るといふようなこともわかっておりまして、その中で日影規制といったところで30センチほどかさ上げをすれば逆に言えば庁舎全体、1階も助かるということで、そういうことをするその結果、建物の高さが30センチ高くなりますので、ぎりぎりのポイントを押さえていくためにちょっと時間を要したりしました。それから、その言いわけにはならないというお話もございましたが、レイアウトをいかに機能的にしていくかということで日時を要しました。

一方、埋文調査につきましては、一旦はボーリングをする箇所につきまして試掘といったことは教育委員会と一緒にやっておりまして、今後、実際に立てるポイントを細かく決めまして、その中でそこをボーリングする際に深く掘りますので、影響があつてはいけないので埋文調査を行うと。それが、今の予定でありますと1期、2期という工事の仕方をするようになっておりまして、1期、2期それぞれ4カ月ずつ程度、計8カ月ほどこの本体工事のうちに埋文調査をするような期間もっております。

◎塚地委員 私、予算委員会でも新たな庁舎にちょっと入れてもらいたい機能のこともお話をいたしましたんですけど、今からの段階で可能ですかね、そういうことを検討していただくということ。

◎山本健康政策部長 私が答えましたので。工期的には設計だけじゃなくて、実際の工事もかなりかかります。ですから、仮に入る形になったとしても、とりあえず来年の4

月には別のところではないととても間に合いません。そこまでしてまた移すのかとかっていうところもありますんで。

具体的にはちょっと別でまず考えるのかなと。ただし、県庁のいろんな庁舎もございまして、直営にするのか委託にするのかもありますけど、それによって駐車場とかいろんな諸要件含めて場所を決めていきたいというふうに考えてます。

◎塚地委員 それ以外のことで、繰り越しで在宅の歯科診療の分が少しおくれたことになってますけど、それは件数として今年度にはやっていけて、在宅の歯科診療が広がる形にはなっていくというか充実する形にはなるがですか。

◎植田健康長寿政策課長 在宅歯科診療につきましては2つ大事なことがございまして、機器の整備と、それから人材の確保。その機器の整備につきまして、実はこの繰り越しした分は個人の歯科医院に補助をするものでございまして、もう一方で国費を使いまして歯科医師会に整備をするものもございまして、郡市も含めまして40セットほどあり一定整備はできました。それで、郡市のほうにも支部長さんあたりに置かしていただいて、それをみんなが使い回しをしようと、そういう体制はできております。それにさらに取り組んでいただくために個人の歯科医院にも補助をする仕組み、この部分が今回ちょっと体制が整ってないので来年に回してもらいたいというお話がありましたので、当初予算のほうには再計上の形で計上させていただいておるところでございます。

◎西内（隆）副委員長 高血圧の件についてですけども、やっぱりいろんなところと協力しながら、展開していくってことですけども、企業とはどういう感じでやっていく形になるのか具体的にお示しください。

◎山本健康長寿政策課企画監 サポート企業ということで今年度から募集をいたしてございまして、啓発の部分になりますけれども、127カ所から声を上げていただきまして、もう登録を済ましております。今年度は薬剤師会に協力を特にお願いしましたので、薬局で協力をいただくことが大半になっております。今後につきましては、例えば量販店で野菜摂取とか減塩の部分であるとか、それからスポーツ用品店なんかは運動の部分であるとか、関連する事業所、企業等にも御協力をお願いしていきたいと考えております。

◎西内（隆）副委員長 そしたら、今、小売の量販店とかよりも、いわゆる製造業であるとか、何ていうかな、オフィス系とかそっちのほうメインで、ボランティア的な要素で登録があつてるっていうことですねえ。

◎山本健康長寿政策課企画監 高血圧の啓発をしていただくということで、今年度、127のうち122ぐらいが薬局という形になっております。で、来年度以降は、もっと領域を広げていろんなところをお願いをしていきたいと考えております。

◎西内（隆）副委員長 それは薬局が100ってのはね、ちょっとわかるようなところがあるんですが、できたら、一般の企業産なんかはどんどん協力してもらおうような体制に

進めていかにかいやあいかんわけですけど、それが実際の実効性というところにつながっていくと思います。そのときには、もちろんいろいろ工夫されてらっしゃると思いますけども、社員の健康管理もまあ言うたら社員の義務であるし、超マクロ的に見れば、その健康維持が保険の分野で会社の負担に係るところにもつながってくるんで、そういうな気持ちで会社側の、企業側の言うたらメリットに見える形ですわねえ、個々啓発に努めていただければと思います。

◎山本健康長寿政策課企画監 先ほど言いました協会けんぽのほうで1万1,000社が加入しております、そちらのほうがお便りをずっと毎月出しております。そちらのほうにも健康に関するいろんな情報を県からデータを提供して掲載していただくとか、協会けんぽとはよい協力関係をつくっておりますので、事業所へ向けての啓発も力を入れていきたいと思っております。

◎塚地委員 手数料の関係で、それぞれちょっと消費税の扱いが違うっていうか、調理師の免許のほうは非課税なんで税をかける必要がないんで手数料はそのままですよということで、でも衛生試験の手数料のほうは消費税を乗じた額に変えるってことになってますが、同じ手数料でも非課税っていうことで、金額を変えない分と変える分とはどういう基準で違うものなんですか。

◎植田健康長寿政策課長 消費税法に基づきまして、試験とかいったものは基本的に自治体が担っているものばかりですので、そういったものは非課税になっております。一方で、衛生研究所で行う試験、今回、外税方式ということで先ほど議案を出させていただいたんですけれど、これにつきましては民間でも担えるものでございまして、そういったものは税務署とも確認しまして課税になるという扱いでございます。あくまでも検査でございますので、それは外税方式に今回変えさせていただく設定にしております。

◎塚地委員 再確認ですが、県がある意味主体で試験みたいにする場合は非課税扱い。今回の場合、委託することになりますよねえ。だから県が直接やる事業じゃないけれども、それは非課税っていう考え方はどうなりますか。

◎植田健康長寿政策課長 そもそも、調理師試験につきましては法律で自治体で行うことになっております。ただ、調理師法の中に国が指定する機関にその試験の業務を委任できるという規定がございます。ですから、委任であって、あくまでも試験は県が担っておりますので、試験については非課税、そのかわり話は変わりますが、衛生研究所なんかはこのものをちょっと例えば水質を見てくださいますとかがって検査が来るとします。すると、一方で民間で食品検査協会みたいなところがございます。そういったところにも持ち込みますので、そういったものは逆に課税されるという整理になっております。

◎塚地委員 わかりました。そしたら、あくまで、試験の手数料ということだけは非課税っていう考え方。

◎植田健康長寿政策課長 だけではないです。

◎塚地委員 だけではない。

◎植田健康長寿政策課長 はい。

◎塚地委員 そしたら、その非課税部分が何かは、ここは税務の担当じゃないんでここであえて深めなくてもいいんで、何か私にわかるものがありましたら。

◎浜田委員長 それ整理して、はい。

◎塚地委員 後で整理して、その違いみたいなことが、何でこっちは非課税なのにこっちは課税なのかがわかるものがあれば。

◎植田健康長寿政策課長 はい、わかりました。

◎浜田委員長 よろしく申し上げます。ほかにございませんか。

◎土森委員 この働き盛り健康づくり総合啓発事業費ですねえ、これは25年はやってないの。

◎山本健康長寿政策課企画監 25年も実施しておりまして、今回は働き盛りをターゲットに各種まとめておりますが、25年は健診の受診を勧めることが主体のもの、それから高血圧、それから禁煙とか受動喫煙防止とか、それぞれ対策ごとに啓発を別途にやっていたような状況でございます。

◎土森委員 これ25年度の成果は相当あったんですか、相当なものをやってるみたいですけど。

◎山本健康長寿政策課企画監 受診率につきましては、各団体の声かけ等もあったりしましてずっと上がってきております。24年は受診率は33.2%ということで、全国平均の受診率にほぼ並んだところまで来たところでございます。あとたばこ等につきましても、これは県がやる啓発だけではなくて、全般的に禁煙が啓発されてる関係もあります、喫煙率っていうのはだんだん減ってはきている状況にはございます。

◎土森委員 26年度、この事業をやるわけですけど、テレビコマーシャルとかいろんなチラシとかが相当出ますよねえ。これは大体、県民の皆さんがそういうものを見て健診を受けたりっていうことになろうと思っておりますが、その特定健診というのはどういう項目の検査を受けるのですか。

◎山本健康長寿政策課企画監 これは身長、それから体重であったり尿検査であったり、それから血液の検査であったりとか、一定決まった項目を受けるようになってございます。

◎土森委員 これちょっとパンフレットもろうたらええねえ、この委員会で、こういうものをやりますよと、25年度はこうでしたというようなん出してもろうたらわかりやすいんですけど。

それと、えらいたばこを目のかたきにしよりますが、たばこを吸う人がおりますが、や

っぱりタバコ吸うて元気な人おりますがねえ、やっぱり悪いでしょうか。

◎山本健康長寿政策課企画監 疫学的な研究等ではこちらに示しているようにリスク要因が大変高いものになっておりますので、害はあるという形で伝えていきたいというふうに思っております。

◎浜田委員長 午前中、危機管理がございましてちょっと気になったところですが、危機管理の地域本部が5ブロックにできるんですけれども、災害時の医療体制で、例えばけがをされて拠点病院のICUなんかで対応できん場合はSCUっていうのをつくるようになってますよねえ。そのSCUの費用っていうのは、この南海トラフ地震対策の1番の災害医療体制の整備のこの中へ入ってるんですか。

◎豊永医療政策・医師確保課企画監 はい、入ってます。

◎浜田委員長 SCUってのは、例えば東部はたしかあき病院の上のグラウンド、運動公園のあそこら辺だったと思いますが、県内でSCUの整備はどのくらいされる予定ですか。

◎豊永医療政策・医師確保課企画監 SCUにつきましては、今年度予算で、県内3カ所、実際の広域搬送拠点、医療搬送拠点となりますのは宿毛の運動公園と、それから高知大学医学部ということになります。安芸は代替拠点ということになっておりますので、その3カ所について今年度予算で一定そういったSCUに必要な医療機器とか資機材といったものを整備しております。

◎浜田委員長 じゃあ、重症患者の県外搬送の拠点搬送施設は県内3カ所ということですね。

◎豊永医療政策・医師確保課企画監 そうです。拠点2つと代替えっていうことで3カ所で今、整備をしております。

◎浜田委員長 では、室戸の運動公園も、あそこは中型ヘリ以上も駐機ができるようなスペースも構えろうと言っておるのに、室戸には置かないわけですか。

◎豊永医療政策・医師確保課企画監 今の広域搬送、医療搬送拠点につきましては、国の計画に基づいて決められておりますものなので、今後、国との協議の中でですね、新たにそういった拠点を設けるかどうかはまた協議していくことになろうかなとは思いますが。

◎山本健康政策部長 SCUではないですけど、総合防災拠点ということで室戸については、ヘリポートもできますし、そこから重症患者は直接県外へ行くのか県内の例えば医療センターとかそっちの機関へ行くのかっていうことはあるかと思いますが、そういう搬送能力は持つようになります。

◎浜田委員長 なるほどね。これらはいざ、有事になった場合、すぐに立ち上げられるような体制を今から構築していくということですね。

◎山本健康政策部長 はい、そういうことです。

◎**浜田委員長** それともう一点、気になるのはヘリコプター、危機管理部での説明では、イタリア製のアグスタAW139がもう15日ぐらいい入ってくるってということなんですが、「りょうま」より一回りも機体が大きい、それから機体の重量も非常に重いわけですよえ。近森病院なんかも今度、ボウリング場の跡地へヘリポートなんかをつくろうという計画もしておるように聞きますし、新しく日赤病院も当然上はできるでしょうし、そういう民間病院もですよえ、ドクターヘリだけ対応という形でヘリポートを整備されると、ちょっと今後のアグスタAW139は駐機ができないってということになりやしないかと思いません。早くも今、基礎工事がもう始まろうとしています、近森病院も。自分ところでヘリコプターをよう構えんでしょうから、恐らく場合によってはドクターヘリじゃなくて「りょうま」も、それからアグスタもおりる可能性もありますから、そこら辺もやっぱり十分に病院側と協議をしてそういう体制をとれるようにしといたほうがいいんじゃないかなと思いましたので、老婆心ながらお話を申し上げました。

◎**山本健康政策部長** 日赤病院は災害時には1階といいますか、駐車場のところを予定するという計画になってます。ただあと、近森病院についてはどのぐらいをやってるかっていうのはちょっと私、承知してないんですけど。

◎**豊永医療政策・医師確保課企画監** アグスタの重量は6.5トンということで、当然、医療センターもあき病院も、それから今、工事をしております近森病院も、それから高知大の病院も対応できると聞いております。

◎**浜田委員長** アグスタは対応できるってということですね。

◎**豊永医療政策・医師確保課企画監** はい。

◎**浜田委員長** はい、わかりました。

それでは、以上で、健康長寿政策課を終わります。

ここで、3時半まで休憩をいたします。

(休憩 15時10分～15時30分)

◎**浜田委員長** それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

まず、先ほど塚地委員から質問のありました件につきまして、植田健康長寿政策課長から説明を受けます。

◎**植田健康長寿政策課長** 健康長寿政策課でございます。

先ほど塚地委員から手数料の関係で、消費税に関しまして課税、非課税のお話ございましたが、きちんと説明せずに申しわけございません。

まず、資格試験、それから免許、証明、そういったものは非課税扱いになります。それからあと、検査に関しましても、法律自治体で検査をしなければならない、例えば食肉検

査なんかでサルモネラ菌とかいったものの検査をする必要がございます。そういう法律で決まったもの、それも非課税でございます。その他は課税という扱いになります。

以上でございます。

◎浜田委員長 よろしゅうございますか。

◎塚地委員 何か狩猟免許には課税がかかるらしくて、100円アップするらしいんで、私もちょっと整理したいと思います。

〈医療政策・医師確保課〉

◎浜田委員長 はい、それでは次に医療政策・医師確保課長の川内課長よりお願いします。

◎川内医療政策・医師確保課長 医療政策・医師確保課でございます。

まず、平成26年度当初予算案につきまして御説明をいたします。

お手元の②の議案説明書の当初予算102ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、健康福祉費負担金は、救急医療広域災害情報システムの運営に係る市町村負担金に加えまして、高知県・高知市病院企業団との併任医師や研修医の人件費の一部、そして企業団へ派遣している職員の人件費に対して企業団から負担金として受け入れるものでございます。

健康福祉使用料は、幡多看護専門学校の授業料や土地の使用料、健康福祉手数料は、准看護師試験や免許登録に係る手数料や幡多看護専門学校の入学手数料となっております。

それ以外に、103ページにあります事業執行に伴う国庫補助金や基金繰入金など、後ほど説明いたします歳出の特定財源となるものでございます。

104ページをお願いいたします。

貸付金元利収入ですけれども、看護師養成奨学金の償還金や病院企業団への貸し付けに係る元金及び利子の償還として受け入れるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

105ページをお願いいたします。

歳出予算額は51億7,532万円で、25年度当初予算と比較すると34億3,025万円の減となっております。

主な減少分の内訳は、まず1点目が医療施設耐震化臨時特例基金事業費補助金の終了が約16億円、2点目が地域医療再生事業費補助金による県立安芸総合病院の整備や機器整備の完了に伴う減、これが約15億円、3点目が医療施設近代化施設整備事業費補助金の減で、これが約2億5,000万円、4点目が航空搬送拠点臨時医療施設、いわゆるSCU整備事業の完了に伴うもの、これが約2億7,000万円でございます。

増加分の主な内訳は、まず1点目が救急医療広域災害情報システムの改修事業、約1億8,000万円、2点目が医療施設耐震対策緊急促進事業費補助金が約1億8,000万円、3点目

が看護師等養成所施設整備事業費の増、これが約8,600万円でございます。

次に、105ページの一番下から106ページにかけて、説明の欄をごらんいただければと思います。

まず、1、人件費ですが、本課及び幡多看護専門学校の職員、そして高知医療再生機構への派遣職員を含めました人件費、37名分でございます。

2の医療政策・医師確保総務費ですが、本課の事務費などがございます。

次に、107ページにかけての3の保健医療計画推進事業費ですが、第6期高知県保健医療計画を着実に推進するための予算として、疾病ごとに連携体制を検討する会議の開催に関する経費や各地域でのこれらを向上させる取り組みに係る経費、また在宅医療等の医療提供体制の強化に関する事業に必要な経費となっております。

26年度の取り組みとしましては、まず脳卒中の医療連携体制における維持期の施設から回復期の医療機関への医療情報をフィードバックする仕組みづくりのほか、本年度に策定をしました保健医療計画地域アクションプランに基づきまして、各福祉保健所において課題解決に向けた取り組みを実施いたします。

また、在宅医療では、訪問看護の提供体制が十分でない中山間地域や中芸、芸東地域などにおいてもサービスを提供できる仕組みづくりについて支援を行うとともに、在宅医療従事者のレベルアップと連携強化を図るための研修を行います。また、地域の実情に応じた在宅医療の連携体制構築のための支援を行います。

次に、7ページの4、医事指導費ですが、高知県医療審議会の開催経費や保健医療計画の評価や進捗管理を行う保健医療計画評価推進部会の開催経費、また病院の老朽化等による建てかえ整備に対して助成する医療施設近代化施設整備費補助金でございます。

次に、5の救急医療対策費です。

これにつきましては、長寿県構想の冊子の57ページをお願いいたします。

右側にあります26年度の取り組みをごらんください。

今年度に引き続きまして救急医療体制の機能維持のため、救急医療機関の適切な受診に向けた啓発や県民自身の急病時の対応への支援、休日夜間の医療提供体制の維持充実、救命救急センターの運営支援等を行ってまいります。

次の58ページをお願いいたします。

来年度は、新たに現在運用中の救急医療・広域災害情報システム、いわゆるこうち医療ネットを改修し、県内の全ての救急車にタブレット端末を配置することなどにより、救急車の搬送実績の情報や救急車内の傷病者情報を医療機関と救急隊で情報共有できる仕組みを導入し、スムーズな搬送先の選定やタイムリーな患者情報の提供体制を構築するとともに、リアルタイムに得られる救急搬送に係る統計情報を活用して迅速に政策に反映してまいります。

次に、議案説明書にお戻りいただきまして、108ページをごらんください。

6のドクターヘリ運航事業費ですけれども、こちらは運航会社へのドクターヘリ運航委託に係る経費やドクターヘリに搭乗する医師、看護師の人件費等を引き続き基地病院である高知医療センターに助成をしております。本年度の出動実績は、本年1月末までに既に昨年度の1年間の450件を超えておりまして、年度末までには500件を超える見込みでございます。

次に、7の災害医療救護体制整備事業費でございます。南海トラフ地震等の災害時に適切かつ迅速な医療救護活動を確保するために、必要な災害医療救護体制の整備等や病院の耐震整備を図るものでございます。

これについては、長寿県構想の123ページをあわせてごらんください。

中段の右側の新たな取り組み（対策）のところですが、こちらの一番上の市町村が設置する医療救護所に必要な設備整備等の支援を行うほか、1つ飛ばしまして、3つ目の災害拠点病院が行うヘリポート整備に助成を行います。こちら高知大学医学部附属病院です。

それと、4つ目にあります災害時の医療救護体制等の応急期対策の検討と災害時医療救護体制の見直しを行ってまいります。

また、国の新たな補助制度も活用しながら、引き続き病院の耐震化を支援してまいります。

議案説明書にお戻りいただきまして、109ページから110ページにかけての8、看護の人づくり事業費でございます。こちらは、看護職の資質向上を図る事業に係る経費や准看護師試験の実施に要する経費、また看護職員確保対策のための事業費や幡多看護専門学校の運営費、看護師等養成所の運営や施設等の整備に対する助成等でございます。

これについては、長寿県構想の50ページをお願いします。

右側の平成26年度の取り組みをごらんください。

一番上の看護職員の確保対策の推進を行っていくために、医療機関での勤務環境の改善に向けた取り組みを促進するためのアドバイザーを派遣する、就業環境改善相談・指導者派遣事業や、その次の一旦離職した看護職員の復職希望者に対する研修及び施設とのマッチングを行う潜在看護職員等復職研修事業などに引き続き取り組んでまいります。

また、4番目の看護師等養成奨学金貸付事業では、引き続き看護師の養成所での事業の説明会や貸与者に対するフォローアップを行うとともに、指定医療機関の看護職員募集状況の情報提供にも努め、奨学金を利用した学生が確実に地域の医療機関で働けるように努めてまいります。

新規事業としましては、地域の実情に応じた看護職員確保や離職防止策を講じていくための委員会を設けまして、高知県全体の看護職員の養成、確保定着を図ってまいります。

Ⓢと書いてある上段のほうです。

その次の⑩の事業では、新人看護職員を指導する教育担当者及び実地指導者を対象とした研修を行い、新人職員がガイドラインで求められてる基本的な知識や技術を習得できる体制を強化することを通じて看護職員の資質向上及び離職防止につなげてまいります。

議案説明書の110ページにお戻りいただければと思います。

9の移植医療推進事業費でございます。こちらは、県民の臓器移植に関する理解を深めるため、高知県腎バンク協会に対して臓器移植コーディネーターの設置及び活動費を助成するほか、臓器及び骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発に係る活動経費でございます。

続きまして、111ページにかけての10、医師確保対策事業費でございます。

こちらは構想の46ページをお願いいたします。

左上の現状の欄にありますように、若手医師の減少、地域偏在、診療科偏在という3つの偏在を改善するため、右上の課題の欄にありますように、医師養成奨学金の貸与や若手医師のキャリア形成支援などを通じた安定的、継続的な若手医師の確保や、現に不足している診療科での医師確保が課題となっております。

次の47ページの上段のこれまでの成果の欄をごらんください。

高知医療再生機構などと連携した事業の実施によりまして、中長期的に医師を確保、育成する体制を整備してきておりまして、医師養成奨学貸付金の貸与を受けた医学生や卒業した償還期間内の医師も今後、増加が見込まれております。

このため、その下段の今後の取り組みのところですが、量的な医師確保対策に加えまして、今後、増加が見込まれる奨学生、卒業医師への対応を強化し、医学生及び若手医師の育成、資質向上の視点を重視した医師支援策の充実に努めてまいります。

具体的な事業につきましては、46ページにお戻りいただきまして、26年度の取り組みのうち、まず中ほどの医師の育成、資質向上のところですが、26年度は医師養成奨学金貸与者へのフォローアップの充実としまして、専任職員の設置による相談体制の整備や貸与状況、相談状況を管理するシステムの開発を行います。

また、地域医療支援センターの運営によりまして、若手医師のキャリア形成プログラムの作成やそのプログラムに沿ってキャリアを積めるような県内医師の適正配置調整など、若手医師の資質向上や定着、医師の地域偏在の解消を目的とした事業を継続してまいります。

その下の若手医師レベルアップ支援事業では、再生機構において若手医師に対する支援事業として、専門医資格取得支援や留学支援などを行ってまいります。

その下の後期研修医の研修及び資質向上支援事業では、再生機構において県内の医療機関で初期臨床研修を終了し、引き続き県内で後期研修を行う医師に対して奨励金の支給や県外への短期留学に要する費用の支援などを行ってまいります。

また、若手医師の育成、資質向上に向けた取り組みとともに、引き続き県外から即戦力となる医師を招聘するために、枠囲みの一番上にございますように、医師招聘・派遣斡旋事業を取り組んでまいります。

また、その下の医師確保対策事業として、医師の求人情報の提供や再生機構の事業内容の広報、また首都圏等での県外で活躍されている高知県にゆかりのある著名な医師などに委嘱をしておりますこちらの医療RYOMA大使の増員によりまして、高知県での勤務を希望する医師に対する情報提供などを進めてまいりたいと考えております。

このほか、下から2番目にあります女性医師復職支援事業を拡充して、女性医師の復職支援に向けた相談対応、研修支援、環境整備などを行ってまいります。

飛び飛びで恐縮ですが、議案説明書にお戻りいただきまして、111ページでございます。

中ほどの11、へき地保健医療対策事業費でございます。こちらは、へき地診療所及びへき地医療拠点病院の運営や設備整備への助成、自治医科大学への運営費負担や卒業医師等の研修支援、また市町村が行う無医地区巡回診療への支援などを引き続き行ってまいります。

その下の12、13、医療施設耐震化臨時特例基金積立金及び地域医療再生臨時特例基金積立金は、当該基金の運用益を積み立てるものでございます。

続きまして、次の112ページの高知医療センター運営支援事業費でございます。

一般職給与費は、当課所属で病院企業団に派遣している職員の給与でございます。

企業団負担金は、医療センターの施設設備整備の起債に対する償還や救命センター及び総合周産期母子医療センター等の運営費、医療センター職員の研修経費などに対する構成団体としての負担金でございます。原則として、国が示す繰り出し基準に基づきまして、高知市と2分の1ずつ負担をしているものでございます。

続きまして、113ページの債務負担行為をお願いいたします。

それぞれ看護師、助産師緊急確保、医師養成奨学貸付ですが、これらは高知県で勤務する意思のある学生の奨学金でございますけれども、就学期間に応じた貸与期間となりますことから債務負担をお願いするものでございます。

特定科目臨床研修奨励貸付は、将来、産婦人科、小児科等の特定の診療科に従事し、県内で勤務する意思のある初期研修医への貸し付けです。こちらも研修期間に応じた貸し付けとなりますので、債務負担をお願いするものでございます。

次に、680ページから681ページをお願いいたします。

こちらは、これまでに債務負担行為の承認をいただいておりますもので、これまでの支出額と26年度以降の支出予定額を記載をしております。

続きまして、25年度の補正予算案の御説明をいたします。

④の議案説明書、補正予算の45ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、後ほど歳出において御説明する諸事業の減額に伴い、それぞれに係る国庫補助金が減となるものでございます。

医療施設耐震化臨時特例基金、地域医療再生臨時特例基金の運用益でございますが、会計管理課で一括しておりますが、ともに減額する見込みとなっております。

医療施設耐震化臨時特例基金繰入の減は、当該基金を用いた事業費補助金の減に伴うものでございます。

地域医療再生臨時特例基金の繰り入れの減につきましては、航空搬送拠点臨時医療施設の設備整備事業や地域医療再生事業委託料、地域医療再生事業補助金の減に伴うものでございます。

46ページをお願いいたします。

助産師、看護師等の養成奨学貸付金の減は、奨学金の貸付金の返納が見込みより少なかったものでございます。

次に、歳出につきまして、47ページをお願いいたします。

まず、1の医療政策・医師確保総務費の国庫支出金精算返納金は、24年度に当課が国から受け入れた補助金等の受け入れ超過額を国に返納するものでございます。返納額が見込みを下回る見込みとなりましたので、当初予算が不用となりました。

次の保健医療計画推進事業費でございますが、医療情報ネットワーク機器整備事業費補助金の減は、医療機関からの申請が見込みを下回ったことによるものです。

事務費につきましては、日本一の健康長寿県構想地域推進協議会や疾病別医療体制検討会議が当初の予定の開催回数を下回ったことによる報償費等の減によるものでございます。

医事指導費につきましては、医療施設近代化施設整備費補助金の減は、年度末の出来高見込み及び補助対象面積が予算時の見込みを下回ったためでございます。

次の48ページをお願いいたします。

4の救急医療対策費でございます。

救急医療施設運営費補助金ですが、救命救急センター運営事業及び救急勤務医支援事業について、国の補助基準額が予算計上時と比べ減となったことによるものです。

輪番制小児救急勤務医支援事業費補助金は、小児科病院群輪番制病院が行う救急勤務医師に対する手当の支給でございますが、他事業で手当の一部が充当されたため不用が発生し、減となっております。

ドクターヘリ運航事業費につきましては、国の補助基準額が上がる見込みで予算計上しておりましたけども、結果的に財務査定で基準額が据え置きとなったことにより不用となったものでございます。

6の災害医療救護体制整備事業費でございます。

災害拠点病院等医療救護体制強化事業費補助金の減は、国の日本DMAT隊員養成研修の受講枠の減少、また病院の事業実施の取りやめによる補助対象の減によるものでございます。

次の医療施設耐震化臨時特例基金事業費補助金及び医療施設耐震整備事業費補助金は、予算化していた事業者の一部取りやめと補助先の事業費が減額となったことによる補助金の減でございます。

次のスプリンクラー等整備事業費補助金につきましては、消防法に基づきましてスプリンクラーの設置義務がない病院や有床診療所の防火対策としてスプリンクラー等の設置に要する費用に補助をするための経費でございます。国の25年度補正予算に対応し、県として予算化するものですが、年度内の執行が見込めないため予算を繰り越しまして26年度に執行する見通しでございます。

事務費の減でございますが、当初予算で計上しておりました航空搬送拠点臨時医療施設整備事業で整備する医療機器等に入札残が出たことによる減、また災害医療対策本部や同支部、災害拠点病院等に配置している衛星携帯電話の更新や新規導入において、本体価格の減や新規導入施設数が見込みを下回ったことによる減でございます。

7の看護の人づくり事業費でございます。

新人看護職員研修事業費補助金の減ですが、当初の見込みよりも実際に研修を実施する病院及び新人看護職員数の採用数が下回ったことによるものです。

看護師等養成所運営費補助金の減は、当補助金を活用する養成所が予算計上時より見込みを下回ったものでございます。

続きまして、49ページにかけての看護師等養成奨学貸付金及び助産師緊急確保対策奨学貸付金は、当初の見込みよりも奨学金の貸与者が下回ったことによる減でございます。

次の8の医師確保対策事業費です。

地域医療再生事業委託料は、高知医療再生機構に委託して実施をする補助事業の助成事業の事業費や申請件数が見込みより少なかったことによる減でございます。

地域医療再生事業費補助金の減は、安芸医療圏における医療情報ネットワークの構築を検討する中で、当初予定よりも機能を縮小したシステムを構築することによる事業費の減、また病院GP養成プログラムに作成に向け、県立安芸総合病院で雇用予定であって地域医療連携コーディネーターが不要となったものでございます。

医師養成奨学貸付金の減は、申請件数が見込みを下回ったためでございます。

9のへき地保健医療対策事業費は、まずへき地医療施設運営費補助金の減は、一部事業者において運営赤字が縮小して補助が不用になったものでございます。

へき地医療施設整備費補助金は、国の補助事業が不採択になったことによる減でございます。

ます。

へき地医療施設設備整備費補助金についても、国の補助事業が不採択となったものによる減でございます。

10の医療施設耐震化臨時特例基金積立金は、利子収入は減少したものの、24年度に取り崩して繰り入れた基金を25年度に繰り越して執行をして精算したところ、繰り入れた額よりも実績が下回ったため、その差額を基金に積み戻すものでございます。

11の地域医療再生臨時特例基金積立金でございますが、こちらも利子収入は減でございますが、24年度に取り崩し過ぎた分を積み戻すもの、また今年度に繰り越した分の医療施設耐震化促進事業費の精算を行ったところ、取り崩し額よりも実績が下回ったため、基金に積み戻すものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

事業の繰り越しでございます。

まず、医事指導費の医療施設近代化施設整備事業費補助金は、事業実施主体の工事の遅延に伴う繰り越しを行うものでございます。

次の災害医療救護体制整備事業費は、医療機関災害対策強化事業費補助金及び医療施設耐震化臨時特例基金事業費補助金、診療情報保全基盤整備事業費補助金について、事業実施主体の工事が遅延したことにより繰り越しをお願いするものでございます。また、スプリンクラー等整備事業費補助金については、先ほど御説明した繰り越し、こちらも含まれております。

へき地保健医療対策事業費は、へき地医療施設運営費補助金、施設整備補助金におきまして、事業主体の工事遅延によるものでございます。

続きまして、条例改正議案の御説明をさせていただきます。

右肩⑥の議案説明書、条例その他の3ページをお願いいたします。

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案でございます。

こちらは、地方公共団体の手数料の標準に係る政令の一部改正などを考慮して行われるものですが、当課所管の衛生検査証登録証明書の書きかえ交付手数料及び再交付手数料に係る事務の根拠規定を法律から省令に改正して、あわせて文言の整理をしようとするものでございまして、今回の条例改正の本来趣旨とは異なるものでございます。内容に変更はございません。

次に、第47号議案の高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する議案について御説明いたします。

次の4ページをお願いいたします。

この基金は、地域の医師確保や救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るために都道府県が策定した地域医療再生計画に定める事業に要する経費に充てることを

目的として、21年度の国の補正予算で造成をし、22年度補正予算及び24年度補正予算の2度の計画策定と基金の積み増しを行ってまいりました。この地域医療再生計画は、平成25年度を終期とする計画でしたので、基金の造成について定めた本条例において、これにあわせて25年度末をもって基金を廃止する旨の規定でございました。しかし、地域医療再生基金事業の実施に係る局長通知が改正され、あわせて26年度以降も継続が必要な医師確保や災害医療などの事業の継続が25年、昨年11月に国に承認されましたので、今回、基金を延長することとして、現在規定している基金の終期を廃止することとするものでございます。

なお、現時点で延長の承認を得ているものは27年度末まででございますが、事業によっては今後、28年度まで延長を申請する可能性がございますので、終期は設定をしないこととさせていただきますと考えております。

以上で医療政策・医師確保課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**西内（隆）副委員長** 御丁寧な説明ありがとうございました。

バージョン3のほうのですね、ページでいうと18ページ、若手医師の育成支援体制の充実のお話でございますけれども、ここで言う高知大学地域枠ワーキンググループですかね、地域医療実習というのはどういうもんなんですかね。これ各ブロックに入るということを指して地域医療実習というんですかねえ。

◎**川内医療政策・医師確保課長** この高知大学地域枠ワーキンググループは、県の奨学金を貸与している学生に対する教育のフォローアップを行うための学内の委員会であります。この地域医療実習は、全ての医学生が県内の各地域、へき地などの医療機関で臨床実習を行うものでございます。これに加えて県の寄附講座である家庭医療学講座が実施をする地域医療道場などへの参加などを通じて、こういった地域医療を目指す医師の教育や、またそういった相談対応などを行っているものでございます。

◎**西内（隆）副委員長** そうしたら私のちょっと意図するものとは違うようなのでちょっとお話をさせてもらおうと、地域包括ケア、医療と介護の今後とか既にどんどん連携を深めていかななくてはいけないということで進んでると思うんですけれども、医師、医療側の介護に対する理解度向上といいますか、一層深めるために、例えば昔、最初にこの介護というのを始めたときケアマネ資格取られたお医者さんとかもいらっしゃったということで、最初はそういうような形があったということですけど、今はどうなのかという、意見書の一つ書くにもちょっと渋ったりとか、そういう実情があるんじゃないかということで、できたらこういう育成体制の研修段階で介護の現場にも入っていただいて、理解を深めていただくような機会などがあればいいんじゃないかなということをやちょっと思うわけですけど、そのあたり御意見を。

◎川内医療政策・医師確保課長 この地域医療実習では医療現場だけではなくて、まさにその地域の中に入って行く実習ですので、例えば梶原町に行った場合、梶原病院に軸足を置きつつ、例えば介護サービスの現場とか、また認定審査会の見学だとか、また住民の方々との懇談とか、そういうふうに関後、地域包括ケアを推進する中で行政、介護の現場との連携が重要ですので、そういったところも十分こういった実習の中に包括してですね、医学生に対する教育を行って、そういった介護や介護保険に関する教育は、例えば公衆衛生や医療制度の講義の中でも触れてきていますので、高知大学全体として、地域医療を取っかかりとして介護・福祉なども十分そういった理解を持った医師の育成ということに他大学よりも配慮をされているんじゃないかと思ひます。

◎西内（隆）副委員長 これぜひしっかりと取り組んでいただければと思ひます。

それと、救急医療提供体制のことで、救急搬送人員の推移で今はふえてるということなんですけど、ここでまあ言うたら小児の話とか、あるいはそれ自体、軽傷者の搬送を極力抑制するといひますか、こういう場合はこうしようという形で啓発によって抑制していくという話でここに書いてあったと思ひますけれども、例えば増加要因として高齢者の割合っていうのはかなり寄与してるんじゃないかと思ひますけど、そのあたり本県の事情、どうなってますかね。

◎川内医療政策・医師確保課長 この救急搬送人員の増加は、やはり高齢者、人口全体の高齢化が影響を及ぼしていると思ひます。長寿県構想の45ページでこの救急搬送人員の推移が出てますけれども、19年度から20年度にかけて一過性で減少がありましたけど、また増加に転じて、23年度から24年度はほぼ横ばいになってます。こここのところの要因の検証はまだ十分できてませんけれども、やはり救急要請の適正利用だとかそういった啓発もしつかりやっていきながら、安易な利用と言うと語弊があると思ひますけれども、適正な利用を進めていくことによって、一定この伸びを少し緩めるか横ばいあたりにできればいいかなと考へております。

◎西内（隆）副委員長 私のちょっと勉強したところによると、高知県なんかは単独といひますか、ひとり身の御高齢者も割と多いということ、そういう関係でふえてる分もあるんじゃないかということ、要因分析もしていかなくてはいけないうてことやったので、その小児系とはまた違う処方箋になってくると思ひますが、ぜひ研究を深めていただければと思ひます。

◎塚地委員 新規事業で高知県の看護を考へる検討委員会事業というのが出されていると思ひますけれども、これまでも看護師不足は県政の重要課題ということ、取り組みを進めてこられて、さまざまな奨学金制度ですとか対策も講じられてきたと思ひますけど、その上でなお今、問題になっていることを整理する会ということやと思ひますけど、これどういふメンバーでどういふスケジュールでどういふまとめをされるのか。

◎川内医療政策・医師確保課長 先ほど塚地委員から御指摘ありましたように、ここの看護師確保対策、また勤務環境の改善などのさまざまな事業を実施をしておりますが、これらの成果とか課題を横串にしてみても、関連はどうかというところを少し腰を落ちつけて包括的にちょっと議論をする場が必要ということで、高知県の看護を考える検討委員会という仮称の委員会を設置をさせていただきたいと考えてます。そこでは看護職員の資質の向上だとか離職防止、復職支援だとか勤務環境の改善などなどが大きな課題になってこようかと思えます。メンバーとしては、当然ながら看護職の職能団体である看護協会、また医師会などの医療関係団体、それと県立大、高知大学などの学識経験者、あと看護職の中でもやはり管理的立場になっている医療機関の主な看護部長、そして病院経営の中核を担っている病院の事務長ですねえ、そういった方々をメンバーとして検討をしていきたいと考えております。検討スケジュールはまだちょっと具体的な献立ができておりませんが、これは常設の検討会という形にして、その年その年での重要課題と取り組みを議論して、次年度の予算要求への反映だとか、また予算は伴わないけれども、新たな取り組みへの反映とか、そういったことを考えております。

◎塚地委員 ということは、一定、検討期間を設けて提言をまとめるっていう形ではなくて、毎年そういう会を開いて翌年度の予算に要望を反映するような形の組織なんですか。

◎川内医療政策・医師確保課長 来年度は予算上年3回実施する予定でございます。まず、論点整理を行って、さまざまな事業の実施状況の評価とかという、長寿県構想のPDCAサイクルの中でこの看護職員対策を検討する場として、常設の事業評価と新たな計画の策定というところにつなげていける会にできればと考えております。

◎塚地委員 看護協会の皆さんが実態をつかんでくださっていると思うので、その意見は重要だと思うんですけど、本当に現場で苦勞している看護師の皆さんが何を考えていて何があったらいいのかということが最大のポイントになると思うんですねえ。だから、現場の声がどうそこに具体的に反映されるかが改善点のポイントだろうと思うんで、例えば保育施設の整備の問題とかいうこともあろうと思えますし、当然、労働条件でいうと決していいとは言えない給料の問題も出てくるので、そういうあたりのこの現場の意見がどこまで反映できるのかというところに配慮したものにぜひしていただきたいと思えますし、そこで出た意見を予算化するっていうのが、それも大変大きな改善のポイントやとは思いますが、ぜひこの課題をこう前向いて進めていく人選なり提言内容なりっていうことに努力していただきたいと思えます。今でいうと、診療報酬の関係でもなかなか決まっていっていい方向に余り向かっていくようには思っていないんで、ぜひ国への提言なども含めて、大いに忌憚ない意見が交換されて提言がされる会にさせていただけたらと思っておりますが、そういう会という位置づけですかね。

◎川内医療政策・医師確保課長 看護職員は非常に幅広い職域で頑張っておられますの

で、当然ながら医療機関だけではなくて、介護施設に従事をする看護職員もおられます。そういった幅広い現場の声、意見をお聞きして、検討が必要なもの、そして改善が必要で県として何か対策を講じたほうがいいものなどを幅広く議論できればと思います。

当然ながら御指摘ありましたように、県政への反映ということに加えて、国へのそういう提言につながるようなことも、考えられないかということは当然この議論の中で課題に出てくると思いますので、御指摘を踏まえながらこの委員会の運営を進めていきたいと思っています。

◎塚地委員 今のお話では、養成機関、看護学校ですかね、大学も含めてやけど、その新たな見直してみたいなことは考えてはおられないんですかね。

◎川内医療政策・医師確保課長 ここでは直接的には看護師養成所等のそういう教育体制についていうことの具体的な中身のところまでは議論をすることにはならないとは思いますが、看護職員の広い意味でのそういった教育体制の構築という中で、卒前教育のあり方とか卒後の臨床研修といいますか、その新人看護職員研修との接続の部分とか、そのあたりの課題を抽出をして、必要な他の対策につなげていけるのではないかと思います。

◎塚地委員 わかりました。それこそやっぱり地域に残っていただく看護師をどう育てるかということがやっぱり最大のポイントにもなつてこようかと思うので、ぜひ養成の部分のところも、検討課題にきちんと養成って書いてあるんでそうなんだと思うんですけれども、議論を進めていっていただけたらなと思っております。

◎土森委員 この医師不足はもう随分長い間、対策をとられてやっていますけど、この平成26年度の取り組みの中でも高知医療再生機構、県、大学、医師会、医療機関が関連して医師の人材確保支援施策を実施をしていくと、こういう26年度の目標を立てたわけです。そういう中で、これまでの成果を見てみると、医療再生機構等との連携による事業の実施により、中長期的に医師を確保、育成する体制が整備をされたと、成果を書いています。というのが、この下にある平成25年、奨学生が131名で、卒業医師、償還期間内22名というふうにあります。この22名の方は医師免許を持って医療活動をしているということですか。

◎川内医療政策・医師確保課長 はい、そのとおりでございます。

◎土森委員 これは、ここにも書いてるように、幡多、高幡、安芸、ここの保健医療圏は全て減少してるということですから、この22名の方がどこの地域で医療活動をしてるわけですか。

◎川内医療政策・医師確保課長 この22名のうちまだ臨床研修中、卒後1年目、2年目の医師が半数の11名おります。これらの方々は県内の臨床研修病院に散らばってますんで、まだ地域医療を担うという意味ではまだ戦力ではないです。3年目以降の11名の方々ですけれども、そのうちの半数は高知大学に勤務をしながら腕を磨いています。大体、大学の

中で2年、3年、腕をつけてから地域に出ていく形になっています。で、幡多けんみん病院に4名、安芸総合病院に1名、あと医療センターに1名在籍しております。

この奨学金は、県内中央部以外の医療機関で勤務をしていただくことが償還免除の前提ですけれども、まだ若いうちは中央の医療機関で償還猶予期間を活用して腕をつけて、それから地域に出ていくという形になってますんで、まだそういう意味では卒業生で、かつ地域に出ている方の数は少ないです。今後、来年度にはこの奨学金の卒業医師が10名と2桁に乗って、その次の年は20名を超えてきて、どんどんとふえていきますんで、彼らのそういう進路相談とかが今後重要になってくるかなと思います。

◎土森委員 25年、26年、27年、28年、29、30年、また徐々にこうふえていくわけですよ。でも、ここに31年は180名が奨学生で、償還期間内でこれが働ける人で、138名ということですが。これ31年までに実質、26年、27年、28年、29年、30年、31年、合わせたら人数はどのぐらいなる。31年で138名になる。

◎川内医療政策・医師確保課長 この138名っていうのが結局、累積した数になります。

◎土森委員 累積した数。

◎川内医療政策・医師確保課長 今、毎年の奨学金の新たな貸付者が30名弱でございます、大体1学年27名から30名ぐらいの方々に貸し付けをしていますんで。そういう方々が順次卒業していくと、平成31年の時点では卒業した医師でまだ義務を果たし切っていない方が140名弱いるという数字になります。

◎土森委員 結局、医師不足の解消という年度設定した場合に、まだ平成の31年にはこれ医師不足の解消までにはならん。

◎川内医療政策・医師確保課長 その時点ではまだ完全には解消にはなっていないかなと思います。この47ページの成果目標のところを書いてありますように、平成10年末に約800人いた40歳未満の医師がこの14年間で約170人減少してきていますので、これらの方々、この数字をできるだけこの状態に戻していく必要があるかと思えます。ただ、10年かけて二百何十人減ってきたものを数年でもとに戻すというのは非常に難しいですんで、ここはやはり10年かかってもとに戻していく必要があるかなと思います。で、750人というのは、大体25歳で医師になりますので、1学年50人ぐらいいるところの数字になりますので、その水準を目標にして戻していくというふうなことで。ただ、これだと、医師数がふえませんが、この下の中期的目標ということで、県内の初期研修医で60名残る、そして3年目以降、高知大学に採用される医師が40人、そしてその他の医療機関で十数名で五十数名分ぐらいが常時フローとして育成されていくという目標と、こうやっていって向こう10年ぐらいかけて徐々に医師不足を解消していくという長期戦略ということになります。

◎土森委員 そう。目標750人とか書いてますよね。10年ぐらいかけてやるということ

すが、これどんどん高齢化が進んで、医療機関にかかる人たちが急にふえてくると思うんですよ。そうすると、ますます医師不足になってくるということでもありますので、成果を上げるようにぜひ頑張ってください。

それと、例えば高知県出身の学生で医学部へ行って、そして県外で働いてる医者っていうのはたくさんおりますよ。ですから、高知県出身の完全に今、医療行為ができてる医者、この調査を一回してみる必要があると思いますよ。そして、ふるさと高知へ帰ってきてくださいと、高知はこれくらい医師不足です、県民が困ってます、何とかふるさとのために働いてもらえませんか、昔、そういう手紙を書いたことがあったん。しかしどこに誰がおるかかわからんでしょ。その調査をしっかりとった上で、高知県出身の県外で活躍してる医者、僕らの同級生にもいて、まだ現役でやっていますけど、そういう人たちをぜひ調査をしてみても声がけをする、こういうことが最も実際、医師確保のためにも成果を上げると思うんです。今までそういうことをやったことありますか、高知県は。

◎川内医療政策・医師確保課長 これは既に一昨年度あたりから着手しております。まず医学部進学者数の多い土佐高校、そして高知学芸高校の同窓会名簿も活用して再生機構の担当専務理事、そして私の名前で、医学部に進学をして医師に既になっている方々にお手紙と高知県の取り組み状況、また再生機構のパンフレットなどをお送りして情報提供をして、その方御自身だけではなくて、同級生で高知に帰りたい方の情報提供もお願いをして、既にこの2校については医学部進学者を、最近はなかなか卒業名簿に掲載したがない傾向もありますんで、若い方々は少し難しいですけども、30代以降の方々についてはほぼ全数把握をしております。今後、これを他の高等学校の卒業生にも着手をしていきたいと思っております。年に1回は郵便物等をお送りするという作業を今後もやっていきたいと思っております。実際にそういったお便りを見て連絡を下さるケースも年に何件かございますんで、この取り組みをもう少し広げていければと考えております。

◎土森委員 そういう事業をやっているわけですから、じゃあどこに誰がおるっていうことは全てもう把握してるわけですか。

◎川内医療政策・医師確保課長 先ほど申し上げましたように、同窓会名簿で把握し切れない部分がありますんで、そこを除けば大体把握をしている状況だと思います。

◎土森委員 これぜひ学校関係者と協力していただければ、ほとんどわかってくると思うんですよ。どこの医学部へ行って、医大に行って、卒業してどこに勤めてるか、その中で何人高知に帰ってきたかとかですねえ、そういうものはやろうとしたらできると思えます。

それと、この26年度の取り組みについて、県外からの医師の招聘だとかこういう事業もやるということも書いていますから、高知県出身だけではなく、高知県出身をもちろん中心にして、県外の医師も高知においでいただくような、そういう取り組みをやろうとい

うふうに、26年度の取り組みでやる考えでここへ書いてますよねえ。ぜひ高知県の医師不足解消のためにまずふるさとへお帰りいただきたいという、高知県出身のドクター、その調査、それからそれに伴う高知が好きで県外から高知で医療活動したいという人たちを、積極的に招聘していくという、これもあわせてやらなあいかんと思いますよ。その辺、これは部長の考えを聞きたくないきませんねえ。

◎山本健康政策部長 今、同窓会の名簿でちょっとやっていますんで、実は個人情報に関係もあるかなと思いつつ、いいかなというところでやってる部分が実はございます。ただ委員言われるようにですねえ、中長期的な対応としての奨学生の部分は当然、徐々に体制整ってききましたけど、まだ10年、15年、本当に息の長い取り組みを今後とも定着するためにまずやっていく必要があります。それと、一方ではやはり即戦力の医師の方にいかに来ていただけるかということで、平成22年からの取り組みで今のところ17名の方に即戦力的な医師では来ていただいていますけども、やっぱり高知の出身で、特に県外で頑張っていた先生方の中では、大活躍されてる間は県外でという方がおいでますけど、ただその方々の御紹介なりですねえ、教えていただいているいろんな関係者の中で高知県にっていう形で取り組んでいただいている方もいますんで、直接帰ってきていただける方、特にこれからでしたら例えば60歳一区切りで最後は高知の地域医療をやろうというような方もおいでるのではないかと思います。ですから、活躍してる40代に帰ってきてくれというのはなかなか難しいかもしれませんが、一定そういうところまでいって最後は高知で医療をというところはかなりあるんじゃないかと思いますんで、その辺も含めて、取り組みしていきたいと思います。

◎土森委員 これてこうちの医療RYOMA大使ということでやっていますんで、ぜひ力を入れてやってください。

◎佐竹委員 当面は医療再生機構を中心に、もともと高知大学の院長をやりよった人や、県立病院の局長もやりよった方もいらっしゃるから、みんなで力を寄せ合うてやらないといかんけど、今、土森委員が言ったように、高知県出身の人で何とかお力をふるさとのためにかしてくれんがということ、知事の名前や部長の名前で前面で出して構わんきいよねえ、やってみにゃいかんじゃなからうかと思うけれどね。

というのは、はや22日に安芸病院が開院する。そうしたら、8人お医者さんが足らんとする、どっかから来てもらうようにしゅうかどうか知らんけれど。幡多の橋院長のところも3人ぐらい足らんとということで、建物は立派にできてねえ、安芸も100億円を超えた施設ができて、中では県民のためにお仕事をされる方々、先生がともかく10人以上も足らんとか、あるいは安芸やったら8人足らんとかいうことは、こらあ何年もかけてやりゆうわけにはいかんからねえ。

だから、その辺はみんなで、関係者で県立じゃったら公営企業局じゃけん。ただ医

師確保ということになると、やっぱり健康政策部。だから、そうやって力合わせてそれをやってみる必要がありやあせんろうかねえ。知事も講演には行かれるけども、そういうことを考え、頭に置いてやっていかないと、建物だけつくって、ベッドだけ整備してよ、お医者さんはいないということでは、これは困ったもんじゃなあと実際は思うね。

それと、医療センターだってそうでしょう。これは精神病院のほうじゃけんどもね。この間もちょっと触れたけども、やっぱり30ベッドぐらいよう使いよらんでしょう、お医者さんがおらんから。9億円か10億円はお金をかけてやってるわけでしょ。その辺が僕はちょっとどうしゅうのかなあと思うわけよ。

それと、今、看護の問題もあって、国のほうもなかなか7対1でやりゆうけんども、7対1で県立病院はやりゆうと思うけんども、細木病院とか大きな病院で全部、厚生省が言うように7対1でやりゆうかよ。そしたら、看護師が足りないところいうて言うけんども、足りないといっても看護師は余るから、それから女子大の看護学部で教育受けたらあふれるから、だから大津の看護師の学校はもう廃校にせにゃいかんというたのは、県庁の当時の部長から幹部じゃきねえ。ほんで、潰したろう。そこで教えよった先生方がまた県のほうへ幹部で何人かお帰りになっちゅうろう。そんなことを考えてみると、何かそのときの思いつきで言うて、それで2年、3年、5年と過ぎていきゆうような気がしたけんども、ひとつ7対1に全部いかにゃあ、頑張っって確保してあげてほしいけんどもねえ。希望ですけんども。

◎**浜田委員長** 関連になりますけれども、全国的には医師不足ってのは高知県だけじゃないと思うんですが、特に高知県でお住まいになられる医師の処遇は全国から見て引けをとるもんなんですか、それとも全国平均より上か下なのか、そこら辺はどうなんですか。そこら辺もやっぱり大いに関係があるんじゃないかと思うんですけど。

◎**川内医療政策・医師確保課長** これは病院の規模とか、また経営母体によって異なりますけれども、恐らく都会の医療機関で高額の給与である民間の医療機関と比べると、高知は恐らく若干低いんじゃないかと思えますけど、平均的に見ると、民間についてはそれほど高知の医師の給料が低いような感じじゃないと思います。公立病院もおおむね国家公務員準拠でありますので、そう大きくは変わらないかなと思います、給与本体という意味ではですね。ただ民間の場合は福利厚生だとか、あと学会等の出張旅費などで県外の大病院で比較的優遇されてる部分があるかなと思います。そういうところで医師が自分自身をこう磨いていくためのコストというところで若干ハンディキャップがある可能性があります。本県では再生機構で若手医師のキャリア形成のための支援を行ったり、また専門医を育成するための支援を行ってきてますので、そういう意味でトータルで見ると、高知県内の医師に対する環境は、自己評価ですけれども、他県にひけをとらないんじゃないかなというふうに思っております。

◎**浜田委員長** わかりました。

それでは、地域医医療を担えるような人材を育成というお話も出ましたけども、安芸病院の一つの大きな金看板と言っているかわからないんですけど、病院GPを育てるという一つの大きな目的もございますが、現在22名で、あとの診療科については高知大学から応援をいただく中で、現段階ではまだ病院GPを育てれるような、お医者さんは1人、指導的なお医者さんはおりますけども、まだそれについて病院GPをやってみようというようなお医者さんがまだ少ないんじゃないかなと思いますけれども、この病院GPっていうのはある程度キャリア形成を積んだ医師じゃないとできない、それとも高知大の医学部を卒業されて御紹介をいただいた比較的若い先生でもこれは臨める世界なんですか。

◎川内医療政策・医師確保課長 この病院GPのこの育成事業と連動して、高知大学と安芸、幡多けんみんの県立2病院でプライマリ・ケア連合学会の後期研修プログラムを策定してやっています。ここでこのプログラムで病院総合医、いわゆる病院GPを育成していく仕組みをこの春からスタートします。まだ門戸をたたいている医師は残念ながらおりませんけれども、当然ながら後期研修医ですので卒後3年目からを対象にしています。十分、現在の初期研修はもうオールラウンドの研修ですんで、それからもうすぐ総合医の育成に乗かっていきますし、実際、自治医大の卒業生は卒後3年目、4年目からはもう総合医として十分活躍していっていますので、今後、病院GPプログラムの活動を今は的場医長が一人でやっている状況ですので、安芸病院でももう少し医師が院内での役割分担がうまく進んでくれば、この病院GP、そして先ほど説明した後期研修プログラムの門戸をたたき医師が出てくると思いますので、今後、健康政策部としても高知大学、そして公営企業局と連携して医学生、また研修医の方々に声かけをしていきたいと思っています。

◎塚地委員 医療機関の耐震化のことなんですけれども、一応25年度末で耐震化率65%でしたかね。医療スタッフが生き残っていただかないと、いざというときに助からないってこともあるし、患者さんの命を守るってこともあって、県として例えばいつまでに100%みたいなものは民間なので持てないと思うんですけど、今そういう計画とか見通しとかはどんな状況なんですかね。

◎豊永医療政策・医師確保課企画監 医療機関全部、病院なんですけれども、今年度末の耐震化率が大体61.8%ぐらいになると思います。この耐震化の強化を始めましてからはかなり進んではきておるんですけども、この数年、なかなか病院の経営の問題とかで、移転先の問題とかそういったもので、耐震化の国の予算とかは一定あるんですけども、それをタイミングよく活用できないということがございまして、はっきり言いまして余り進んでいないというのが現状です。ただ、国のほうも厚生労働省だけではなくて、国土交通省のほうも耐震化にも力を入れてきておりますので、そういったところで新たな制度も今まで以上に活用しやすいような形で一定出てきておりますので、そういったものを活用し、民間の病院の皆さんにもいろいろアピールしながら、何とか少しでも進むように進めてい

きたいなというふうには考えてます。目標としましては、29年度には100%ぐらいまでいくという目標も立ててますけれども、なかなか厳しいとは思いますが、少しでもそれに近づけるように進めていきたいなというふうに考えております。

◎塚地委員 有床診療所は対象には入っていない、病院までなんですか。

◎豊永医療政策・医師確保課企画監 現在のところ、やっぱり大きいといいますかね、病院ということで対象にしてる補助事業っていうのがほとんどです。当然、昨年度から検討して国のほうに政策提言で、例えば有床診療所も災害時には非常に重要な役割を果たすこととなりますので、そういったところも対象に加えていただけないかというような要望を上げてはいますけれども、今のところまだ有床診療所まで耐震化の対象にはなってはいないです。ただ、特措法絡みで、ちょっとこれもなかなかすぐに使えるわけではないですけども、特措法で集団移転によって変わっていきえるというときには、地域医療を担う一定の条件を満たした診療所なども対象になろうというお話は出てきておりますので、そういったものの活用や、有床診療所なども使えるような形のを、引き続き要望していきたいなと考えております。

◎塚地委員 最初のころ、高台移転とかいう、どこに移転するか検討するってこともあって、なかなか計画が進んでいかないですよっていう県のお話もあったと思うんですけど、今はそういう問題点の状況じゃなくて、あくまで病院側のやっぱり経営に一定影響する、進まない最大の要因と対策はどうですか。

◎豊永医療政策・医師確保課企画監 大きく2つで、やっぱり資金繰りの問題ですね。資金がやっぱり補助金はあるけれども、最低でも2分の1ぐらいは出していかなきゃいけないということになりますので、まだその資金をなかなか準備できないということがございますし、あとは先ほどおっしゃいましたように移転する場所がなかなか確保できない。例えば、そこへ戻ってきて建てるとしても、一定の仮移転とか、そういったこともしていかなきゃいけないことにもなってきますので、そういったところでなかなか手を挙げられない、手を挙げてても実際、具体化する中でちょっと先延ばしになってくるとかですね、そういう状況になっています。

◎塚地委員 あと、一定補助の、2分の1補助のかさ上げみたいなことも国には相当やっぱり言うていただかないと、今、病院の経営も決して楽な状況の病院ばかりではないので、先ほど言った29年度100%と一応言った課題をどうクリアするかっていうところが県の腕の見せどころでもあるし、私どもも働いていかんといけませんけれども、やっぱり安心の拠点をどう守るかっていう点は一緒に汗をかいていかんといかんかなあと思うので。

◎山本健康政策部長 国に対しては、いろんな形で政策提言をさせていただいてます。ただ、例えば拠点病院とかっていうことでなくて、一般の病院を全て2分の1より上げるの

は、やはり民間事業者への補助っていう考え方がベースにはどうしてもありますんで、なかなか、もともと2分の1でもかなり高い。3分の1であったりとか4分の1であったりとかをいろんな形でもっと上げないと、実際、事が起こった場合には病院がもう命を守るとりですっていうことでこうずっと提言はしておりますんで、引き続きやっていきますけども、なかなか補助率はこれ以上上げるのは正直、民間への補助というところがかなり大きなネックにはなるだろうなと思います。ただ、要望はずっとしてはいますけども。

それともう一つやっぱりネックはですね、移転っていう言い方ちょっとしましたけど、要は現敷地で今の病院があって建てかえてきて移れるとかだったら進むんですけど、結局、敷地が狭いんで、建てかえるための仮もそうですけど、工事するための土地の確保が難しいっていうのも、特に高知市内であると、大きな要因になってます。

◎塚地委員 やっぱり病院が被災から免れるっていうことは本当に大事な命を救う最大のポイントになるので、そこを単純に民間ということにするのかっていう国の考え方自体も変えていかないといけないと思うんで、要望はしてくださってると思うんですけども、被災地で病院を再建するときも同じ話で再建が物すごくおくれたんですよ。病院を民間と位置づけることによって国の助成が進まなくて、そこは、国のほうに病院というものをどう考えるかっていうことの提言も含めて、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

◎土森委員 ちょっと関連ありますけど、特別委員会で災害時の医療救護体制がいかに重要であるということがよくわかりました。その上で、我々は石巻赤十字病院を調査に行きまして、完璧な体制でした、あれは、本当に。ですから、宮城県あたりも災害時の医療救護ができる病院の指定はたしかしちょっとと思うんですけど、高知県の場合はその指定病院は決めてますか。

◎川内医療政策・医師確保課長 高知県では、災害拠点病院として10の医療機関を指定してます。広域災害時は県外からDMAT等が参集をして、それぞれ災害拠点病院を結節点としてその地域の医療救護に回っていただくようなスキームになろうかと思います。石巻赤十字病院は日赤病院グループとしての全国的なサポートもあってうまく石巻地域の医療救護ができたんじゃないかと思います。私が見てますと、本来ならば災害医療対策支部である福祉保健所が担うような機能まで石巻日赤がやっておられたということのようです。

高知県でもそういった災害拠点病院を基軸とした医療救護体制は重要ですけども、やはり医療機関が、何らかの災害対応を担うという位置づけで、極端に言うと全ての医療従事者が災害医療を担うと、知事からも指示を受けてます。前方展開が底上げによっても実現できるのかなと思いますので、そういった拠点病院の育成と医療機関全体の底上げをあわせて考えております。

◎土森委員 県内には幾つか拠点病院ができると思いますが、今、DMATの話が出ましたけど、実は石巻赤十字病院の先生を来ていただいているいろいろ話も聞きました。そして、

現地に行ってもいろいろ聞いてきたんですが、なかなか花巻空港に着いて、それから被災病院になかなか行きにくいと、行くルートもなかったと。これは大変なことだなあと聞いて聞きました。ですから、そういう方面もしっかり、これ危機管理部がやるかどうかかわらんが、東部においてもしっかりすぐ入っていける。それで、DMATっていうのはもう期間がありますから、最終的にはそのドクターが対応していく。それで、ドクター初め職員、これ被災を受けてまして、家族が亡くなった人たちもいるけど、家に帰らず、帰れるような状態じゃあなかったんですよ。そういうときの体制整備をどうするのか、マニュアルをどうつくっておくのかという、このことも非常に重要な問題になってくると思いますし、それをぜひ早いうちにつくっておくことも大事だと思いますよ。

◎山本健康政策部長 まず、道路の啓開については、危機管理部もそうなんですけど、土木部と、当然うちもそうですし、まず発災直後の拠点施設をどこにするのか、例えばまずは病院、ここの拠点病院が大事だったらこのルートの国道、県道のこの道をまず最重点で啓開をしようという形の道路の啓開計画を、土木部のほうでつくるようにしております。

それから、今、委員から言われたように、被災したときの医療従事者を含めた体制ですね、どこで勤務するのか、要は自分の病院が無事であればそこへ行っていただかなきゃいけませんし、被災してその病院が使えなければ、被害を想定しながらどういう動きをして働いてもらうかを事前に計画つくる必要があると思いますんで、そういう医療救護計画を来年度以降ずっと、できるだけ早くつくっていきたいということで、個別の地域地域のモデルも含めて、検討していくようにしております。

◎土森委員 それで、石巻の日赤でこれいい話聞いたんですけど、一番先に入ってきたのは自衛隊ですわ。自衛隊が入ってきて、道路の啓開とかそういうふうな話もあったけど、ヘリで患者を運んだりドクターを連れてきたりいろいろしたという話も聞きました。ですから、関係する組織とそういう計画づくりをするときには、ぜひその中で検討していくことは非常に重要な点だと思いますんで、ひとつ、いつ来るやらわかりませんから、対応しっかりやっていただきますようお願いいたします。

◎浜田委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎浜田委員長 なければ、ちょうど時間が5時になりましたので、お諮りをしたいと思います。

以上をもって、本日の委員会は終了といたしまして、この後の審査については明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎浜田委員長 異議なしと認めます。

それでは、以後の日程につきましては、明日の午前10時から行いますので、よろしくお願

いたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。御苦労さまでございました。（17時2分閉会）